令和４年（第２回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
１	６月６日	月	開会・提案理由説明	
２	６月７日	火	休会（発言通告締切　正午まで）	
３	６月８日	水	休　　会	
４	６月９日	木		
５	６月10日	金		
６	６月11日	（土）		
７	６月12日	（日）		
８	６月13日	月	質疑・一般質問	
９	６月14日	火	質疑・一般質問・委員会付託	
１０	６月15日	水	休　　会	
１１	６月16日	木		建設経済
１２	６月17日	金		市民福祉
１３	６月18日	（土）		
１４	６月19日	（日）		
１５	６月20日	月		総務文教
１６	６月21日	火		
１７	６月22日	水		議会運営
１８	６月23日	木	委員長報告・討論・採決・閉会	

令和４年（第２回）山鹿市議会６月定例会

目　　次

第１号（６月６日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 3

３．出席議員 …… 3

４．説明のため出席した者 …… 4

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　表彰状の伝達 …… 7

９．日程第４　議案第42号～議案第50号
報告第３号～報告第７号 …… 8

10．提案理由の説明 …… 8

（１）議案第42号（中尾市民部長） …… 8

（２）議案第43号（中尾市民部長） …… 9

（３）議案第44号（中尾市民部長） …… 9

（４）議案第45号（大林総務部長） …… 10

（５）議案第46号（大林総務部長） …… 10

（６）議案第47号（山﨑福祉部長） …… 10

（７）議案第48号（大林総務部長） …… 10

（８）議案第49号（大林総務部長） …… 12

（９）議案第50号（大林総務部長） …… 12

（10）報告第３号（渡邊教育部長） …… 12

（11）報告第４号（松尾建設部長） …… 13

（12）報告第５号（大林総務部長） …… 13

（13）報告第６号（大林総務部長） …… 14

（14）報告第７号（松尾建設部長） …… 14

11．散　会 …… 14

第２号（６月13日）

１．議事日程 …… 17

２．本日の会議に付した事件 …… 18
３．出席議員 …… 18
４．説明のため出席した者 …… 18
５．事務局職員出席者 …… 19
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 20
（１）関口和良議員質疑 …… 20
○石井経済部長答弁 …… 20
（２）関口和良議員一般質問 …… 21
○大林総務部長答弁 …… 21
（３）関口和良議員一般質問 …… 22
○早田市長答弁 …… 22
（４）関口和良議員一般質問 …… 23
○大林総務部長答弁 …… 24
（５）関口和良議員一般質問 …… 25
○山﨑福祉部長答弁 …… 25
（６）関口和良議員一般質問 …… 26
○山﨑福祉部長答弁 …… 26
（７）関口和良議員一般質問 …… 26
○山﨑福祉部長答弁 …… 27
（８）関口和良議員一般質問 …… 27
○早田市長答弁 …… 27
（９）関口和良議員一般質問 …… 28
○渡邊教育部長答弁 …… 28
（10）関口和良議員一般質問 …… 29
○大林総務部長答弁 …… 30
（11）関口和良議員一般質問 …… 30
（12）北原昭三議員一般質問 …… 31
○渡邊教育部長答弁 …… 32
（13）北原昭三議員一般質問 …… 33
○有尾消防本部消防長答弁 …… 34
（14）北原昭三議員一般質問 …… 34
○有尾消防本部消防長答弁 …… 35
（15）北原昭三議員一般質問 …… 36
○渡邊教育部長答弁 …… 37

(16) 北原昭三議員一般質問 …… 37
○渡邊教育部長答弁 …… 37
(17) 北原昭三議員一般質問 …… 38
○大林総務部長答弁 …… 38
(18) 北原昭三議員一般質問 …… 39
○渡邊教育部長答弁 …… 40
(19) 北原昭三議員一般質問 …… 40
○中尾市民部長答弁 …… 41
(20) 北原昭三議員一般質問 …… 41
○中尾市民部長答弁 …… 41
(21) 北原昭三議員一般質問 …… 42
○中尾市民部長答弁 …… 42
(22) 北原昭三議員一般質問 …… 43
(23) 隈部賢治議員一般質問 …… 43
○有尾消防本部消防長答弁 …… 44
(24) 隈部賢治議員一般質問 …… 44
○有尾消防本部消防長答弁 …… 45
(25) 隈部賢治議員一般質問 …… 46
○有尾消防本部消防長答弁 …… 46
(26) 隈部賢治議員一般質問 …… 47
○有尾消防本部消防長答弁 …… 47
(27) 隈部賢治議員一般質問 …… 48
○中尾市民部長答弁 …… 50
(28) 隈部賢治議員一般質問 …… 51
(29) 立山大二朗議員一般質問 …… 51
○大林総務部長答弁 …… 52
(30) 立山大二朗議員一般質問 …… 53
○早田市長答弁 …… 54
(31) 立山大二朗議員一般質問 …… 55
○石井経済部長答弁 …… 57
(32) 立山大二朗議員一般質問 …… 57
○石井経済部長答弁 …… 58
(33) 立山大二朗議員一般質問 …… 59
○大林総務部長答弁 …… 63

（34）立山大二朗議員一般質問 …… 64
○大林総務部長答弁 …… 65
（35）立山大二朗議員一般質問 …… 65
○大林総務部長答弁 …… 67
（36）立山大二朗議員一般質問 …… 68
（37）松見真一議員一般質問 …… 69
○大林総務部長答弁 …… 70
（38）松見真一議員一般質問 …… 71
○中尾市民部長答弁 …… 72
（39）松見真一議員一般質問 …… 73
○早田市長答弁 …… 75
（40）松見真一議員一般質問 …… 75
７．散　会 …… 76

第３号（６月14日）

１．議事日程 …… 79
２．本日の会議に付した事件 …… 80
３．出席議員 …… 80
４．説明のため出席した者 …… 80
５．事務局職員出席者 …… 81
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 82
（１）勢田昭一議員一般質問 …… 82
○松尾建設部長答弁 …… 83
（２）勢田昭一議員一般質問 …… 83
○松尾建設部長答弁 …… 83
（３）勢田昭一議員一般質問 …… 84
○松尾建設部長答弁 …… 84
（４）勢田昭一議員一般質問 …… 85
○石井経済部長答弁 …… 85
（５）勢田昭一議員一般質問 …… 86
○石井経済部長答弁 …… 86
（６）勢田昭一議員一般質問 …… 87
○石井経済部長答弁 …… 87
（７）勢田昭一議員一般質問 …… 88

○渡邊教育部長答弁 …… 88
（８）勢田昭一議員一般質問 …… 89
○渡邊教育部長答弁 …… 90
（９）勢田昭一議員一般質問 …… 90
○堀田教育長答弁 …… 91
(10) 勢田昭一議員一般質問 …… 91
(11) 山下誠治議員一般質問 …… 92
○吉野首席教育審議員答弁 …… 93
(12) 山下誠治議員一般質問 …… 93
○渡邊教育部長答弁 …… 95
(13) 山下誠治議員一般質問 …… 95
○大林総務部長答弁 …… 96
(14) 山下誠治議員一般質問 …… 97
(15) 芋生よしや議員一般質問 …… 97
○山﨑福祉部長答弁 …… 99
(16) 芋生よしや議員一般質問 …… 99
○山﨑福祉部長答弁 …… 99
(17) 芋生よしや議員一般質問 …… 100
○山﨑福祉部長答弁 …… 100
(18) 芋生よしや議員一般質問 …… 100
○山﨑福祉部長答弁 …… 101
(19) 芋生よしや議員一般質問 …… 101
○早田市長答弁 …… 103
(20) 芋生よしや議員一般質問 …… 103
○渡邊教育部長答弁 …… 104
(21) 芋生よしや議員一般質問 …… 105
○渡邊教育部長答弁 …… 106
(22) 芋生よしや議員一般質問 …… 106
○堀田教育長答弁 …… 107
(23) 芋生よしや議員一般質問 …… 107
○渡邊教育部長答弁 …… 108
(24) 芋生よしや議員一般質問 …… 109
○吉野首席教育審議員答弁 …… 109
(25) 芋生よしや議員一般質問 …… 110

○山﨑福祉部長答弁 …… 111
(26) 芋生よしや議員一般質問 …… 111
○山﨑福祉部長答弁 …… 112
(27) 芋生よしや議員一般質問 …… 112
(28) 深牧大助議員質疑 …… 113
○石井経済部長答弁 …… 113
(29) 深牧大助議員質疑 …… 114
○石井経済部長答弁 …… 115
(30) 深牧大助議員質疑 …… 115
○石井経済部長答弁 …… 115
(31) 深牧大助議員一般質問 …… 116
○松尾建設部長答弁 …… 116
(32) 深牧大助議員一般質問 …… 117
○松尾建設部長答弁 …… 118
(33) 深牧大助議員一般質問 …… 118
○松尾建設部長答弁 …… 119
(34) 深牧大助議員一般質問 …… 119
○石井経済部長答弁 …… 119
(35) 深牧大助議員一般質問 …… 120
(36) 有働辰喜議員一般質問 …… 121
○渡邊教育部長答弁 …… 122
(37) 有働辰喜議員一般質問 …… 123
○渡邊教育部長答弁 …… 123
(38) 有働辰喜議員一般質問 …… 124
○渡邊教育部長答弁 …… 125
(39) 有働辰喜議員一般質問 …… 126
○渡邊教育部長答弁 …… 128
(40) 有働辰喜議員一般質問 …… 128
○渡邊教育部長答弁 …… 130
(41) 有働辰喜議員一般質問 …… 130
○渡邊教育部長答弁 …… 131
(42) 有働辰喜議員一般質問 …… 131
○渡邊教育部長答弁 …… 132
(43) 有働辰喜議員一般質問 …… 132

○渡邊教育部長答弁 …… 133
（44）有働辰喜議員一般質問 …… 133
○渡邊教育部長答弁 …… 134
（45）有働辰喜議員一般質問 …… 134
○渡邊教育部長答弁 …… 135
（46）有働辰喜議員一般質問 …… 135
７．日程第２　委員会付託 …… 137
８．散　会 …… 137

第４号（６月23日）

１．議事日程 …… 141
２．本日の会議に付した事件 …… 141
３．出席議員 …… 141
４．説明のため出席した者 …… 142
５．事務局職員出席者 …… 143
６．日程第１　議案第42号～議案第50号 …… 144
７．各常任委員長の報告 …… 144
（１）建設経済常任委員長報告 …… 144
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 144
（３）総務文教常任委員長報告 …… 145
８．質　疑 …… 146
９．討　論 …… 146
（１）芋生よしや議員討論 …… 146
10．採　決 …… 148
11．日程第２　議案第51号～議案第52号 …… 149
12．提案理由の説明 …… 149
（１）議案第51号（大林総務部長） …… 149
（２）議案第52号（渡邊教育部長） …… 149
13．質　疑 …… 150
14．討　論 …… 151
15．採　決 …… 151
16．閉　会 …… 151

６月６日(月曜日)

令和４年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和４年６月６日（月曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　表彰状の伝達

第４　議案第42号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）

議案第43号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第44号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第45号　山鹿市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

議案第46号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第47号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第49号　熊本広域行政不服審査会の共同設置について

議案第50号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

報告第３号　専決処分の報告について

報告第４号　専決処分の報告について

報告第５号　令和３年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について

報告第６号　令和３年度山鹿市一般会計事故繰越しの報告について

報告第７号　令和３年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　関口和良
２番　永田壮拡
３番　深牧大助
４番　原　芳郎

5番	隈部賢治
6番	高橋龍一
7番	豊田新二郎
8番	山下誠治
9番	古川和博
10番	金光一誠
11番	松見真一
12番	立山大二朗
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
15番	勢田昭一
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	冨丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
市民部長	中尾雄二
福祉部長	山﨑寿雄
経済部長	石井耕一郎
建設部長	松尾正都
教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	有尾壽朗
市民部次長	白石浩二
福祉部次長	野満ふみ子
経済部次長	栗原昭浩
建設部次長	山城一夫
水道局長	阿蘇品健
教育部次長	園田正尚

総務課長	永田健一
財務課長	迎田祐樹
税務課長	新堀竜一郎
福祉課長	飯川浩一
農業振興課長	三森一幸

○

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
局長補佐兼議事係長	森　英州
書記	木村隆寛

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○服部香代　議長

ただいまから令和４年（第２回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

皆さん、おはようございます。

令和４年６月定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

先月13日から19日まで、歌舞伎役者で人間国宝の坂東玉三郎さんの八千代座三十周年記念特別舞踊公演が行われました。

ご案内のとおり、平成２年、廃屋同然であった八千代座の復興を願う市民の熱い思いに玉三郎さんが応え、初演いただいて以来、これまでほぼ毎年、八千代座の舞台に立ち続け、全国に同座の魅力を発信していただきました。

この間、演じ手の視点から、八千代座の保存と活用のあり方等について貴重なご意見をいただき、またお客様の目線に立った心配りが同座の環境整備の細部にまで生かされております。

周辺の町並みを含めた八千代座再興までの道のりは、玉三郎さんのご尽力がなければ到底考えられず、その功績に対しまして深く感謝するとともに、引き続き本市の宝であります八千代座を温かく見守っていただきたいと思います。

また、去る５月29日には、第６回やまが豊前街道マルシェ街道浪漫が開催され、私も参加させていただきました。会場にはお子さん連れのご家族や着物・浴衣姿の女性があふれ、多くの方々の笑顔や街のにぎわいを大変うれしく感じたところでございます。このイベントは、行政主導ではなく、民間の方々が主体的に運営されており、私のまちづくりの基本となる山鹿創生に通じるものであります。このような取り組みがさらに広がり、本市全域でのにぎわいにつながるよう大いに期待しているところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、感染力が高いオミクロン株の流行も全国的には減少傾向にありますが、県内の感染者数は依然高どまっており、本市でも直近１週間で28人の方が新たに感染されております。

一方で、ワクチンの３回目接種もほぼ完了し、４回目接種に向けて準備を進めているところでございますが、市内の小中学校でも運動会が無事に開催されるなど、徐々にではありますが、コロナ禍前の日常が戻ってきた感じがいたしております。

このような中、灯籠まつり実行委員会におきまして、規模を縮小した形とはいえ、実に３年ぶりの開催が決定されました。祭りの開催を心待ちにしていた方も数多くいらっしゃると思います。市としましても気を緩めることなく、万全な対策を図りながら、参加される皆様にも、見学される皆様にも、安心して楽しんでいただける灯籠まつりとなるよう、関係者の皆様とともに準備を進めてまいります。

さて、本定例会においてご審議いただきます議案は、条例６件、予算１件、その他２件の計９件と、報告５件であります。これら諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○服部香代　議長

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、芋生よしや議員、小川榮二議員を指名いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○服部香代　議長

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月23日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　表彰状の伝達

○服部香代　議長

日程第３、表彰状の伝達を行います。

このたび、全国市議会議長会会長より、議員在職15年以上の表彰を冨丸洋一郎議員が受賞されました。よって、本日その表彰状の伝達を行います。

受賞者の冨丸議員は、演壇の前へお進みください。

［表彰状伝達］

○服部香代　議長

表彰状

山鹿市
冨丸　洋一郎　殿

あなたは市議会議員として十五年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第九十八回
定期総会にあたり本会表彰規程によって
表彰いたします

令和四年五月二十五日

全国市議会議長会
会長　清水　富雄

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○服部香代　議長

受賞者の冨丸議員は、まことにおめでとうございました。

これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第４　議案第42号～議案第50号
報告第３号～報告第７号

○服部香代　議長

日程第４、議案第42号から報告第７号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

議案第42号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和４年３月31日に公布され、一部の規定を除き、同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日付で専決処分をしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容が、引用条項の移動に伴う整備及び文言の整備など多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点について、ご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

改正の内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5％とする措置が講じられたこと。また、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の見直し、さらに、固定資産税の課税標準の特例措置の創設、廃止等に伴う、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は、一部の規定を除き、令和４年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めております。

続きまして、議案第43号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案も、議案第42号と同様、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、令和４年３月31日付で専決処分をしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めものです。

３ページをお願いいたします。

改正の内容は、先ほどの固定資産税と同様に、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5％とする措置が講じられたこと、また都市計画税の課税標準の特例措置の創設、廃止等に伴う、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は令和４年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めております。

次に、議案第44号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和４年３月31日に公布され、一部の規定を除き同年４月１日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定により、同年３月31日付で専決処分をしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、それぞれ改定するものです。

附則としまして、この条例は令和４年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めております。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第45号　山鹿市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、議案第49号の熊本広域行政不服審査会の共同設置によって、行政不服審査法の規定により権限に属させられた事項を処理するための附属機関を関係市町村と共同設置するに当たり、山鹿市行政不服審査会に関する規定を削るものです。

附則としてこの条例は、令和４年９月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第46号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の介護休暇に係る制度改正等を踏まえ、会計年度任用職員に係る介護休暇及び介護時間の取得要件を緩和するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

議案第47号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、山鹿市鹿本ふれあいセンターの管理を指定管理者に行わせることができるようにする等のため、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和５年４月１日から施行し、準備行為に関し所要の規定を設けることといたします。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正額は５億4776万円です。内訳は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている世帯・事業者への支援に４億9194万1000円、国庫・県補助金を活用して整備した施設の財産処分に伴う返納金4103万3000円、その他の一般行政経費1478万6000円です。

補正予算の主な内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）企画費の中の山鹿市イメージ戦略推進事業500万円は、熊本県のくまモン活用地域資源創出補助金を活用し、豊前街道や八千代座といった地域資源とくまモンのブランド力を連携させた山鹿版くまモンランド構想を推進するものです。

次のふるさと未来創造事業30万円は、熊本県の広域連携プロジェクト推進補助金を活用したｅスポーツ交流イベントなどを行う協議会の運営費を負担するものです。

13ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額１億3416万円は、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対し、一律10万円の臨時特別給付金を給付するものです。なお、令和３年度の同事業において、給付を受けていない世帯が対象となります。

14ページをお願いいたします。

（目）児童家庭支援費の補正額8483万5000円は、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、児童１人につき５万円の生活支援特別給付金を給付するものです。

15ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業総務費の補正額4103万3000円は、平成15年度から平成17年度にかけて整備したバイオマスセンターの廃止に伴い、整備時に交付を受けた国庫・県支出金の一部を返納するものです。

次の（目）農業振興費の補正額334万6000円は、熊本県の園芸・特産事業者緊急支援事業の採択を受け、コロナ禍における資材・燃料価格高騰の影響を受けた園芸・特産事業者の品目転換や、資材購入・機械導入を支援するものです。

16ページをお願いいたします。

（款）商工費、（目）商工振興費の補正額２億6560万円は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を受けている地元経済の活性化を図るため、商品券の発行による消費喚起に取り組むものです。今回は、市民の方を対象に、額面１万4000円の商品券を１万円で、６万冊発行します。商品券の額面総額は、８億4000万円です。使用期間は、９月から12月までを予定しております。

次の（目）観光費の補正額400万円は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地元経済、特に飲食業、小売業などの回復に向け、レシートキャンペーンによる消費喚起、誘客促進を図るものです。

18ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）教育委員会費の補正額300万円は、教育関連への寄附を受け、奨学基金の拡充を図るものです。

続きまして、議案第49号　熊本広域行政不服審査会の共同設置について、ご説明申し上げます。

本案は、本年３月に締結した熊本市と山鹿市との連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に基づく附属機関等の共同設置の取り組みとして、熊本広域行政不服審査会の共同設置団体に新たに本市が加わり、熊本市外12市町村と行政不服審査法第81条第1項の機関を共同設置するために、地方自治法第252条の７第１項の規定に基づき、協議により規約を定めるものです。

附則として、この規約は令和４年９月１日から施行するものです。

なお、本案に関する協議に当たりましては、熊本広域行政不服審査会を共同設置する全ての市町村において議決が必要となります。

続きまして、議案第50号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である小国町外一ケ町公立病院組合の名称変更に伴い、熊本県市町村総合事務組合規約を変更するものです。

附則として、この規約は熊本県知事の許可のあった日から施行し、改正後の規約は令和４年４月１日から適用するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての団体において、議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

報告第３号の専決処分について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、奨学金の返還の請求に係る裁判所への訴えの提起について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告をいたします。

２ページをお願いいたします。

当事者は、原告を山鹿市長とし、被告の住所・氏名は、記載のとおりであります。

事件の概要は、被告が奨学金の返還を怠っているため、原告が福岡簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったところ、被告が同裁判所に督促異議の申し立てを行ったことから、民事訴訟法の規定により、原告から同裁判所に訴えの提起があったものとみなされるに至ったものです。

請求の趣旨として、被告は、原告に対し、滞納額及び申立手続費用を支払うよう判決を求めるものでございます。

以上、ご報告をいたします。

○服部香代　議長

松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

報告第４号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市道の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和４年３月21日、午前10時15分ごろです。

相手方の住所、氏名は記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市鹿北町芋生地内において、相手方車両が市道枝川内村中１号線に布設された側溝を通過した際、当該側溝の鉄製ふたが跳ね上がり、車両の左側が損傷したものです。

損害賠償の額は７万2303円です。

和解事項といたしまして、本市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

報告第５号　令和３年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

（款）総務費、戸籍住民基本台帳費ほか17の事業に係る繰越明許費の金額に対し

まして、記載のとおり、それぞれ令和４年度へ繰り越したものです。

続きまして、報告第６号　令和３年度山鹿市一般会計事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第150条第３項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、農業担い手支援総合対策事業ほか４つの事業について、年度内に支出が終わらなかったため、記載のとおり、それぞれ令和４年度へ繰り越したものです。

以上、報告申し上げます。

○服部香代　議長

松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

報告第７号　令和３年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、ご報告いたします。

２ページをお願いします。

（款）資本的支出、（項）建設改良費、宗方ポンプ場改築更新事業ほか１事業につきまして、予算計上額に対し、記載のとおり、令和４年度に繰越しを行ったものです。

以上、ご報告申し上げます。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

今期定例会において受理いたしました請願等の取扱いについては、請願等文書表のとおりといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時31分　散会

～～～

６月１３日(月曜日)

令和４年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和４年６月13日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．関口和良

質　　疑

（１）議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

Ｐ16（目）商工振興費　　プレミアム商品券事業

一般質問

（１）アフターコロナについて

（２）人口減少対策について

（３）高齢者対策について

（４）山鹿市スポーツ推進計画について

（５）山鹿市ふるさと応援寄附金について

２．北原昭三

一般質問

（１）ＡＥＤの効果的な設置について

（２）閉校後の現状について

（３）狂犬病予防接種率について

３．隈部賢治

一般質問

（１）将来の山鹿市消防団と常備消防の連携体制について

（２）行政区の維持について

４．立山大二朗

一般質問

（１）総合戦略課の体制と今後の方向性について

（２）半導体産業等企業誘致推進本部の進捗について

（３）市職員の人材育成と活用について

５．松見真一

一般質問

（１）自治体ＤＸ推進計画について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	関口和良
２番	永田壮拡
３番	深牧大助
４番	原　芳郎
５番	隈部賢治
６番	高橋龍一
７番	豊田新二郎
８番	山下誠治
９番	古川和博
10番	金光一誠
11番	松見真一
12番	立山大二朗
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
15番	勢田昭一
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	冨丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
市民部長	中尾雄二
福祉部長	山﨑寿雄

経済部長	石井耕一郎
建設部長	松尾正都
教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	有尾壽朗
市民部次長	白石浩二
福祉部次長	野満ふみ子
建設部次長	山城一夫
水道局長	阿蘇品健
教育部次長	園田正尚
総合戦略課長	吉岡隆
情報政策推進課長	飽本勝徳
防災監理課長	園田和雄
市民課長	松林敏治
環境課長	森賢治
福祉援護課長	原幸徳
長寿支援課長	田上博之
商工観光課長	中村武志
商工観光課企業誘致推進室長	中島正博
学校施設課長	渕上邦広

○

事務局職員出席者

議会事務局長	小山天
局長補佐兼議事係長	森英州
書記	木村隆寛

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○服部香代　議長

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○服部香代　議長

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。関口和良議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

おはようございます。

議席番号１番、れいわ創造の関口和良でございます。

早速ですが、発言通告に従いまして、質疑１件、一般質問５件をお尋ねします。

議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）の（款）６商工費の（目）２の商工振興費のプレミアム商品券事業の補正予算２億6560万円についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻による燃油価格や農産物の高騰や値上げラッシュ等、疲弊した地域経済がいまだ回復しない中、本市においては地域活性化の起爆剤として４回目のプレミアム商品券事業が今回計上されています。個人的には商売をしているので、大変ありがたいことだと思っております。

質疑は、前回の事業と比較して、今回の事業の目的というか趣旨について、それから事業内容等について、どのような違いがあるのかお尋ねします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

関口議員のご質疑、プレミアム商品券事業について、お答えをいたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や原油価格・物価高騰の影響を受け落ち込んだ市内経済の活性化を図るため、消費喚起策として、山鹿商工会議所及び山鹿市商工会で組織する団体が実施するプレミアムつき商品券発行事業を支援するものでございます。

昨年度実施いたしましたプレミアム商品券事業につきましては、プレミアム率50％で、額面１万5000円の商品券を５万冊販売しましたが、７万冊を超える多数の

お申し込みをいただき、枚数を調整して販売を行ったところです。

今回は、プレミアム率を40％に下げ、額面１万4000円の商品券を６万冊販売とし、なるべく多くの方が利用できるよう、前回より１万冊ふやし、事業を行うこととしております。

また、大型店以外の店舗で使用できる個店限定券の割合をふやし、1000円券14枚つづりのうち、個店限定券を６枚、全店共通券を８枚として販売する予定です。

このプレミアム商品券を市民の皆様に地域のお店で利用していただくことで、市内全体の経済活性化の一助になればと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

次に、質疑と関連しますが、一般質問、アフターコロナ対策についてお伺いします。

市長は、３月定例会の原議員の質問に、アフターコロナ後の対策については、現在、各部に対して市民や事業者の現状やニーズを踏まえた上で、必要な対策を早急に検討するよう指示をしているとのことでした。加えて、今後の感染状況に応じ、時機を失することなく、市民や事業者が必要とする取り組みに対し、部局横断的に支援する必要があり、新たに設置する総合戦略課を中心に連携を強化し、全庁挙げた総力戦で臨むと答弁されています。

１回目の質問は、地域経済が深刻な打撃を受けている中、市長が指示された支援策については、質疑でお聞きしたプレミアム商品券事業を初め、ほかにどのような支援策が各部から提出され、総合戦略課でそれらの支援策を部局横断的に検討されたのかをお尋ねします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

関口議員のご質問にお答えいたします。

アフターコロナに向けた支援策については、市長からの指示のもと、全庁的に市民や事業者の現状・ニーズを踏まえた対策の検討を今も進めているところでございますが、昨今の原油価格や物価の高騰を踏まえ、コロナ禍と物価高騰のダブルパンチにより深刻な影響を受けることが懸念される生活困窮者や子育て世帯への支援と、

地域経済の下支えに最優先で取り組むこととしました。

そうした理由で、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策の第１弾として臨時特別給付事業、子育て世帯生活支援特別給付事業及びプレミアム商品券事業を柱とする５つの支援策に係る補正予算案を提案しているところです。

議員ご指摘のアフターコロナ対策につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と原油価格・物価の高騰が長期化することも念頭に置きつつ、市民や事業者への影響を的確に把握した上で、本市の実情に応じた効果的な支援策を準備してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

今定例会に計上されている支援策のうち、国の支援策は全額が国の支出金ですので、大変ありがたく思っております。

山鹿市独自の支援策である４回目のプレミアム商品券事業ですが、本事業の恩恵を直接受けるのは登録事業者、そしてプレミアム商品券を購入された方々になります。お金に余裕のある方はお得感を感じて購入されますが、コロナで疲弊し、生活に困窮されている市民にとっては、購入すらできない状況にあります。市民の方はどのように感じておられるでしょうか。その思いは、さまざまご意見をお持ちかと推察いたします。

また、財源については、市民の血税によって積み立てれた財政調整基金を２億4000万円取り崩しての支援であり、基金の取り崩しには市民の皆様が納得されることに対して活用されるのが重要なことかと思います。

今回の支援策について、３月定例会において意気込みを伺っていましたので、全ての市民に対しての支援策があることを正直期待しておりました。しかし、コロナ対策については、支援をする時期、そのときの実情などに合わせた支援策ですので、大変難しいことであるとは理解しております。ウィズコロナ・アフターコロナに対する支援策について、市長はどのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

本県における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、全体として減少傾向にあるものの、今後も新たな変異株への置きかわりが懸念されるなど、いまだ予断を許さない状況にあります。

また、ロシアによるウクライナ侵攻や急速な円安等を背景とした原油価格や物価の高騰は、我が国の経済や国民生活に大きな影響を及ぼしており、早急な対応が求められております。

このような状況の中、私といたしましては、一日でも早く地域経済の回復に向けたアフターコロナ対策を実施したいという強い思いがありますが、何よりも守るべきは、生活困窮者や子育て世帯を初めとする市民の安全・安心な暮らしであることから、まずはワクチン接種などの感染症予防対策の徹底と、原油価格や物価の高騰から市民生活や事業活動を守り抜くための対策に最優先で取り組むべきと判断いたしました。

今後、これらの対策の効果や全国の感染状況、市場の動向をしっかりと見極めた上で、時機を失することなく、市民や事業者の現状・ニーズに応じたアフターコロナ対策を効果的に実施することにより、ウィズコロナ・アフターコロナの新たな社会において、活力あふれる明るい山鹿の未来を切り開いていきます。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

ぜひとも今後、必要なとき、絶妙なタイミングで、今回答弁いただけませんでしたが、部局横断的に検討された支援策等を効果的に出していただき、安心して全ての市民の方々が暮らせるようにお願いいたします。

次に、人口減少対策の質問に移ります。予想をはるかに超えるスピードで急減している本市の人口問題に立ち向かうために、全庁挙げて従来からの取り組みから踏み込んだ施策を行うために、総合戦略課が新設され２カ月ほど経ちました。従来からの取り組みについて、私自身、一定程度効果が出ているものもあるのではないかと感じていますが、いかんせん減少のスピードがすさまじいので、今後の人口減少対策に大いに期待しているところであります。

先日、自民党過疎対策特別委員会にオブザーバー参加をする機会をいただきまして、新法下における過疎地域再生の課題というテーマで、小田切明治大学教授の講演を拝聴してまいりました。全国の過疎の現状や、小田切先生の過疎対策についての提言などを聞き、過疎問題の最前線に触れることができました。

その中で一番印象に残っている言葉に、むら・むら格差という問題があるそうで

す。端的に言いますと、対策に取り組んでいる地域と、何らかの理由で取り組めない地域とで生じる地域間格差問題だそうです。講演内容は、過疎対策でしたが、人口減少対策にも通ずる問題だと思うのでご紹介いたしました。

それでは、質問いたします。山鹿市の人口減少対策の考え方というか、方針について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

関口議員のご質問、人口減少対策に関する市の方針について、お答えいたします。

令和２年国勢調査の結果を見ますと、前回調査からの５年間で我が国の人口は約95万人の減、減少率でマイナス0.7％となっており、急速に人口減少が進んでおりますが、本市では3239人減、減少率はマイナス6.2％と、国を大幅に上回る結果となりましたのは、既にご案内のとおりです。

そのため、本市においては、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、その旗振り役となる総合戦略課を新たに設置し、全庁挙げて各種プロジェクトを推進しているところです。

本市として人口減少対策を推進するに当たっては、今後の人口規模の縮小を前提としつつ、次の２つの観点からのアプローチが必要であると考えております。

１つ目は、人口減少のスピードをできる限り抑制するということです。そのためには、市外からヒト・モノ・カネを呼び込む取り組みと、市内の住民や企業にとどまってもらうための取り組みを両輪で進める必要があり、そうした観点から、移住定住や企業誘致、子育て支援、商業や農林業、観光・宿泊業の振興といった人口の社会増や交流人口のさらなる増加に向けた取り組みの充実・強化を図ってまいります。

２つ目は、人口減少社会にあっても持続可能な地域社会を構築するということです。今後の人口減少や少子高齢化の進展に伴い、地域活動の担い手不足や事業の後継者不足、市職員の減少や財政規模の縮小による行政サービスの低下など、さまざまな課題が懸念されております。

そうした中、将来にわたって地域社会を維持・発展させていくためには、限られた人的・財政的資源をより効果的・効率的に活用した取り組みが重要になるため、デジタル技術の活用による行政サービスの効率化、近隣市町村との広域連携の推進、廃校利活用の促進といった持続可能なまちづくりに向けた取り組みを着実に推進してまいります。

最後に、人口減少社会において対応すべき課題は多岐にわたり、いずれも一朝一夕にはいきませんが、山鹿の明るい未来を切り開くべく、しっかり取り組んでまいる所存ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

答弁いただきましたように、人口減少対策は多岐にわたり、そして将来に向けての対策、今手当てをしなければならない対応と、たくさんありますが、大胆かつ効果的に、そして丁寧に進めていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

第８期の山鹿市高齢者福祉計画の目指す姿は、高齢者が心豊かに暮らし、生き生きと活躍できる都市・山鹿です。先ほども言いましたが、人口減少が急速に進む中、本市において生産年齢人口の中核となる14歳以上65歳未満の人口が著しく減少しております。産業が発展し続けるために労働力の確保が必要で、65歳以上の元気な高齢者も貴重な担い手となり、あわせてこれまでの知恵や豊富な経験が生かされることにより、高齢者社会や地域活性化の意味からも、老人クラブは欠くことのできない存在であると思うところです。

そこで、１回目の質問です。現在、山鹿市老人クラブ連合会と山鹿市老人クラブ連合会未加入の地域の老人会が存在しますが、山鹿市老人クラブ連合会の実態について、クラブ数、会員数、以前と比較してどのように推移しているのか、そして地域別というか、支部単位ではどのような状況であるかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

関口議員のご質問、山鹿市老人クラブ連合会への加入状況の推移につきまして、お答えをいたします。

まず、議員からもありましたとおり、山鹿市の中には、全国老人クラブ連合会に加入をする山鹿市老人クラブ連合会と、これに属さない地域老人会がございます。うち、山鹿市老人クラブ連合会の加入状況につきましては、市町合併時には旧１市４町にそれぞれの支部があり、５支部合わせまして154クラブ、会員総数8180人でございました。10年後の平成27年度末では、４支部で112クラブ、5478人となり、直近では令和４年４月末現在で２支部、36クラブ、1403人となっております。市町

合併時から118クラブ減少しており、減少率76.6％、会員数は6777人減で、減少率82.8％となっております。

また、支部の減少状況につきましては、平成27年度末に鹿央支部が、令和２年度末に鹿北支部が、令和４年４月に菊鹿支部がそれぞれ連合会から脱退をされ、現在２支部となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

クラブ数・会員数の減少に驚くばかりです。

では、２回目の質問です。連合会を脱退された要因は、単位老人クラブごとに違うとは思いますが、何が要因で減少しているのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、山鹿市老人クラブ連合会への加入のクラブ数と会員の減少要因につきまして、お答えをいたします。

減少要因の第１といたしましては、新規会員の減少と考えております。老人クラブ加入要件は、おおむね60歳以上となっておりますが、60歳以上の就労人口の増加を初め、趣味の多様化など、ライフスタイルの変化が新規会員に結びつかない主な理由と思われます。

また、減少要因の第２といたしましては、老人クラブ内の高齢化が進む中、役員のなり手不足も重なり、現会員への負担感が増加しているためではないかと推察しております。

以上、お答えいたします。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

要因はわかりました。また、自分が考えるに、地域の方々の価値観の変化も要因の一つではなかろうかと思います。

それでは、３回目の質問に入ります。鹿北、菊鹿、鹿央の３つの支部が連合会か

ら脱退されていますので、これまで単位老人クラブに助成されていた補助金も当然なくなります。しかし、各地域では解散せずに活動されている団体もあると思います。連合会に加入されずに、単独で活動している団体の現況についてお尋ねします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、老人クラブ連合会未加入の団体等々の状況について、お答えをいたします。

先の３月定例会で、山鹿市老人クラブ連合会や地域婦人会などに所属されずに活動されている高齢者への支援も今後必要ではないかというご意見をいただきました。このことを受け、現在、老人クラブ連合会未加入の団体を含めた組織の状況調査を全ての行政協力員の皆様にお願いしておるところでございます。７月には、団体数など、組織の現状について把握できるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

最後の質問は、市長に答弁をお願いしたいと思います。

これまで答弁された状況や、老人会のありようについて、どのような対策が必要で、今後どのような対策、支援策が必要であるかと思われるのかお尋ねします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

現在も地域の高齢者の皆様には、老人会の中だけの活動ではなく、清掃作業など、地域のための活動も展開されており、大変ありがたく思っております。

しかし、先ほど福祉部長が申し上げましたとおり、山鹿市老人クラブ連合会では会員減少が続いており、組織の維持にも苦慮されている現状がございます。

その主な要因は、就労人口の増加や趣味の多様化などにより、新たな会員が集まらないためと考えられます。

老人クラブ連合会に参加している老人会以外の地域老人会の数につきましては、現在調査中で、詳しい状況が把握できておらず、明確にお答えできる段階ではござ

いませんが、引き続き、老人クラブ連合会への支援は継続しながら、調査結果を踏まえ、状況を把握した上で総合的に判断してまいりたいと思います。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

老人クラブは、本市において高齢化社会を生き抜いていくため、なくてはならない組織です。健康づくり、子供の見守り、奉仕活動など、多くの活動を行いながら、地域づくりに貢献しています。なので、福祉部だけでなく、全庁挙げて早急に考え、取り組む必要があると強く思います。

例えば、活動しやすい環境整備等、ソフト面もよろしくお願いいたします。

次に、山鹿市スポーツ推進計画についての質問に移ります。この計画の基本方針は４つの柱で構成されており、その中のスポーツによる地域振興の中で、大会・合宿などのスポーツコンベンション活動の積極的な展開についてをお尋ねします。

本計画中、スポーツ交流人口の拡大による地域振興については、重点事項にもなっており、このことは人口減少対策にも大いに寄与するものと思っております。積極的に事業展開を図っていただけるものだと期待しておるところです。

これから各種スポーツ大会や合宿の誘致に向け、組織体制も構築されていくものと思いますし、同時に受け入れのための施設の維持・補修や整備、そして協議等に応じたトレーニング機器の導入、備品の購入、さらには人材の育成も必要となります。

そこで、お伺いします。大会や合宿の誘致をどのような体制で推進されるのか、また誘致のための新たな助成や施設・設備の整備についてお尋ねします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、誘致受け入れ体制について、お答えを申し上げます。

本年３月に策定をいたしました山鹿市スポーツ推進計画は、スポーツで人輝くまち・やまがを基本理念とし、“する”スポーツの推進、“観る”スポーツの普及、“支える”スポーツの充実、“つながる”スポーツによる地域振興の４つの基本方針を掲げています。

その方針の一つ、“つながる”スポーツによる地域振興の重点事項に、スポーツ交流人口の拡大による地域振興を挙げ、まず１つ目に大会・合宿などのスポーツコ

ンベンション活動の積極的な展開を、２つ目に観光関連事業者チームとの連携による経済振興、３つ目にスポーツコンベンションを推進する組織体制の整備に取り組むといたしております。

これまでも、スポーツによる地元経済の活性化策につきましては、観光関係団体及びスポーツ関係団体などと連携を図り、大会や合宿等の誘致を行ってきたところでございます。

お尋ねの、スポーツイベントなどの受け入れ体制につきましては、さらに誘致活動を推進していくために、関係団体との連携をより一層強化し、計画から実行までを行う組織体制の整備が不可欠であると考えておりますので、官民連携による組織体制の仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、誘致のための助成や施設・設備の整備等につきましては、これまで誘致のための助成については、平成28年度から市の委託事業として、山鹿温泉観光協会が窓口となり、スポーツ大会・合宿等に係るＰＲ、情報発信とともに宿泊費等の助成を行ってきております。

また、施設の整備に関しましては、総合体育館、鹿本体育館の施設照明のＬＥＤ化や市民球場の大規模改修など、カルチャースポーツセンターを初めとする社会体育施設について、各種競技、スポーツイベントがより円滑に開催できますよう、施設の維持や設備の整備に努めているところでございます。

これまでの取り組みを踏まえ、誘致のための新たな助成事業や施設・設備の整備・充実につきましては、それぞれに費用対効果も十分に考慮しつつ、その必要性について関係団体と協議を重ねてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

引き続き、よろしくお願いいたします。

最後に、山鹿市ふるさと応援寄附金についての質問に移ります。

昨年の６月定例会より、ふるさと応援寄附金について、我が会派で毎回質問をしており、その都度、寄附実績等を答弁いただいておりますので、今回も本年１月から現在までの寄附実績をお尋ねします。

また、今年度は応援していただく目標額を５億円と高く設定されていますが、その目標をどのようにして達成されていくのかを、あわせてお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和４年１月から５月の寄附実績につきましては、５月31現在、申し込みベースで2148万3000円となっており、前年比100.2％と、ほぼ前年並みの実績となっております。また、品目では、赤卵、スイカ、デコポンの順に申し込みが多くなっている状況です。

次に、今年度の寄附額の目標と寄附額をふやすための取り組みにつきましては、今年度は昨年度の寄附実績の約５倍に相当する５億円を目標にしております。この目標の達成に向け、寄附額をふやすための取り組みとしまして、まず３月から中間事業者を１社ふやして合計３社とし、返礼品の商品開発等に重点的に取り組んでおります。また、６月１日に新たにふるなび、ａｕＰＡＹふるさと納税、ＡＮＡふるさと納税の３つのポータルサイトを追加し、さとふる、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイスと合わせた計６つのポータルサイトで寄附受付を開始しております。

さらに、返礼品のさらなる増加や魅力的な返礼品の開発に向け、今年度から総合戦略課内にふるさと応援寄附金の担当職員を１名配置し、年度当初から積極的に返礼事業所等への働きかけを行っているところです。こうした取り組みに加え、本市の返礼品であり、フランスの国際ワインコンクール「シャルドネ・デュ・モンド」にて、国内のワイナリーで唯一シルバーメダルを受賞した「菊鹿シャルドネ」のＰＲキャンペーンも計画しているところであり、その他の返礼品についても、最新のトピックを活用したＰＲキャンペーンを随時実施するなど、新たな取り組みを積極的に展開し、目標額の早期達成を目指してまいります。

以上、お答えいたします。

○服部香代　議長

関口議員。

［１番　関口和良　議員　登壇］

○関口和良　議員

山鹿には、自信を持って自慢できるというか、お勧めできるものがたくさんありますので、それらを余すことなく、オール山鹿で目標に向かっていければと切に願います。

以上で、質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、関口議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時39分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前10時49分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

皆様、こんにちは。

議席番号19番、公明党の北原昭三でございます。

発言通告に従いまして、過去に質問いたしましたその内容の進捗状況と市民の皆様からの問い合わせに対する、その内容につきまして、一問一答にて今回３件の質問いたします。よろしくお願いします。

１件目、ＡＥＤの効果的な設置について、お伺いをいたします。皆様ご存じのとおり、ＡＥＤとは心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態、心室細動になった心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器であります。2018年度中に一般市民の方がＡＥＤを使用した事例は1254件となっております。心肺停止は、早い段階で電気ショックを与えれば回復いたしますが、10分を過ぎると救命は難しくなります。救急車でも119番通報から到着まで平均約６分はかかります。救急車が来るまでの応急手当てが大変大事であると言われております。平成16年７月より医療従事者ではない一般市民でも、このＡＥＤの使用ができるようになりました。

私は、平成17年12月定例会におきまして公共施設に設置の質問や、平成19年６月議会では小中学校にＡＥＤの設置及び救命講習等を求めてきたところでございます。現在はほとんどの学校公共施設など、多くの人が集まる場所でＡＥＤの設置は済んでおります。学校では、学校校内に設置してありますが、学校が休みのときは使えない状況などを踏まえ、平成30年６月定例会でＡＥＤの活用と設置場所の中で、１点目、学校での心肺蘇生法と危機管理体制の整備について、２点目、校舎外にＡＥＤの設置について、３点目、コンビニでＡＥＤの設置についての質問をいたしております。

まず初めに、校舎外にＡＥＤの質問に対し、メリット・デメリットの答弁をいただいております。その中でＡＥＤの貸し出しを行うなど、想定される利用形態を調査した上で、よりよい実効的な手法も研究する必要があるかと思っていますとの答

弁であります。その後、利用形態の調査、より実効的な手法の研究結果についてお知らせをいただきたいと思います。

また、校舎外へのＡＥＤの設置についての見解と、学校編成により不用となったＡＥＤはどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、小中学校の校舎外へのＡＥＤ設置について、お答えを申し上げます。

まず、設置の状況につきましては、15の小中学校全てにＡＥＤを設置しているところでございます。設置の形態は、全校とも本市の賃貸借契約分による１台と、熊本県ＰＴＡ教育振興財団からの貸与による１台の計２台を設置をしており、設置場所は、職員室、玄関、保健室及び体育館と限られており、現在のところ、校舎外へ設置している学校はございません。その一つの理由には、ＡＥＤ１台当たりの価格は30万円程度と高額な医療機器であり、校舎外の設置となれば、盗難などの管理面の課題が挙げられます。

全国的には、ＡＥＤの屋外移設等の事例もございますが、県内13市においては、現在のところ、第２グラウンドを持つ中学校の倉庫に設置してある市の１校以外は、校舎内及び体育館内の設置となっております。特に、休日や夜間に学校施設を利用する際にも、学校備えつけのＡＥＤ貸し出しを行っている事例も、今のところはないようでございます。

一方、確認可能な過去11年間において、市内全ての小中学校でのＡＥＤ使用実績は、幸いにして一度もございませんが、今後、部活動の地域移行への議論が進む中、学校管理下以外での学校施設使用頻度が多くなることも予想されます。

万一、活動中の事故等により心停止となる、極めて危険で緊急を要する事案が発生した場合は、屋内の設置であってもＡＥＤを活用できるような緊急措置が必要とまいります。そのために、玄関等のわかりやすい場所へのＡＥＤの設置、及びＡＥＤステッカーによる明示など、使用者への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校再編により不用となったＡＥＤ利用につきましては、賃貸借契約に基づき契約相手方に返却しているため、移設しての利用は行っていないところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

万一、活動中の事故等により、心停止となる極めて危険で緊急を要する事案が発生した場合は、屋内の設置であってもＡＥＤを活用できるような緊急措置が必要となります。そのために、玄関等のわかりやすい場所へのＡＥＤ設置及びＡＥＤステッカーによる明示など、使用者への周知に努めてまいりたいと考えておりますとの答弁がございました。

ＡＥＤの使用は、当然ないほうがいいわけでございますけども、一命にかかわる場合は必要と思っております。ＡＥＤステッカーによる明示など、対策の話がございましたが、時間外に鍵のかかった校舎内のＡＥＤを利用する場合はどうするのかなと疑問点が残りました。

それでは、校舎外にＡＥＤを設置されています福岡県みやま市の教育委員会へ設置状況について、訪問しお話を聞いてきましたので、ご紹介をいたします。みやま市議会にて、令和元年６月議会の一般質問にて、ＡＥＤの設置場所について、放課後児童クラブでも使えるよう、屋外に移設したほうがよいとの意見があり、その意見を踏まえ、令和元年９月ごろから市内小中学校のＡＥＤの設置場所として、学校棟の入り口の屋根がある日の当たらないところを選択し、屋外設置となるよう、学校用務員でその移設工事をされたとのことでございます。費用はほとんどかかっていないとの話でありました。２年に１回、バッテリーと消耗品のメンテナンスがあり、品質的な問題もなく、当初心配した盗難やいたずらの報告は受けていないとのことでございました。大変失礼とは思いますが、議会質問に対し、市民の安全を守るため、どれだけその真剣に考えるか否かの差だろうと感じた次第でございます。

屋外設置の例は、全国的にふえてきております。屋外設置に伴う盗難など、防犯面、電源確保などの問題も、多々あるかとは思いますけども、みやま市などの事例を考慮しながら、緊急時、効果的にいつでも使用できる体制を検討していただきたいと思います。

続きまして、２点目、コンビニへＡＥＤの設置についてお伺いをします。この件につきましては、平成28年、平成30年と、過去に２回質問をいたしております。平成30年の答弁では、消防本部としましては救命率の向上を重点目標とし、毎月の救命講習の実施や普及啓発を継続し、出前講座など幅広く市民の皆様のニーズに合った救命講習を展開していきたいと考えているところとの答弁がございました。

お伺いいたします。毎月のこの救命講習の実施状況や、どのような普及啓発をされたのか、また出前講座の回数並びに市民のニーズに合った救命講習の回数など、

お知らせください。救命率の向上を重点目標とし、救命講習の実施は必要項目と思います。また、24時間営業のコンビニへＡＥＤが設置されれば、より安心を感じるのではないでしょうか。コンビニへのＡＥＤ設置についての見解をお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

［有尾壽朗　消防本部消防長　登壇］

○有尾壽朗　消防本部消防長

北原議員の質問、コンビニへのＡＥＤ設置について、お答えいたします。

当消防本部として、コンビニにＡＥＤは設置しておりません。また、県内におきましても、消防本部が設置するＡＥＤはございませんでした。

現在、ＡＥＤの価格につきましては、メーカーや機種によって幅がありますが、１台30万円程度が一般的で、さらにバッテリー寿命は４年程度、電極パッド使用期限が２年程度であり、維持管理が必要になります。また、リース契約につきましても、契約内容にもよりますが、年間10万円程度の費用が１店舗当たりかかります。

救急現場において、応急手当ての実施状況は増加傾向にあるものの、まだまだ十分ではなく、消防本部といたしましては救急現場に居合わせた応急手当てができる人、いわゆるバイスタンダーの育成がさらに必要と考えます。

しかし、ここ２、３年はコロナ禍において、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたことで、職員の派遣が制限され、救急法の普及啓発については、例年の３割程度と、十分な指導ができませんでした。

本年度も救命率の向上を重点目標としており、毎月第４日曜日開催の普通救命講習、自主防災訓練や学校、事業所等に対しての救急法を実施し、救命率の向上を目指しております。

北原議員ご指摘のとおり、24時間営業のコンビニにＡＥＤが設置されれば利便性があることは理解しているところでございますが、当消防本部といたしましては、最優先課題として、バイスタンダーの育成を目標に掲げており、現時点において、コンビニへＡＥＤを設置することは考えておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

バイスタンダーの役割は、心停止の早期認識と119番通報、一次救命処置です。

私たちも議会として、昨年11月24日、消防本部のお世話になりまして、応急手当ての基礎知識を教えていただきました。一次救命処置を適切に行うことで、救命率が上がるだけではなく、苦痛の軽減や症状の悪化の防止が期待できます。反対に、適切な処置を行わなかった場合、すぐに命にかかわる事態でなくても、容態が悪化することで亡くなるリスクが高まります。

それでは、ＡＥＤが身近にある町、むなかた・ふくつＡＥＤステーションの状況についてご紹介をさせていただきます。宗像・福津市内でＡＥＤを設置している事業所のうち、申請のあった事業所をＡＥＤステーションと認定し、市民が万一重篤な状況になった場合、この事業所のＡＥＤを貸し出し、市民の手でよりよい、迅速かつ効果的な救命処置が行える環境づくりを目指されております。また、コンビニＡＥＤ事業にも取り組んでおられます。夜間や休日など、むなかた・ふくつＡＥＤステーションだけでは対応できない時間帯を補完するため、宗像・福津市内で24時間営業しているコンビニに宗像地区消防本部がリースしているＡＥＤを設置させていただき、さらなる救命率の向上を目指すための制度でございます。令和３年９月１日現在、設置協力店舗数50店舗とありました。先進導入自治体の状況等も確認していただきたいと思います。

続きまして、３回目、女性に配慮したＡＥＤの利用方法について、お伺いをします。令和元年５月、京都大学等の研究グループから次のような報告がなされております。全国の学校の校内で心停止となった子供232人について、救急隊が到着する前にＡＥＤのパッドが装着されたかどうか調べたところ、小学生と中学生では男女に有意な差はありませんでしたが、高校生になると大きな男女差が出ていました。研究グループによりますと、女性の服を脱がせることへの抵抗感からＡＥＤの使用率に男女差が生じているのではないかと分析をされております。

また、東京都多摩府中保健所では、女性に配慮した使用方法があることを広く周知し、性別にかかわりなくＡＥＤを使用できるよう、さらにＡＥＤの使用に対する心理的抵抗感を軽減できるように、普及啓発資材を作成し、市民に喜ばれているそうでございます。

山鹿市消防本部として、女性に配慮したＡＥＤの利用方法についての見解をお伺いいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

［有尾壽朗　消防本部消防長　登壇］

○有尾壽朗　消防本部消防長

北原議員の質問、女性に配慮したＡＥＤの利用方法について、お答えいたします。

ＡＥＤは、平成16年７月より、医療従事者でない一般市民でも使用できるようになりました。重篤な不整脈によって、血液のポンプの役割が果たせない状態を正常なリズムに戻すための医療機器がＡＥＤです。山鹿市消防本部の救急法指導では、ＡＥＤの取り扱いに対して、女性に配慮したＡＥＤの利用も指導しております。

内容としましては、ＡＥＤパッドは衣服を脱がさず素肌に貼りつけることができれば、下着を外さず貼ることが可能です。下着のワイヤー部分や、ネックレスはパッドに触れていなければ、無理に取り外す必要はありません。パッドを素肌に直接貼った後、その上からタオルや衣類をかけて肌を隠すようにしても、ＡＥＤの機能には問題ありません。しかしながら、ＡＥＤのショックは１分遅れるごとに、救命率は10％ずつ低下すると言われています。

女性に対するＡＥＤ使用を戸惑うあまり、パッドの装着が遅くなり、また使用しなかったとなれば、救命率の向上は望めません。電気ショックまでの時間を遅らせてしまわないよう、今後も救急法指導時は、女性に配慮したＡＥＤの使用方法を、十分浸透するように指導していきたいと考えているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

女性に配慮したＡＥＤの使用方法を十分浸透するよう、さらなるご指導をよろしくお願いをいたします

２件目、閉校後の現状についてお伺いをします。令和２年６月定例会におきまして、旧鶴城中学校の跡地活用について質問をいたしております。答弁より、山鹿中学校との統合により、平成31年３月末をもって学校の役目を終えました。閉校後は、山鹿中学校の部活動施設が不足状態にあることから、体育館及びグラウンドを山鹿中学校の学校施設として活用しているとありました。

令和元年11月２日から４日にかけて、閉校校舎において、やまがアートｉｎ鶴城が開催され、写真などの出展があり、多くの参加者でにぎわいました。展示をご覧になられた方から、常設展示をしていただきたいとの声も多かったと聞いております。コロナ禍でここ数年はイベントがなかったわけでございますけども、ことし、イベントの再開を検討されておりましたが、電気がとめられ、当然、水も出ません。このような状況では、開催は大変難しい、残念ですとの声も聞きました。現在の旧鶴城中学校の現状についてお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、旧鶴城中学校の現状について、お答えを申し上げます。

旧鶴城中学校につきましては、開校後、体育館及びグラウンドを山鹿中学校の部活動で活用しておりましたが、年々利用頻度が低くなり、昨年度末でその役目を終えたところでございます。

一方、施設を継続して使用する上で不可欠な、電気並びに水道設備に関しましては、現在使用を停止している状況でございます。停止の理由は、電気設備は不具合によるもので、水道設備に関しては老朽化による漏水が主な要因でございます。

グラウンドに関しましては、行政活用する方針で計画を進めており、まずグラウンドの西側約2600平方メートルの敷地は、令和２年の豪雨災害により、旧鶴城中学校の近くにある津留配水池が被災をしたことから、新しい水道施設の建設に向け、本年度より整備が進められます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

旧鶴城中学校の現状について、再質問をいたします。

答弁で、施設の面では電気設備の不具合から、昨年末に電気の利用を停止している状況です。また、水道施設についても、老朽化による漏水が見られ、現在、利用を停止しているとありました。

それでは、２点について質問をいたします。

１点目、電気施設の不具合箇所など、具体的な内容について説明をお願いいたします。

２点目、全体的に年々老朽化してきている状態です。行政活用がないようでしたら、地元への活用に対する問い合わせも必要と考えます。最終的にどのような活用になるとお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、電気設備の不具合箇所について、お答えを申し上げます。

お尋ねの電気設備の不具合とは、キュービクルと呼ばれる受変電設備に、人体に有害なＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）が低濃度ではありましたが、含まれていることが確認をされたことによるものでございます。この対応には、国から県を通じ、処分期限までに適正に廃棄処理をするよう通達があっており、キュービクル内の機器の撤去をしたところでございます。

次に２点目、旧鶴城中学校の今後の利活用について、お答えをいたします。

現状の活用については、水道施設建設のほか、旧用務員住宅をお試し住宅として、校舎内の一画を市で使用する資材の一時的な保管場所として活用をいたしております。

このように、グラウンドの一部や旧用務員住宅につきましては、行政活用として使用をしていることから、それ以外のグラウンドの残地や校舎、体育館の活用に関しても、今後、行政活用の方向で、庁内で組織をいたします公有財産管理・運用検討委員会において、協議を重ねていくことといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

今後につきましては、行政活用の方針で今後協議を重ねられるとの答弁でございました。

私個人の見解では、地理的にも大変いい場所であり、行政活用ではなく、またこうした民間企業等、こちらのほうもぜひ検討していただければと思っております。

山鹿市ホームページに、旧鶴城中学校は指定緊急避難場所・指定避難所一覧の中に掲載されており、指定緊急避難場所９カ所の中に入っております。指定緊急避難場所とは、災害の恐れがあるとき、緊急に避難し、身の安全を確保するための場所とうたってあります。災害はあってはなりませんが、最近は想定外の災害がいつ発生するかわかりません。先ほど申し上げましたが、旧鶴城中学校には電気がとめられております。もし災害が夜発生した場合、真っ暗な中、また暖房も冷房も使えない、トイレも使えない状態にありますが、指定緊急避難場所とされておりますが、問題はないのでしょうか、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

北原議員のご質問に、お答えいたします。

本市では、災害対策基本法に基づき、地域防災計画を策定し、その中で避難する場所等について指定しております。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民や、災害により自宅に戻れなくなった住民が一定期間生活を送る施設であり、指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から一時的に身の安全を確保するための施設や場所を指定したもので、その開設に当たっては、災害の規模や地域の状況により、対象施設等の安全を確認した上で開設しております。

ご指摘の、旧鶴城中学校の体育館は、指定緊急避難場所と指定しておりますが、電気機器等が使えない状況であれば、指定緊急避難場所としての利用には適さないため、市が開設します他の避難所へ早めに避難していただくようお願いいたします。

なお、現在指定しております指定避難所や指定緊急避難場所において、避難先として適さないことや、公共施設の再編整備状況等により、検証や見直しの必要性が生じておりますので、今後、早急に避難所等の見直しを図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

避難先として適さないことや、公共施設の再編整備状況等により、検証や見直しの必要性が生じておりますので、今後早急にこの避難所の見直しを図ってまいりますとの答弁でありました。市民が安心して過ごせる避難所の体制づくりをよろしくお願いをいたします。

それでは、閉校後の現状について、今後の総合的な考え方についてお伺いをいたします。活用状況の判断として、行政施設としての活用を検討し、行政活用が見込まれない場合は、地域での有効な利活用を校区の皆様にお諮りし、地域での活用もないということになれば、民間企業への活用を検討したいとの答弁があっており、検討期間は決まっていないようです。行政施設として活用期間何年とか決めて検討しないと、校舎の老朽化が進み、使いものにならない恐れがあると私は思います。

検討期間を決めることが必要と思います。既に閉校になっている校舎並びに今後残念ながら統合が予定されております平小城小学校並びに三岳小学校の閉校後の活用状況の期間の検討についての見解をお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、廃校跡地の有効な活用の総合的な考えについて、お答えを申し上げます。

これまでの学校施設跡地の利活用につきましては、まず市としての活用見込みがないかを各部局へ意向を聴取をし、その結果、行政活用が見込まれない場合は、地元活用の有無を確認するため、校区内の関係団体への聞き取り調査や、必要に応じては、行政協力員を通じてアンケートをお願いするなどの対応を図ってきております。

ご提案いただきました、行政活用や地元活用を検討する期間に一定の期限を設けることでございますが、ご提案のとおり、一定の期間を設けることで、その処分の進捗や廃校の利活用に対する意識の啓発など、内外に向けた情報の提供という面から効果があると思われます。よって、今後は検討期間の採用については、関係部署とも協議を重ねてまいりたいと思います。ただ、民間への移譲が見込まれる物件であれば、より早く各段階の検討期間を短縮し、企業等のニーズに添えるような臨機応変な対応が必要になってくるとも思っております。

いずれにいたしましても、行政活用及び地元での活用が見込めない廃校跡地については、民間活用を進めるという基本的な考えのもと、関係部局と協力し、利活用のあっせんに努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

何回も申し上げますが、基本的な考えは理解しておりますが、この検討する期間に、やっぱり一定の期限を設けていただきたいと思います。

続きまして、３件目、狂犬病予防接種の接種率について、お伺いをします。狂犬病はウイルスによる感染症であり、犬の飼い主には年１回の狂犬病予防注射が義務づけられています。しかし、近年、狂犬病予防注射の接種率は低下傾向にあると聞いております。確かに、現在は国内での感染事例はありませんが、海外では今でも多くの国々で狂犬病が発生しており、年間約６万人が死亡しているとも聞いております。今後も、予防接種の接種率が低下し続けた場合、狂犬病が再び国内で発生することも想定されるのではないでしょうか。

犬を飼い始めたら、子犬は生後91日になったら狂犬病予防法第４条に30日以内に

登録、狂犬病予防法第５条に年１回の狂犬病予防注射が義務づけられております。本市の接種率はどのようになっておりますか。過去３年間の接種実績並びに県の平均と比較した場合、どのようになっているかお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、本市における狂犬病予防注射の接種率について、お答えいたします。

狂犬病予防注射の過去３カ年の実績につきましては、令和元年度は登録頭数3116頭に対しまして、接種頭数が2144頭、接種頭数を登録頭数で除した接種率は68.8％でありました。令和２年度は登録頭数3122頭、接種頭数2087頭で、接種率66.8％、令和３年度は登録頭数3082頭、接種頭数2041頭で、接種率が66.2％となっております。

なお、全国の接種率につきましては、令和２年度におきまして70.2％、熊本県では68.2％であり、本市では県平均を若干下回っている状況です。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

全国の接種率については、令和２年度70.2％、熊本県では68.2％であり、山鹿市は令和２年度66.8％、令和３年度66.2％で、県平均を若干下回っているとのことでありました。コロナ禍で集団接種に出向く人が減少したのも一つの要因かと思います。

他市では、動物病院で接種した場合、狂犬病予防の注射済票を受け取るために市役所に行かなければならないところもあるというふうにお聞きをいたしております。山鹿市の場合は、この市が委託した動物病院で予防注射をした場合、注射済票を病院内で交付できるようなシステムになっておりますか。それとも、市役所に取りに行く必要がございますか、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、狂犬病予防注射済票の交付方法について、お答えいたします。

本市において、飼い犬に予防注射を受けさせる方法として、大きく２通りございます。例年４月から５月にかけて、市内各地域の公民館等を巡回しながら行います集合注射、この他かかりつけの動物病院等で接種する個別注射がございます。

お尋ねの注射済票の交付につきまして、前者の集合注射の場合は各会場において即時交付をしております。また、個別に接種される場合で、市内の動物病院であれば即時交付されますが、市外の病院であれば、接種時に交付される注射済みの証明書を環境課または市民センターへお持ちいただき、窓口にて交付することとしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

個別で接種する場合で、市内の動物病院であれば即時交付とのことで、先ほど申し上げました他自治体よりも進んでいると感じました。

１回目の質問で、接種率をお聞きいたしました。最後に、新型コロナウイルス感染症が終息する見込みが立たない中で、接種率の向上に向け、どのように今後取り組んでいかれるのかをお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、接種率向上に向けた取り組みについて、お答えいたします。

国内にて犬を飼養する場合、狂犬病予防法により、居住地の市町村に登録すること、飼い犬に年１回の狂犬病予防注射を受けさせること、また犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着することが義務づけられており、さらに予防注射の時期についても、生後91日以上の犬は毎年４月１日から６月30日までの間に受けさせることとされております。

これらのことから、市に登録してある全ての犬の飼い主には、集合注射の日程や料金等をはがきにて事前に通知し、あわせて広報紙やホームページ等でもお知らせしているところでございます。

しかしながら、全国的に見ても予防接種していない登録犬は一定程度存在しており、先ほどの答弁のとおり、本市の接種率も決して高いほうではございません。これを改善するため、当面の目標として、県平均値である68.2％を目指し、狂犬病の

恐ろしさ、予防接種の必要性など、適正な飼養について各種媒体を通じて周知するとともに、接種確認ができなかった登録犬については、再度接種勧奨のはがきを送付するなど、新たな啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

県平均である68.2％達成に向け、新たな啓発活動で目標を達成していただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時35分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後０時59分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、隈部賢治議員の発言を許します。隈部議員。

［５番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号５番、清風やまが、隈部賢治です。

発言通告に従い、一般質問を行います。一問一答にてお願いをいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染の影響で、３年間延期になっておりました熊本県消防操法大会が今年度９月に開催予定とお聞きをいたしております。これに伴い、山鹿支部の消防操法大会予選会が７月に開催予定と伺っております。全国大会が延期になっても、熊本県独自の大会を行うとお聞きをいたしました。消防に携わった者として、本当にうれしく思うところであります。操法大会に出場される選手の皆さん、練習をサポートしていただいている団員の皆さん、全てをまとめていただいている幹部の皆さんに、心より敬意を表したいというふうに思います。

昨年９月定例会において、山鹿市消防団の将来像について、６点一般質問をさせていただきました。まず１点目は山鹿市の今年度団員数、今後増減予想について、２点目は山鹿市職員の団員加入率について、３点目は部の統合の進捗状況について、

４点目は今後、団員報酬等の見直しについて、５点目は山鹿市職員の団員を市機動隊として活用について、６点目は将来の団員確保と常備消防のさらなる充実をどうお考えなのか伺いました。その中の４点目の団員報酬が今年度から１万5000円から３万6500円に上がり、団員の皆さんからは、これからは今まで以上に士気も上がっていくと喜んでいると話を聞き、本当にうれしく思っておるところです。今回の質問も、前回の質問に関連している項目がありますが、引き続き今年度以降の質問をしたいと思っております。

山鹿市は、人口減少、高齢化が進むとともに、山鹿市消防団の団員減少傾向が進んできております。令和３年度の消防団員数は1829名、分団編成は20分団、部の数は141部とお聞きをしております。団員の平均年齢は38歳と伺いました。部によっては、団員数は減少していないが、新入団員が入ってこないため、平均年齢が上がっていくことは避けられない状況になってきているのが現状ではないかと思うところです。

まず最初に、令和４年度の団員数、そして部の数、団員の平均年齢をお伺いします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

［有尾壽朗　消防本部消防長　登壇］

○有尾壽朗　消防本部消防長

ご質問の、令和４年度消防団員数と組織編成について、お答えいたします。

令和４年４月１日現在の山鹿市の消防団員は1767名でございます。昨年度の1829名から、新入団員80名、退団された方が142名で、差し引き62名の減少となりました。平均年齢は38.5歳でございます。

組織編成としましては、現在、20分団98部となっており、昨年度の20分団141部と比較しますと、分団数は変わりませんが、43の部が統合により減少しています。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

隈部議員。

［５番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

今年度の令和４年の団員数は62名減の1767名、毎年、多い年では100名減、少ない年では60名減、このまま進んでいけば毎年70名減の計算になってくると思います。10年先は予想で言いますと、1000名ほどの団員数になると思います。今年度は20分団編成で98部とのことで、統合は確実に進んでいる状況だと思っております。しか

し、地域によっては統合が進んでいないのが現状ではないかと思うところでもあります。統合の進み具合によっては、活動できている部と活動できていない部があるのではと思うところです。

そして、昨年では記憶にも新しい山鹿市内中心で大規模火災が発生しています。当時は、夜の火災でしたので、出動団員も多く、出場できたのではないでしょうか。しかし、昼間の火災だったら、どれだけの団員が出場できたのでしょうか。令和２年度の昼間の出場率は23％でした。10年先を考えますと、単純計算でも山鹿市全体で230名の出場になると思います。しかし、火災は旧町ごとの各隊くくりでの出場となりますので、少数の団員で火災現場に出場ということになると思います。今のうちに活動できる組織編成を行ったほうがいいのではないでしょうか。

昨年の９月定例会の答弁の中に、菊鹿地区と鹿央地区は統合の話が進んでいるとお聞きをしましたが、山鹿市消防団全体の統合状況はどれほど進んでいるのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

［有尾壽朗　消防本部消防長　登壇］

○有尾壽朗　消防本部消防長

ご質問の、現在の部の統合状況について、お答えいたします。

令和３年度中に、菊鹿地域は32部を９部に、鹿央地域は23部を９部に、それと山鹿地域の一部でございますが、平小城地区の第７分団が７部を２部に統合したところです。また、再編中ですが、鹿北地域の岩野地区の第10分団の６部が５部となっています。

統合による部の減少と聞きますと不安に感じられると思いますが、地区の実情を勘案して地元から消防団をなくすことなく、統合された新しい部で活動を継続しているところもございます。そのメリットの一例としましては、統合された部の中で連絡体制を確立することで、不在となりがちな昼間の火災でも出動の人員が確保しやすくなり、出動につながることが挙げられます。残りの山鹿地域と鹿本地域、鹿北地域も、団員の確保が難しい部を中心に地元との協議が進められています。

各地区の団員減少にばらつきもあり、統合への考え方に温度差があるなど、諸課題もございますが、最終的な目標としましては、消防力の低下を防ぐために統合再編を進め、消防団の体制強化を目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

隈部議員。

［５番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

菊鹿地区、鹿央地区、７分団の平小城地区には統合し、新しい部として活動しているとのことでした。ほかの山鹿地区、鹿本地区、鹿北地区も協議が進んでいるということで、これからの時代に沿った消防団活動が行われてきていることが、市民の一人として安心するところでもあります。

先ほども言いましたが、山鹿市内中心で大規模火災や、その他住宅火災や山林火災が非常に多い年だったと思います。これから梅雨に入り、出水期の時期になります。出水期の消防団員は水防団として活動を行います。これからは超高齢化社会に突入していきます。ということは、認知症になられる方の確率も非常に多くなってくると予想されます。ひとり暮らしの高齢者も多くなると思います。消防団は非常勤消防とはいえ、緊急出動や火災時の対応、行方不明捜索、市民の生命・身体・財産、安心・安全を守り、地域の核になる消防団員です。しかし、今後は消防団の活動にも限りがあると思います。

先ほどの答弁で、団員数が減少傾向にあるのは皆さんも理解されていると思います。今まで以上に、常備消防と消防団との連携が最も必要不可欠になってきます。常備消防は、私の認識で言いますと、火災時の緊急出動、救急車での救急出動が中心の職務だと思います。最近発生した火災時等で、常備消防と消防団の連携はうまくいっているのか。特に火災時は、水の確保が最も重要になります。消火栓、防火用水、自然水利等の把握、火災に備えた確認、訓練などの連携は十分に行われているのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

［有尾壽朗　消防本部消防長　登壇］

○有尾壽朗　消防本部消防長

ご質問の、消防団と常備消防の連携について、お答えいたします。

消防団と常備消防の二つの組織で連携が必要な場合といたしましては、ご指摘のとおり、火災が一番多くございます。具体的には、現場の隊長が、出火場所や風向きなどから、延焼拡大防止の活動方針を決定し、指示された場所からお互い協力して消火活動に当たります。なお、火災の現場次第では、常備消防の近づけない水利などから、消防団の機動力を生かして、常備消防の車両に中継送水するなど連携しており、そのための訓練として、ポンプの取り扱いや中継送水の訓練を毎年実施しています。

また、毎月、定期的に開催される消防団本部会議には、常備消防からも出席し、

火災予防や風水害の対策など情報を共有し、消火活動などを振り返り、次回への改善を目指すように心がけています。

今後、消防団員の減少が懸念されますが、常備消防と消防団がしっかりと連携して、これからも被害の軽減につなげたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

隈部議員。

［５番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

消防団員数の減少が進んでいる中、常備消防の役割が最も重要化されます。常備消防は、24時間体制で勤務されていると思います。私が現役で消防団長を２年前まで務めていた際に感じたことですが、消防署の屋外で消防団の新入団訓練や幹部訓練、操法大会の練習などを行う際、常備消防の職員さんに指導をしていただくのですが、非番の職員さんにも勤務中の職員さんにも指導に来ていただきます。本当にありがたいと思っておりました。

そういった訓練時、緊急要請が入ってくることも頻繁にありました。その際、非番の職員さんだけで訓練の指導をしていただくのですが、勤務の職員さんが救急車に３名で乗車して行かれます。そして、救急車が２台出動されている際は、６名は消防署にいなくなるということになり、勤務中の残り人数は３名、もしくは４名ほどだったと思います。そんな中、火災が発生したこともありました。そのときは運よく、消防団も非番の職員さんもすぐに、練習中でしたので、出動できたのですが、通常でいえば常備消防４名で火災現場に出場しなくてはいけないことになると思います。先ほどの答弁の中にもありましたが、消防団員数が減少していく中、昼間の火災時、特に出場できる団員数が少ないですので、常備消防の職員数が少ないのではないかと感じておりました。

そこで、現在の山鹿市の常備消防職員数と勤務体系はどのように編成されているのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。有尾消防長。

［有尾壽朗　消防本部消防長　登壇］

○有尾壽朗　消防本部消防長

ご質問の、常備消防の勤務体制について、お答えいたします。

令和４年４月１日現在の消防職員は、条例定数85名に対して実員は80名でございます。

常備消防の組織は、大きく消防本部と山鹿消防署の２つの部署に分かれます。消防本部は27名で、主に各種事務を担当する消防総務課と予防課、緊急通報を受信する警防通信指令課がございます。その内訳は、消防長１名、消防次長１名、消防総務課８名、予防課５名、警防通信指令課12名で、消防総務課の中には入校、派遣の３名が含まれます。

山鹿消防署は53名で、１消防署２分署に人員が配置されております。平常時は避難訓練や救急法指導などを行いますが、主に火災、救急、救助活動を担当する部署でございます。

山鹿消防署は、署長１名、日勤２名、16名が２班の２交代勤務で、基本３隊を運用します。

東分署は、分署長１名と、４名が２班の２交代勤務で１隊、鹿北分署も同じ人員で、１隊を運用します。合計しますと、山鹿市で出動できる常備の消防力は、５隊でございます。

最近では、新型コロナウイルス感染症の対応や救急件数が増加傾向にあり、災害出動が重なった場合や、台風や大雨による災害が予想される場合は、消防本部の職員から隊を編成するか、休みの職員を招集して出動に当てています。さらに、大規模災害では、協定に基づく緊急消防援助隊など、各種災害への派遣も現状の消防力で対応している次第でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

隈部議員。

［５番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

答弁にありましたように、条例定数は85名ですが、実員は80名、条例定数でいいますと５名減、消防本部と消防署の日勤者を除けば48名で交代勤務をし、24時間体制で、１日の勤務者でいえば、山鹿消防署は10名、鹿北分署４名、鹿本分署４名、１日の平均勤務者は合計の18名が24時間体制で勤務している解釈になると思います。

常備消防の職員が18名では、火災と救急が重なれば、全救急車は４台の緊急出動していれば、６名で火災現場に出場しなければいけません。消防団員数が減少していく中、昼間の火災時は特に出動できる団員数が減少しているのが現状ですので、地域住民の安心・安全は守れていないことになります。やはり、これからは専門的な常備消防の人員を拡充していくことが、住民の生命・財産を守り、安心・安全につながっていくことと思います。

そして、各地で毎年発生している各種災害等、異常気象に対応していくことが求

められてきています。近年では、山鹿市においては特に大きな災害は発生しておりませんが、今後、いかなる時期でも異常気象によって各種災害が発生する恐れがあります。いかなる場合でも、各種災害に対応できる環境づくりを、これまで以上に常備消防と消防団組織を整えていくことが、山鹿市民の安心・安全につながっていくものと思います。そして、山鹿市の安心・安全のため、これからの山鹿市消防が活動しやすい環境になっていくことを願っております。

消防に関する質問は、以上で終わります。

次に、行政区の維持についての質問に移ります。この質問は、令和元年６月の定例会において、勢田議員の一般質問の内容に関連した質問になりますが、４年経過しておりますので、４年後の行政区の高齢化に伴う地域活動の維持についての質問を、私なりに感じている状況で質問させていただきます。

行政区それぞれに、地域によって地域性があり、人口も違います。行事等の内容も違いますので、皆さんがそれぞれ自分の行政区に置きかえて聞いていただければと思うところです。

令和元年６月の定例会の答弁によりますと、住民台帳により旧市町における行政区の数と平均世帯数においては、合併当初の平成17年３月時点で、山鹿市全体267行政区で、１行政区当たりの平均で77世帯でした。平成30年３月時点では258行政区で、１行政区当たりの平均で84世帯、そして平成30年３月時点での旧市町別で見ますと、山鹿地区では115行政区で、平均113世帯、鹿北地区では48行政区で、平均31世帯、菊鹿地区では38行政区で、平均60世帯、鹿本地区では28行政区で、平均116世帯、鹿央地区では29行政区で、平均56世帯という数字ですが、人口は確実に減少してきております。そして、その当時は高齢化社会の真っただ中だと思っております。

しかし、現在では本当に超高齢化社会に突入してきておると思います。行政区はほぼ減っていないという状況ですが、世帯数は確実に減少しているのではないでしょうか。以前では、１世帯４名の家族のところも、現在ではひとり暮らしの世帯もふえたのではいかと思います。これまでは行政区でいろいろな行事等や作業等を行ってきたことにも影響が出てきているのは間違いありません。

私の行政区を例えてみますと、35年前、20歳の当初、世帯数は42世帯ありました。現在では、28世帯に減り、28世帯中、ひとり暮らしの世帯が８世帯あります。10年先を考えますと、今の現状では急激に世帯数が減少していくのは間違いない状況になります。行政区で行っている祭りや伝統的な文化等、年４回行っている市道や農道の草切り、側溝の作業、道路に面して伸びてくる木の伐採などの作業等が、作業できる人材がいなくなり、維持管理が困難な状況になるのは間違いなく訪れてきま

す。

こういった状況を踏まえ、質問をいたします。１点目、山鹿市の人口、高齢化率、65歳以上の１世帯の数について、２点目、行政区の高齢化に伴う地域活動の維持について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、行政区の維持についての１点目、本市の人口、高齢化率、65歳以上の１人世帯の推移について、お答えいたします。

住民基本台帳における平成30年３月末時点の人口は５万2670人、そのうち65歳以上は１万8774人で、高齢化率は35.6％でありました。それから４年後の令和４年３月末では、人口４万9810人、うち65歳以上が１万9044人で、高齢化率は38.2％となっております。

また、65歳以上の１人世帯の数につきましては、国勢調査の結果から、平成27年が2646世帯、令和２年が3023世帯でありました。

このように、ここ４、５年の間でも、人口減少、高齢化は確実に進行し、高齢者のひとり住まいの増加も顕著になってきております。

次に、ご質問の２点目、行政区の高齢化に伴う地域活動の維持について、お答えいたします。

本市における人口減少や高齢化は、全国的な傾向を先行して進んでおり、自治組織における役員のなり手不足や伝統文化の継承、道路の維持管理、防災対策、地域福祉など、住民自治機能が十分発揮できない状況が早くから危惧されておりました。

そのため、平成23年度から平成26年度までの４年間を行政区再編推進計画期間とし、行政区の統合を推進しておりましたが、６地域での統合にとどまった次第です。

今後、さらに人口減少と高齢化の進行が予測される中、単独の行政区だけでは、地域の継続的な活動を維持していくことが困難な場合が出てくると思われます。例えば、近年甚大化する自然災害等への対応は、自主防災組織や消防団の枠組みが主体となるものであろうし、機動力、組織力を必要とする場面では、行政区の枠を超えたさまざまな住民組織、団体との連携が不可欠であると思います。これら地域が取り組む主体的な地域づくりについて、引き続き支援してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

隈部議員。

［５番　隈部賢治　議員　登壇］

○隈部賢治　議員

答弁のお答えでは、平成30年から令和４年の４年後の高齢化率は38.2％と、少し高くなっています。それに伴い、65歳以上のひとり世帯数もふえてきているのが現状のようです。今後、さらに人口減少、高齢化率の進行が予測されるということで、行政区の統合も考えていかなければいけない状況に来ているのではないでしょうか。

鹿北地区では、３世帯や４世帯の行政区もあるとお聞きをします。10年先は10世帯以下の行政区がふえてくるのではないかとも思います。これまで先人が築き上げられてきた伝統文化等はしっかりと守り継承し、これからの時代に沿った行政区を考える時期に来ているのではないかと思うところです。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、隈部議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後１時31分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午後１時35分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山大二朗議員の発言を許します。立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号12番、清風やまがの立山大二朗です。

発言通告により、一般質問を行います。それぞれ一問一答にてお願いします。

早田市政の誕生から１年以上が経過し、早田市長が公約として掲げられた総合戦略課が本年４月１日より正式に設置されました。総合戦略課の稼働開始前である３月定例会において、勢田議員から、目的、課題、評価についての一般質問があり、ご答弁や予算説明書でも詳しく紹介されていましたが、未来を見据えた戦略的な施策の推進、縦割りを排した効率的・効果的な行政運営、こちらを設置目的とし、市長特命事項の処理、人口減少対策の推進、市行政に関する総合調整について取り組まれ、とりわけ住民や企業、市外在住者に選ばれる山鹿へを旗印に、人口減少対策の推進を行われるというふうにうかがっております。

私のところにもこの総合戦略課に期待する市民の皆様からの、大変好意的なお声

をたくさん頂戴しております。やはり設置目的にも掲げられているとおり、スピーディーな政策立案と事務執行、縦割り行政やいわゆるあしき前例主義の打破、こういったことを求められている、そういった期待の声だというふうに存じます。

迫りくる人口減少問題に対しては、全国各地でさまざまな施策が試みられています。高い評価を得たり、ある程度の成果を達成したりしている自治体もありますが、一方でこの人口減少というものに対しては特効薬はないため、それぞれの地域の実状に沿った戦略・戦術が求められるものです。

そもそも総合戦略という言葉ですが、第２次安倍内閣が地方創生を重要課題に位置づけ、地方人口ビジョンと地方版総合戦略、こちらを策定することを地方自治体に要請し、当時は地方創生推進交付金の獲得のためということもあって、全自治体でその２つが策定されて公表された、そういった経緯があります。

地方創生の流れは、もちろん菅内閣に、また今の岸田内閣に引き継がれて、今、岸田内閣ではデジタル田園都市国家構想という形で引き継がれています。この田園都市国家構想は、大平首相のことを思うんですけれども、今ではやっぱりデジタルというものが大事になってきたというところですね。地方自治体においても、既存課題の解消と、新しい分野へのチャレンジとして、大きな戦略が求められていることは論をまたないところです。

さて、本市の総合戦略課ですが、これまでにご説明いただいている計画設計段階のものと、実際に４月１日から稼働してからのものとでは、さまざまな差異があるかと存じますので、改めて総合戦略課について、以下の点を伺いたく存じます。

縦割り行政の解消などの目的達成のための組織体制、そして部局間の連携状況、こちらについて、３つ目に人口減少対策などについての具体的な事業内容を、４つ目に課としての思いを含む今後の方針について、それぞれお答えください。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、総合戦略課の組織体制や部局間の連携状況、事業内容や今後の方針について、お答えいたします。

まず、組織体制につきまして、総合戦略課は総務部内の新たな課として、去る４月１日、課長、審議員の管理職２名と担当職員７名の計９名体制で発足し、人口減少対策の旗振り役として、全庁的な総合調整や重点プロジェクトの推進に取り組んでおります。

次に、部局間の連携状況につきまして、まず人口減少対策を初めとする本市の重

要施策を総合的かつ戦略的に推進するため、各部局の次長級等職員で構成する庁内連携推進会議を４月６日付で設置し、総合戦略課が事務局となって、毎月、部局横断的な施策の協議、調整、情報共有等を行っております。また、部局間連携のさらなる円滑化・迅速化に向けた体制整備として、総合戦略課内に各部局の担当職員を配置し、各種相談への対応や懸案事項の調整等を行っております。

次に、事業内容につきまして、総合戦略課においては、人口減少対策の推進に係る重点プロジェクトのうち、今年度からの新たな取り組みで、かつ特にスピード感を持って対応すべきものとして、働き方×移住促進プロジェクトと山鹿市イメージ戦略プロジェクトの一部を所管しております。

現在の状況として、まず働き方×移住促進プロジェクトについては、県の地域づくりチャレンジ推進事業県実施事業交付金を活用し、今年度中のＩＴ企業誘致等の実現を目指すこととしており、去る５月31日付で県から交付決定を受け、７月から８月ごろの首都圏ＩＴ企業現地訪問ツアーの実施に向けた準備を進めています。

また、山鹿市イメージ戦略プロジェクトについては、市民とともに本市の魅力を発掘し、ＳＮＳ等で広く発信することとしており、その第１弾の取り組みとして、県のくまモン活用地域資源創出補助金を活用した豊前街道の活性化を計画しているところです。

なお、同補助金については、現在、県において本市の事業計画の審査が行われておりますが、今後、県から交付決定がなされた場合、速やかに事業に着手できるよう、本事業の実施に係る補正予算案を本定例会に提案しております。

最後に、今後の方針につきまして、本市の人口減少に歯どめをかけるためには、10年先、20年先の山鹿の未来を見据えた新たなチャレンジと、部局間の垣根を越えた全庁的な連携体制の構築が不可欠となります。今後、総合戦略課が率先して新たな取り組みにチャレンジするとともに、各種施策の総合調整を通して部局間の連携をより一層強化することにより、市民や企業、市外在住者に選ばれる山鹿の実現を目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

とりわけ伺いたかった点が、部局間の連携状況、町内の情報や意識の共有についてだったのですが、庁内連携推進会議を設置されていること、また答弁で述べていただいた部局間連携のさらなる円滑化・迅速化に向けた体制整備ということで、総

合戦略課内に各部局の担当職員を配置、各種施策の対応や懸案事項の調整を行っていくということを高く評価したいなと思います。また、首都圏のＩＴ企業訪問、そういったことによるＩＴ企業の誘致、豊前街道でのくまモン活用など、大変興味深いプロジェクトがありますので、今後の進捗を楽しみにしたい、そういうふうに存じます。

さて、よく行政への批判として、真っ先にやり玉に上げられるのが、先ほども申しましたし、おっしゃっていただいている縦割り行政でございます。実際のところ、縦割りはその予算の立案と執行、効率的な組織運用のための機能別の体制構築によるものであって、経営学上ではいわゆるライン組織と言われる経営管理組織の基本形態の一つであって、それ自体が必ずしも全て悪と断じるべきものではありません。ここで言うそのラインとは、業務の遂行に直接かかわるメンバーで、階層化されたピラミッドですね。そういう形の命令系統を持ちます。ライン組織は、命令系統が一元化されていますため、権限や責任が明確でわかりやすい、そういうメリットがある一方で、その階層上の、上位の管理者の負荷が高い、そういったことや、臨機応変な対応に不向きであること、こういったことがデメリットとして挙げられるシステムです。

そこで、経営学のほうでも軍隊の組織論をもとにしたラインアンドスタッフ組織、こういったものが考えられています。縦割りのラインに対し、スタッフというのが専門家などの立場からライン、縦割りの業務を補佐するわけですが、ラインへの命令権を持っているわけではない。そのスタッフというのが、英語でいうとミリタリースタッフ、つまり軍隊での参謀とか幕僚というわけですね。

ただいまの答弁で、総合戦略課の庁舎内における立ち位置、これを伺ったところですが、まさしくその参謀的な役割、重責を担わなければならない課なのかなというふうに理解しまして、課長を初め、課員の皆さん、大変なことだと存じますけれども、それだけ市民の期待を背負いつつ、伸び伸びと仕事に当たっていただければと存じます。

そのような大事な総合戦略課なんですが、正式にスタートした総合戦略課について伺いましたけれども、改めて公約を実現されて、どのような手腕を発揮されるのか、この総合戦略課にかける早田市長の意気込みを伺いたいと存じます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

私の公約に基づき、今年度から新たに設置した総合戦略課は、市政運営の舵取り

役であるとともに、本市の喫緊の課題である人口減少対策をエンジンとなって推進する部署です。

既にご案内のとおり、本市においては人口減少対策を最重要課題と位置づけ、市民や企業、市外在住者に選ばれる山鹿の実現に向けた重点プロジェクトを推進しているところですが、その中で総合戦略課は大きく２つの役割を担っております。

第１に、山鹿の将来に種をまくため、新たな取り組みに率先してチャレンジする役割です。10年先、20年先の未来を見据え、本市のさらなる発展につながるであろう取り組みに対して、失敗を恐れることなく、果敢に挑戦していきます。

第２に、部局間の連携をより一層強化する役割です。人口減少対策の主役は、日ごろから市民や企業と接し、地域の実情に精通している各部局です。また、昨年度、各部局に対して、今後の人口減少対策に関する企画提案を募集したところ、200を超える提案があるなど、各部局には人口減少対策への熱い思いと豊富なアイデアを持った職員がいます。

総合戦略課がこうした職員の想いとアイデアをしっかりと受けとめ、リーダーシップをとって全庁的な取り組みを牽引するとともに、部局間の調整役として懸案事項の解決に取り組むことにより、事業効果の最大化と庁内連携の円滑化・迅速化につなげていきます。

このように、総合戦略課が２つの役割をしっかりと果たし、職員一人一人が選ばれる山鹿の実現に向けて、人口減少対策に取り組むことにより、市民の皆様が夢と希望を持って暮らし続けることができる、ふるさと山鹿の構築を目指してまいります。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

ただいま、早田市長の意気込みを伺いました。

とりわけ失敗を恐れることなく果敢に挑戦、人口減少対策の主役は各部局とのお言葉には、大変感銘を受けるところでございます。総合戦略課は参謀でありプレイヤーでもあるのでしょうけれども、先ほどの思いを総務部や総合戦略課内にとどまらず、ぜひ全庁内でしっかり共有していただき、総合戦略課内に各部局担当がいるのと同様に、各部局、各部署でもちゃんと門戸を、窓口をオープンにして各部局の権益保持とか、あしき前例主義などに堕することなく、しっかりと選ばれる山鹿づくりのために風通しよく業務に当たっていただければと存じます。

また、200もの提案があったと、すばらしいなと、本当にそれだけ市職員の中で

ふるさと山鹿にかける熱い思いがあられるということで、なかなか今までそういった姿勢というのが市職員から出てくるという事例を聞いたことがなかったので、大変心強く思いました。ぜひそういった庁舎内のお声、また民間のいろんなお声をくみ取って、政策に反映していけるような部局であるように願いまして、この項を閉じたいと思います。

さて、次の質問、半導体産業等企業誘致推進本部の進捗について質問してまいります。新型コロナ禍に加え、世界的な半導体の供給不足により、既に日本の自動車産業を初め、あらゆる分野で製造ラインのストップや商品の販売停止など、大きく影響していますし、それが影響は拡大しています。さらには、ロシアのウクライナ侵攻による深刻な食糧不足、燃料不足などもあり、物価上昇、また日本においては激しい円安など、日本経済をめぐる環境は厳しさを増しております。

そのような中、熊本においては台湾の世界最大級の半導体製造会社ＴＳＭＣの進出が大きな話題となっております。これまで清風やまがとしてもそうですし、議会としても、またいろんなところでいろんな話題、議論があっておりますので詳細は省きますが、ＴＳＭＣと日本のソニーグループによる合弁会社が熊本県菊陽町に工場を建設し、2024年、令和６年から製造開始するということで、先日、熊本日日新聞による報道や、また九州フィナンシャルグループの発表では、工場稼働の令和６年から２年間で１兆8000億円から２兆円の経済効果が期待できるとのことでした。その１兆8000億円の内訳では、工場建設にかかわる設備投資やメンテナンスが主となるようですけれども、工場周辺の住宅整備、また小売、サービスの分野で900億円程度、それだけの経済効果が見込まれると。また、工場では1700人の雇用が見込まれて、継続的な経済効果が今後見込まれると、期待できるというふうにされております。また、ＴＳＭＣ進出の報道後、日本国内の半導体関連産業も熊本や九州への進出を決定する、また検討するというケースが相次いでおります。先月末にも、京都府の半導体関連機器製造の会社が玉名市に工場新設を計画しているとの報道がありました。また、蒲島知事も今月９日の県議会一般質問、こちらで熊本空港と台北を結ぶ路線の誘致を目指すと答弁。日々、ＴＳＭＣ関連の報道を見ない日はない、聞かない日はないといっても過言ではありません。

さて、本市においては、昨年末に半導体産業等企業誘致推進本部と半導体産業等企業誘致プロジェクトチームを立ち上げられていますが、まずは昨年度、令和３年度におけるそれぞれの進捗状況、いつ、どれほど会議を開催して、どのような議論が交わされたのか、こちらについて教えてください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、半導体産業等企業誘致推進本部の令和３年度の取り組み状況について、お答えをいたします。

ＴＳＭＣの菊陽町へ工場建設決定を踏まえ、半導体産業を含めたさらなる企業誘致推進に向けた取り組みを加速させるため、令和３年12月23日に半導体産業等企業誘致推進本部並びに半導体産業等企業誘致プロジェクトチームを立ち上げ、全庁的な推進及び支援体制を整えております。

令和３年度におきましては、１月と２月に各１回プロジェクト会議を開催し、将来的な工業団地の整備に向けた、庁内の意見聴取や課題整理など、今後の進め方について情報共有を図ってまいりました。

しかし、企業を誘致する上で重要となる用地の確保につきましては、道路や上下水道などの基盤整備、農用地利用計画の変更による農用地区域からの除外及び農地転用など、開発するまでに長い年月と多額の費用を要することから、しっかりとした計画に沿って進めていく必要があります。

そのため、令和４年度にプロジェクトチームで具体的な取り組みを検討することとしており、今後、推進本部に諮りながら、施策の決定及び効果的な推進を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

ただいまの答弁を踏まえますと、昨年末に設立し、昨年度中は月１回、１月と２月の計２回開催され、企業誘致に関しては障壁となる農地転用などの諸問題があることを確認し、ちょうど年度末ということもあって、人事異動などもあるでしょうから、新年度に引き継いだということですよね。

さまざまな事情があることは理解しますが、これだけ県や近隣自治体がスピード感をもって、民間でもいろんな発表があり、次々と近隣自治体でも施策を発表され、マスメディア等でも取り上げられ、具体的に企業誘致したという実績が報告されたり、インフラ整備に着手されたり、そういった状況にあって、厳しいことを申し上げれば、本市の対応は著しくスピード感に欠けると申さざるを得ない、そういうふうに私は感じます。

孫子の兵法にいわく、兵は拙速を聞くも、いまだ巧の久しきをみざるなり、つま

り長期的な計画であらゆる目的を達成しようとした結果として、時代や環境の変化に対応できず、成果を得られない、そういったことになってはいませんか。もちろんＴＳＭＣの進出はバラ色の未来を約束するものではないでしょう。現に熊本日日新聞と地方経済総合研究所が、県内主要企業に実施した令和４年度の採用活動に関するアンケートで、ＴＳＭＣ進出について、半数近くの企業が採用活動に影響があると回答し、人材獲得競争の激化などで自社の採用にマイナスに働く、そういった見方を示しています。また、西日本新聞の報道では、ＴＳＭＣとソニーグループの合弁会社が求人サイトなどを通じて採用条件を提示したところ、来春、令和５年春入社見込みの大学学部卒の初任給が約28万円、地域平均を７万円ほど上回る高待遇だったことにより、もちろん国内の半導体産業や県内企業にいろんな衝撃が走ったそうです。

菊陽町の担当者は、数年前までは町が企業に人を雇ってほしいとお願いしていた。今は、一部の企業から人材の奪い合いになるとの声も聞くと話しているということで、これは山鹿にとっても影響が大きかろうと存じます。

ＴＳＭＣの進出は、熊本県内だけの話ではなく、九州各県、かつてシリコンアイランドと言われた九州各県、福岡県、佐賀県、鹿児島県でも、それぞれの県で本年度当初予算で半導体関連事業費を計上している。つまりこれだけプレイヤーがそろって、いろいろな施策の競争になっている中で、本市としてはまた推進本部やプロジェクトチームとしてはどのように動くのか、そこで令和４年度以降の事業展開について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、令和４年度以降の事業展開について、お答えをいたします。

本年度におきましては、第１回プロジェクト会議を４月27日に開催いたしました。４月の異動等により職員の交代もあっておりますので、昨年度の協議内容を再確認するとともに、戦略的に取り組む事業の方向性の確認、今後のスケジュールについて協議を行ったところです。

企業誘致を推進するためには、より迅速な行動が重要となることから、戦略を長期・短期に分類し、まずは短期的に取り組むべき事項を重視したスケジュールとしております。

また、事業内容についても、人口減少社会に対応した効果的な対策を総合的に実施することが不可欠であり、工業団地の整備だけではなく、宅地開発や商業施設誘

致など、幅広く検討することとしております。

特に、県においては、中九州横断道路周辺に新たな工業団地を２カ所整備することとされており、県北地域への半導体関連産業の集積促進の流れを受け、本市がもつ潜在的な可能性や担うべき役割をしっかりと分析するため、６月２日の第２回プロジェクト会議では、不動産事業者を招聘し、県内の不動産取引の動向や検討すべき方策等について意見交換を行ったところです。

周辺自治体が企業誘致等を競い合う中、進出企業やその社員が求めているものをしっかり把握し、市全体の活気やにぎわいにつながる可能性がある取り組みを、これまで以上にスピード感を持って進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

ただいまの答弁要点をまとめますと、迅速な行動が重要となることから、戦略を長期・短期に分類し、まずは短期的に取り組むべき事項を重視したスケジュールとし、また工業団地の整備だけでなく、宅地開発や商業施設誘致など幅広く検討し、これまで以上にスピード感をもって進めるとのことでした。

令和３年度の報告には、非常に懸念点や憂慮すべき点がありましたが、それらについての対応を言及していただきましたので、今後はその方針に即して進んでいくものと存じますし、またその対応には強く期待を込めたいと、そういうふうに存じます。実に聞きたい答弁だったというふうに思うんですが、ただ一方で、スピード感を持ってとおっしゃっているんだけれども、６月２日に第２回のプロジェクトチームがと、うん？て、スピード感？て思わないでもないので、ぜひそこらへんを含めて、本当にスピード感のある対応をしていただければなとは思うところです。

答弁の中に、県の中九州横断道路周辺に新たな工業団地を２カ所整備する計画、こちらについても触れておられましたけれども、５月28日の熊日の報道で、菊池市と合志市というふうな発表があっておりますね。さらなる半導体関連企業の進出が予想される中ですけれども、そもそも菊陽町周辺にある県営工業団地、４カ所のうち３カ所がもう既に完売し、また10ヘクタール以上の工業用地が空いているのが、益城町の臨空テクノパーク１区画、約12.1ヘクタール、こちらのみとなっているため、県は整備計画が進む中九州横断道路周辺など、交通アクセスのよい場所に新たな工業団地をつくる意向をこれまでに示しておりました。結果として、令和８年度の分譲開始を目指して整備予定の大規模工業団地の場所を菊池市と合志市の２カ所

に選定。具体的な場所は明示していませんけれども、両市内のそれぞれ約24ヘクタールを予定、総事業費が約70億円、大きいですね。こちらを見込んでおり、県は特別会計の本年度当初予算に基本決計、周辺環境調査の経費として１億7100万円を計上しているところです。

この件に関しては、もう県の決定や方針を受け入れる、それしかないとして、菊陽町を初め、菊池市や合志市、あるいは先ほど申しました玉名市などにさまざまな計画が立案され進行している。そういった状況で、さて本市としては、どのように機動力をもって事に当たっていくのか。県とは情報共有や本市のスタンスの伝達など、きちんと行われているのでしょうか。いろいろとＴＳＭＣ関連で申し上げておりますが、私は何も菊陽町や合志市に遅れをとるな、行け行けどんどんと、企業を引っ張ってくるべきだ、そういうふうに申しているのでは決してありません。山鹿市はこれまでにも、大きな企業、工場、いろいろと誘致してきた実績があります。そこは大いに評価するところで、一方で仄聞するところによれば、企業の業務にかかわることですので、具体的な事例には触れませんけれども、残念ながらそれらの企業においても社員募集をしても、従業員が充足できないというケースがあるようですね。つまり、本市が人材供給の面でも、本当、不断の努力をしていかないことには、せっかく進出してくだった企業側にもメリットを享受してもらえないというこうにもなります。

ちょっと話題を変えます。企業誘致と移住定住に関しては、コロナ禍により働き方の変化が起きて、リモートワークが促進されたことにより、東京などの大都市圏から地方都市への移住が進むといった分析が、マスメディアだったり、ネットメディア等によって、連日報道されておりました。実際のところ、どうでしょうか。東京都の統計を参照しますと、令和２年１月１日から令和３年１月１日、こちらの人口が約8600人の増加、1396万236人で、平成９年以降、25年連続で増加し続けています。しかしながら、比べると日本の総人口は令和２年で50万人の減少となっており、ここからも東京の一極集中が全く解消されていないことがわかります。なお、首都圏内での多少の移動はあったようですが、あくまで神奈川県や千葉、埼玉、また東京23区外などの郊外に多少人口の移動が見られたといったところにとどまるようです。つまり、本当にこういったコロナ禍で働き方が変わってと、いろいろ言われますが、本当に企業や人を呼び込み、移住定住を促進しようとするならば、時代の傾向とかに依存することなく、真に魅力あふれるまちづくりを行い、逆に本市からの大都市圏への流出を防ぐしかないという、実にわかり切った、当たり前の結論が導き出されるわけです。そのためには、教育レベルが高く、福祉政策が充実しており、商業施設にも活気があり、地域住民が充足感を得られるまちであることが求

められます。なればこそ、企業誘致や移住定住政策には、地政学的な観点からも、ブランディングの観点からも、山鹿独自のパッケージがあってしかるべきだろうと考えます。例えば、菊陽町とか地の利がちょっと今違うわけですよね、交通的な面でも。ですので、そこをトレースするような政策では全然意味がないわけです。

山鹿独自のという話なんですが、例えば熊本経済の2021年９月号、こちらでは山鹿市創業・開業支援空き店舗対策事業補助金による豊前街道の古民家再生事業の特集が組まれていました。写真つきで、いっぱい紹介されていました。カフェ、セレクトショップ、ゲストハウスなど、従来とは異なるアイデアによる企業や、開業の事例が非常に好意的に取り上げられていました。この事業は志のある方にとって、夢や希望を実現できる好事例となっており、山鹿の産業の多様性を高めることにも資するものとなっているように存じます。もちろん経済規模的には、半導体産業などと比べるべくもありませんが、地域のニーズや暮らしに密着した、こういった産業育成も大事な観点であろうと存じますし、むしろこういった暮らしやすさ、生きやすさをアピールするブランディングと、今回の大きな企業誘致だったり、大都市圏からの人材の流入を呼び込むところであったり、企業を呼び込むところであったり、そういった政策との親和性を高めるような施策なども考慮すべきものと、私は存じます。

いずれにせよ、企業誘致推進本部やその担当者だけに責を負わせていくのではなくて、教育や福祉分野、あらゆる分野において、市民や民間団体などの意見も取り入れつつ、本市職員の皆様の英知を結集し、全庁挙げて一致団結して取り組んでいただくことを強く願います。その総合戦略課と同様ですけれども、この企業誘致推進本部に関しては、またプロジェクトチームに関しては、ほかの部局ともいろいろ連携するところがございます。ＴＳＭＣ進出というのはどのような影響をもたらすにせよ、大きな変化が本市に求められていることは間違いございませんので、この環境の変化に柔軟に、また答弁にあったように、スピード感をもって、市長の答弁にもありました、挑戦するような対応を期待しまして、この質問を閉じます。

本日最後の質問になります。令和元年９月定例会において、施政に資する職員の能力、組織力向上についてということで、資格取得、先進事例の視察や民間からの中途採用、ワークライフバランス推進、各種ハラスメントへの対応などを伺っております。その際の答弁では、さまざまな検証を行い、予算もつけているという、そういったお話だったんですけれども、具体的なお話に踏み込んだ感じではなかったように記憶しております。

さて、総務省が令和３年３月に発表した地方公共団体における今後の人材育成の方策の関する研究会・令和２年度報告書、こちらを参照しますと、地方分権改革を

背景として行政改革推進のために、平成９年に発出された地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針、こちらにおいて長期的かつ総合的な観点での職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成基本方針の策定が求められ、さらに地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針、こちらにおいて人材育成基本方針を策定する際に検討すべき事項が参考として提示されています。

本市においても、合併後の平成19年、大分前、３月に山鹿市人材育成基本計画が定められ、そちらではイマジンアンドクリエイト、想像と創造という、想像してみるというのと、つくってみるという創造、こちらのスローガンのもと、市民の視点に立ち、行政のプロとして志の高い職員、コスト意識を持ち、柔軟な発想で行動する職員、チャレンジ精神にあふれ、高い使命感や責任感のある職員、こちらが目指すべき職員像として掲げられています。

ところで、さまざまな改革などで話題となっている自治体で、奈良県生駒市があるんですけれども、とりわけ生駒市の小紫市長、たくさん本を書かれているんですけど、著書地方公務員の新しいキャリアデザイン、こちらの中で公務員の終身雇用制度、採用者の全て、もしくはほとんどが新卒採用、その全てを40年近く雇用し続けるというモデルは、確実に合理性を失い消滅していくというふうに指摘しています。

一方で、自治体サイドにおける最大の課題は、やはり人であり、地方創生を具体化するためには、まちの課題を見つけ、市民や事業者とともに解決策を考え、具体化しながらまちづくりを楽しむことのできる人材を採用することが不可欠とも述べ、さらにはやりがい、キャリア、成長を実現できる職場の整備などにより、プロフェッショナル人材を採用し、力を発揮できる環境整備が必要とも指摘しています。それこそ、３月定例会で原議員からも一般質問があって、職員の採用に関してございましたけれども、市長やその総合戦略課でもおっしゃっているとおり、選ばれる山鹿というのは人材の獲得においてもそうだと思うんですね、市役所のですね。

新型コロナ禍や少子高齢化、ＤＸの推進、2045年には人工知能ＡＩが人類の知能を超えて人類の生活が変化するという技術的特異点、いわゆるシンギュラリティなど、世の中のあり方が本当に大きく変わろうとしています。第一、これほどまでにインターネットが普及して、またスマートフォンを当たり前にみんなが使う、多くの人たちが所持して駆使する世の中を、本当に10年前、20年前に、皆さん想像できたでしょうか。もう本当に世の中のあり方が変わってきているわけですね。

そうすると、これからの10年というものは、こういったスマートフォンなどが普及しているわけですから、これまで以上に変化が激しいものとなるのはもう間違い

ないわけです。先日、前の自民党の政調会長の下村博文代議士とちょっといろいろお話しする機会があって、それこそ下村代議士が前からシンギュラリティについて非常に心配というか、対応していかなければならないということをずっと訴えていらっしゃるんですけれども、例えば熊本の空港線などを一緒に車で走って、ものすごく渋滞しているんですけれども、例えば10年後、20年後とかに、例えば道路を造りましょうという話をして、計画を立てて、予算化されて、太い道路ができました、20年後。さて、そのときにもう本当にシンギュラリティがやってくる。ＡＩが人間の知能を超えたようなときに、本当に今の四輪の車は走っているのか。今のような形の道路が要るのか。だから、本当に20年後とかのことを考えて予算措置しなきゃいけないし、政策も立案しなきゃいけないよねという話をずっとやっていたわけですね。かといって、じゃあ今困っているところを解消しないといけないので、その両立が一番難しいと。本当、今そういう特異点に立っているということを自覚しながら政策を立案しなきゃいけない。そういったことを特に政調会長のときに意識していたなんていうお話をずっと車の中でしていたんですけれど、とにかく時代に適応し、適切な生存戦略を選択するためにも、一番重要であり、かつ投資すべき分野は、やはり人、こちら、もう人材育成に尽きると思います。

そこで、将来的な課題に対し、適切な施策を立案し、また実行していくためにも、市職員のスキルアップ、また意識の向上が強く求められるところですが、現状での市職員に対する各種研修について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、市職員に対する各種研修の現状について、お答えをいたします。

職員研修は、職員一人一人の職務遂行能力や資質の向上を目的としており、今年度は予算額として387万4000円を計上しております。その内訳でございますが、研修実施の際の講師謝礼を含む委託料や、全国市町村職員中央研修所等の外部研修機関への派遣研修に係る旅費や負担金が主なものとなっております。

今年度における現在までの研修実績としましては、課長補佐級以上の全職員を対象とした早稲田大学マニフェスト研究所事務局長による自治体変革に関する講話、また元流山市職員であるまちづくりアドバイザーの方を招いての公共施設マネジメント研修を実施しております。

また、年度当初に派遣研修の募集を行っており、課税事務、法制執務、契約事務といった専門研修や、パソコンスキル・ＯＡスキルアップを目的としたＩＴ研修等

に約90名を今後派遣する予定としております。

加えまして、定住自立圏を形成しております和水町とは、共通の行政課題解決を目的として、昨年、一昨年と、ハードクレーム研修、ハラスメント研修を共同で開催しており、今後も引き続き、合同職員研修の実施を予定しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

新型コロナ禍で、ここ数年、外部研修への参加など、大変厳しい状況にあったかと存じます。ようやく人的交流なども再開してきたところですし、また以前とは異なり、ＺＯＯＭなどを活用した遠隔でのセミナー参加などもふえておりますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいものです。ちょうど我々の会派、清風やまがでも先日、早稲田大学マニフェスト研究所、またローカルマニフェスト推進連盟の、ちょうど服部議長が共同代表をされていますけれど、そちらの研修に早稲田大学まで行きまして、勉強会、２日間みっちりとしごかれたというか、勉強したわけですけれども、ああいったところでさまざまな自治体の事例であったり、またハイレベルな討論など聞いていると、ああこういったところが自分たちに足りないんだなとか、逆にこういったところが外にもアピールできるところなんだなとか、いろいろやっぱりほかを見ないと指針がなかなか出てこないといいますか、物差しが見えてこないところもありますので、やっぱりいろんなところに出て話をするというのは大事なことだなと改めて感じたところでございました。

また、幹部職員の研修と若手職員やスキルアップを目指す職員の研修、こちらにもさまざまな差異があると存じますけれども、各職員の特性や希望、キャリアデザインに即した研修が受けられるように取り計らっていただいているんでしょうし、またこれからもそのようにあっていただければというふうには存じます。

また、定住自立圏を形成する和水町との共同開催による研修について言及していただきましたが、次は外部団体への派遣による人材育成等について、こちらを質問します。３月定例会の質疑で、熊本市との連携中枢都市圏の連携協約について伺いました。平成26年の地方自治法改正で、これまでの組合などとは異なり、法人格のない連携協約を締結し、さまざまな事務処理などについて役割分担が可能となっています。また、同じく平成26年の地方中枢拠点都市圏構想推進要綱、翌年の改正で連携中枢都市圏構想推進要綱と変更された制度により、政令指定都市が近隣市町村

と連携協約を締結し、資源、企業、人材の動員による経済成長、また人材が集まる環境整備などが行えるようになっています。また、既存の各種組合でも、あったように職員の派遣の派遣なども可能となっております。定住自立圏構想においても、山鹿市はお隣の和水町と締結しているわけですけれども、先ほどの答弁以外にもさまざまな機能の相互連携が行われています。

さて、そのような制度があって、じゃあ具体的にどのような人事、人材交流が行われているのか、こちらについて伺います。また、令和元年９月定例会でも質問しました、民間などの外部人材の登用について、改めて現状を伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

外部団体への派遣による人材育成等について、お答えをいたします。

今年度は、熊本県との相互の人事交流とあわせ、熊本県市長会東京事務所、熊本県後期高齢者医療広域連合や山鹿植木広域行政事務組合に職員を派遣しております。

特に、熊本県とは平成25年から熊本県及び山鹿市の行政運営の一体的な取り組みとして、継続的に相互交流を実施し、市職員の執務能力の向上及び研鑽はもとより、県との関係構築の強化を図っているところでございます。

外部人材の活用についてですが、今後ますます複雑かつ多様化する行政ニーズに対応するためには、内外を問わず、専門的知識を持つ人材の活用は避けて通れないものと考えます。今後、その手法や財政支援、雇用制度を含め、研究を深めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

人事交流や各種組合等への職員派遣についてお答えいただきましたが、あってしかるべき範囲を超えるものではない、予想を超えるものではないというのが正直な感想です。もちろん外部組織への派遣や受け入れなどでスキルアップ、また組織のアップデート、こういったものに資するところはあるんでしょうけれども、もっと踏み込んだ施策も求められるのではないでしょうか。

例えば人材の受け入れに関して、政府では地方創生を人材面から支援するため、市町村への人材派遣を支援する地方創生人材支援制度、こちらに取り組んでいます。

この制度では、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を、市町村長の補佐役として派遣するもので、派遣受け入れの希望申請に基づき各府省庁、大学、民間企業と市町村とのマッチング支援を政府が実施し、研修会、報告会、情報公開会など、派遣者間のネットワーク構築をサポートするものです。つまり、政府としても地方創生には中央だけでなく、地方との太いネットワーク構築が必要不可欠と認識しているからこその制度であり、最近ではデジタル専門人材や、また今年度から脱炭素分野のグリーン専門人材、こういった人材なども制度のスキームにて派遣されています。本年４月１日現在で、熊本県内では八代市、こちらは総務省から、水俣市、財務省から、菊池市、財務省から、天草市、総務省から、長洲町、デジタル、あさぎり町がデジタル、こういったところが派遣の受け入れを実施しています。なお、令和３年度では、加えて小国町、これは民間人材でした。錦町、デジタル、多良木町、こちらは大学から、こちらも実施していました。多様なネットワークの構築につながり、かつ最新の知見を得ることができる優れた制度と考えますが、本市においてもぜひ検討を願いたいところです。

また、外部人材の登用については、とりわけ熊本地震以降、退職自衛官の自治体採用の事例が増加しています。新幹線などに置いてあるウェッジという雑誌がありますが、ウェッジの2021年３月号に、熊本県の事例を記載した、実に興味深い記事があったので、少々引用します。2016年４月14日、地震の発生から30分後、被災状況を聞いた蒲島知事は、これ以降は企画監に任せなさいと、救命救助に関わる全てを県の危機管理防災企画監に就いていた退職自衛官、有浦隆氏に委ねたと。救命救助に関する情報収集、救助活動への判断は、全て有浦氏が行い、被害報告の取りまとめや職員の対応管理などの行政事務は県職員が指示を出す、そういった２つの流れが取られた。有浦氏は、行政の用いる報告・伝達の手法や書式を統一させるのではなく、電話、ＦＡＸ、ＳＮＳなど、あらゆる方法で被害情報を収集し、実動部隊を動かしたということで、いろいろとあるんですけれども、最終的に旧立野小学校の避難民の150人の移動ですとか、さまざまなところでこの有浦さんという方の判断が功を奏したところが報告されている、そういった記事でございました、

内閣府が、地域防災マネージャー制度として、防災の専門性を有する人材の能力を証明し、その証明書の保有者を採用した地方公共団体は、特別交付税の対象として１地方公共団体に１人まで、措置率0.5、措置上限額340万円、要するに半分出しますよと、そういう特別交付税措置を行っています。防災行政に係る一定程度の実務経験を有する、そういった自衛官とかに対して、この証明書を発行しているんですけれど、つまり災害派遣などで実績を積んだ専門性の高い退職自衛官などのスペ

シャリストを、非常に有利な条件で採用できる制度となっているわけです。この制度を活用すれば、近年頻発する豪雨災害などの有事の際に、その防災監などのスペシャリストに、ある程度判断を委ねたり、また効率的な対応、そういったものの指示を仰いだり、平時においては危機発生時のマニュアル、こちらをグレードアップさせたりなど、本市の防災力向上や有事の業務継続に資するところが大であろうと考えます。また、そういった高度人材の移住定住にもつながる制度だと考えます。こういった制度というものは、既存の市職員のスキルアップにも貢献していくものと考えます。

最後に、資格取得等に係るインセンティブ、人事配置について伺います。職員の資格取得に関しては、例えば九州でいうと、大村市が助成制度等を設けていて、資格の受験料については一部助成など支援する制度を定めています。助成があるから資格を取得というわけではないと思うんですが、こういったインセンティブがあることが日々の業務に加え受験勉強する、特に若手職員であれば給与は安いけれども、そういったところで受けやすい、そういったモチベーションアップにつながるのではないかと存じます。

そこで、本市の研修受講、また資格取得に関するインセンティブについて、どのようなお考えか伺います。

また、近年では職員数の削減が進められています。これは将来的な人口減少を考慮すると仕方ない面ももちろんあります。令和２年４月１日で、例えば48歳から51歳の職員が75名、これに対して28歳から31歳の現場でばりばりのところの職員が26名、ほぼ３分の１なわけですね。また、人数の多い世代が退職することによるノウハウ、技術の喪失といったところも考えなきゃいけないと思います。人的効率化を進めたことによる弊害、経験や学びを積み重ねる時間的余裕がないことが、将来的に専門性の高い人材が不足するのではないか、枯渇するのではないかと懸念されるところです。

そこで、短い期間で部署をローテーションしていくという今の人事、こちらはもちろん活性化だったり、癒着防止だったり、いろんな観点からも理解しますけれども、人材育成の効率化という観点から、人事のローテーションについてどのように考えられているか、こちらを伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

資格取得等に係るインセンティブ、また人事配置について、お答えいたします。

まず、人事配置、定期の異動につきましては、同一職場への長期在職によるマンネリズムや能率低下の防止、職員の新陳代謝による組織の活性化を目的に実施しております。

特に、採用後は計画的に異動を実施し、多種多様な業務を経験させるジョブローテーションを実施しております。

一方で、多様化・複雑化する業務の中には専門性が必要な部署もございますので、特定の行政分野に精通した専門職の育成も重要であると考えております。

研修受講、資格取得に伴う直接的なインセンティブはございませんが、人事評価への反映とあわせて、職員個々人の有する知識、資格を最大限生かすことが可能となる職員配置に引き続き努めてまいります。

今後も、職員一人一人が全体の奉仕者としての自覚と意欲を持って職務に取り組み、その資質と能力を十分に発揮できるよう、人材育成の充実を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

令和２年２月に発表された総務省の報告で、先ほど申しました人材育成基本方針、こちらを策定してから、改定した団体は全国の自治体で５割にとどまるんだそうです。ぜひ山鹿においても、今後の将来的な人材育成の方針、活用について検討を深めていただきたく存じます。

今回は、市役所内の新しい組織、人材についての質問を行いました。厳しい指摘も幾らか差し上げましたが、早田市長からの答弁にもありましたように、私はぜひ山鹿市役所が新しいことにチャレンジできる意欲的な組織であってほしいと願っています。役所というものは、山鹿のみならず多くの地方にとって最大の予算、職員を抱える組織です。であればこそ、市役所と職員が変われば、まちづくりや市民の意識にも変化が生じる、こちらが真理ではないでしょうか。

最近では、政策立案や行政機関でもアジャイル型という採用が進んでいます。システム開発で何でも完成してから表に出すんじゃなくて、本当に小さいところから、もうどんどんどんどん計画設計、実装テスト、そういうプロセスを小さくやっていきましょうと。ですので、多少のエラーやミスがあっても、素早いバージョンアップなどで対応していこうということですね。こちらは最近、デジタル庁なんかでも採用されている手法です。ぜひそういったアジャイルなども考えていただければと思います。

本市出身の蒲島知事が皿を割れと、いろんなところでおっしゃっていますね。やはり皿を割るぐらい挑戦していくということが大切です。課題は山積ですが、何事でも挑戦できる山鹿市役所であってほしい、そういった願いをお伝えして、今回の一般質問を閉じます。

○服部香代　議長

以上で、立山議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時36分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時45分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、松見真一議員の発言を許します。松見議員。

［11番　松見真一　議員　登壇］

○松見真一　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号11番、清風やまが、松見真一です。

本日最後の一般質問、自治体ＤＸ、デジタルトランスフォーメーション推進計画についてお聞きします。

2020年９月、菅義偉内閣が発足し、菅総理はその際に公約の一つとして、デジタル庁創設を上げました。菅総理は、デジタル庁創設の目的について、関係閣僚会議で行政の縦割りにより、新型コロナ対策において、国、自治体のデジタル化の遅れや、人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率化、煩雑な手続や給付の遅れなど、住民サービスの劣化、民間社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化についてさまざまな課題が明らかになったためと語っています。

また、デジタル庁の役割については、国、自治体のシステム化の統一、標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成に進め、各種給付金の迅速化やスマホによる行政のオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育の規制緩和を行うことなど、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていくことと述べています。さまざまな理由から、行政においても民間においても、ＤＸの取り組みはもはや待ったなしの状態であるといえます。

2021年９月、デジタル庁が発足し、デジタル化の取り組みについて、自治体ＤＸ推進手順が作成され、６つの重点事項が示されています。１、自治体の情報システ

ムの標準化・共通化。自治体の主要な20業務、住民記録、固定資産税、個人・法人住民税等、介護・福祉手続、国民年金、児童子育て支援等を処理するシステムの標準仕様を国が定め、自治体はその標準仕様に準じたシステムへ2025年度までに移行する。２、マイナンバーカードの普及促進。2022年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、申請を促進することともに、交付体制を充実させる。３、自治体の行政手続のオンライン化。2022年度までに主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことができる31の手続について、マイナポータルからオンライン手続を可能にする。４、自治体のＡＩ・ＲＰＡの利用促進。国や自治体では押印を義務づけている申請書の押印義務づけを廃止し、電子署名の活用促進を図っています。そのほかにも、ＡＩ人工知能やＲＰＡロボットによる自動化を活用することで、今まで手作業で行っていた各種業務の効率化・省力化を進める。５、テレワークの推進。コロナウイルス感染症拡大により、テレワーク需要が急速に高まったことを受け、自治体では都市部の企業にテレワーク導入に向けた情報提供を行っています。働き方の多様化を踏まえたワーケーションの誘致や地方移住の促進など、場所にとらわれない働く環境の整備を行っています。６、セキュリティー対策の徹底。適切にセキュリティーポリシーの見直しを行い、セキュリティー対策を徹底する。以上６つの項目です。

自治体ＤＸとは、デジタル技術を活用することで、行政や自治体が担うサービスの改良や、住民の生活の向上を実現させる施策や、システム導入を実現することと言えます。

そこで、自治体ＤＸ推進計画について、どのような形でよりよい行政サービスを提供するのか、業務効率化により生まれた時間やマンパワーをどのように行政サービスの向上につなげるのかをお聞きいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、自治体ＤＸ推進計画について、お答えいたします。

国は、令和２年９月にデジタル庁を創設、同年12月には自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した自治体ＤＸ推進計画を策定し、行政業務システムの標準化や行政手続のオンライン化など、自治体に対して国と歩調を合わせたデジタル化の取り組みを求めています。

本市におきましては、そのような国の動向や目覚ましいデジタル技術の進展、将来的な行政サービスの維持などを踏まえ、デジタル化の取り組みをさらに加速させ

るため、令和３年12月に山鹿市デジタル化基本方針を策定しました。

当基本方針においては、その基本理念をデジタル技術の活用により、これまでの市民サービスや業務手法を変革し、市民の幸せにつながる新しい行政を実現すると定め、住民サービスの向上や内部事務の効率化を図るため、実施計画を策定し、毎年度見直しを行いながら進めていくこととしています。

１点目のご質問である、どのような形で、よりよい行政サービスを提供するのかという点につきましては、住民の利便性向上を図るため、本市でも行政手続や行政相談のオンライン化を進めていきます。現在、市民の方は市役所や市民センターなどに来庁され、行政サービスを受けておられますが、それをスマートフォンやパソコンなどを用いて、自宅などからオンラインで手続や申請、相談ができる仕組みを構築することで、市民の利便性は飛躍的に高まります。

２点目のご質問の、業務効率化により生まれた時間やマンパワーをどのように行政サービスの向上につなげるのかという点につきましては、デジタル化の取り組みによって、事務作業が効率化すれば、職員の生産性が向上するとともに、人為的なミス、いわゆるヒューマンエラーの減少にもつながります。それにより生まれた時間やマンパワーを、相談対応や訪問業務、事業計画の立案などに注力することで、質の高い行政サービスの提供が可能になると考えています。

デジタル化の取り組みは、職員数が減少する中、将来的な行政サービスの維持においても必須の取り組みであり、今後も着実に進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

松見議員。

［11番　松見真一　議員　登壇］

○松見真一　議員

山鹿市の取り組みとして、令和３年12月より、デジタル化の取り組みをさらに加速させるため、山鹿市デジタル化基本方針が作成され、庁内においても全ての部署にデジタル推進員を選任、各部局で現在の問題点を洗い出し、どのような取り組みを行うか検討されていると思います。

また、国の動向を注視し、市民サービスや業務手法の変革に取り組むようですが、ここで具体的な日本国内の行政サービスの提供、業務効率化等による行政サービスの向上の先進事例を紹介させていただきます。

東京都三鷹市では、2020年にみらいを創る三鷹デジタル化社会ビジョンという政策を打ち出し、ＤＸを促進するために取り組んでいます。例えば、保育所手続にＲＰＡ、ＡＩ、ＯＣＲといったデジタルツールを導入したことで、従来の40％の業務

効率化につながっています。

北海道北見市では、各種申請業務を効率化する書かない窓口、ワンストップ窓口を実現しました。書かない窓口の実施に向けて、ＵＩ、ＵＸの改善を実施。職員が来庁者から必要な証明書を聞き取りながら、申請書をシステム上で作成するため、来庁者は書類に記入する必要がありません。

ワンストップ窓口に向けては、業務の集約を実施、ほかの課の手続を住民異動窓口に集約したことで、来庁者の移動や各課を回るごとに発生する本人確認や異動内容の説明の手間が省略されています。

福岡県福岡市では、判こレスやオンライン申請により、今後の高齢者の方の増加に備え、職員を福祉の相談など、人にしかできない業務に充てるため、行政手続をできる限り効率化し、職員という限られたリソースを人のぬくもりが必要な部署に配置していく発想で取り組んでいるそうです。

山鹿市においても、以前より窓口業務の簡素化に取り組んだり、本年の予算でも計上されているデジタル化推進アドバイザーの設置、系統間のファイル交換システム導入、ホームページのリニューアル、出退勤管理、各種申請書の電子決裁など、まさにＤＸの一環として取り組んでいます。

学校教育においても、小学校・中学校のタブレット端末や電子黒板、デジタル教科書のＩＣＴ教育、鹿本小学校においては、日本でも珍しい任天堂スイッチを使ってプログラミング学習など、すばらしい取り組みもなされています。

2025年度までに市民の皆さんにさらに質の高い行政ＤＸを行うために、よりよい施策をお願いいたします。

それでは、次にマイナンバーカードの現状と、今後の取り組みについてお聞きいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、マイナンバーカードの交付状況と今後の取り組みについて、お答えいたします。

まず、本市の本年５月末時点のマイナンバーカード交付件数は１万8457件であり、市民の37.1％の方が取得されている状況です。

また、本年３月末における全国の取得率は43.3％、県全体では42.4％であり、本市は全国平均及び県平均を下回っている状況です。

国においては、本年度中にほぼ全ての国民への普及を目指しており、具体的な促

進策として、全国各地のショッピングセンター、公共施設などでの出張申請受付やマイナポイント第２弾に加え、運転免許証との統合も進められております。

さらには、健康保険証をマイナンバーカードに一体化させた、いわゆるマイナ保険証に対応した機器の病院への整備義務づけが検討されるなど、県や市町村を牽引しながら普及に努めています。

このような中、本市では、マイナンバーカード取得希望者の負担をできるだけ軽減するため、顔写真の撮影等を含めたオンライン申請のサポートを行うとともに、平日の交付時間延長や休日交付を行うなど、来庁者の利便性向上に努めております。

また、利用機会拡充の観点から、マイナンバーカード所有者が利用できる各種証明書のコンビニ交付を制度当初から導入しており、令和３年度においては、住民票、印鑑登録証明書、戸籍の総交付数のうち6.8％をコンビニ交付が占めている状況です。

さらに本年度は、熊本県と連携して、大規模事業所を対象とした出張受付事業を実施しており、本市からも職員を事業所へ派遣するなど、県と共同体制で取り組んでいます。

現時点において、劇的に取得率が上昇するような独自施策はございませんが、今後は、現在の取り組みを継続しながら、他自治体の事例も検討しつつ、カードの取得促進に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

松見議員。

［11番　松見真一　議員　登壇］

○松見真一　議員

６つの重点事項の中で、特にマイナンバーカードに関する事項が２点ほどあります。マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続のオンライン化です。日本では、2016年から個人番号、マイナンバーカードの本格運用が始まりました。そして、国では2022年度中に、本年度中です、マイナンバーカードをほとんどの国民が保有するよう、いろんな政策を打ち出しています。カード保持でキャッシュレス決済に使えるマイナポイント5000ポイント付与、今月末から保険証の利用申請で7500ポイント、給付金等受取口座登録で7500ポイントと、最大２万ポイント、現金に換算しますと２万円もの大盤振る舞いです。国の威信にかけて取り組んでいます。

山鹿市でも、最近、広報やまがや、やまがメイトによるマイナンバーカードの申請の呼びかけがふえたようにも感じます。現在、行政のいろいろな手続は申請主義であり、この制度や手当てを利用したいという申請があって初めて動きます。しか

し、マイナンバーカード制度による個人情報の一元管理やデータ連携が進めば、年金や失業保険などの社会保障の手続が非常に楽になり、従来は勤め先から源泉徴収票を税務署や市町村から納税証明書を発行してもらいながら、たくさんの書類を揃えて年金事務所やハローワークに提出しなければならなかったのですが、行政機関同士、データ連携すれば、そうした書類の持参が不要になります。

このような自動で手当支給やサービスを提供する能動型行政サービスをプッシュ型といいますが、利用者が助かるだけではなく、行政側が申請書や確認する時間やコストが大幅に削減されるメリットもあります。

ＤＸ先進事例として、九州の中でもたくさんの成功事例をお持ちの市町村首長がいらっしゃいます。先ほどご紹介した福岡県福岡市の高島宗一郎市長や、宮崎県都城市池田宜永市長などいらっしゃいますが、とりわけ都城市のマイナンバーカードの取り組みはすばらしいものだと思います。

現在、マイナンバーカードの交付率は令和４年、今年の４月で78％です。デジタル化こそアナログでとの思いから、都城方式と呼ばれるタブレットを活用した申請補助を行っており、現在は申請補助専用車両のマイナちゃんカーという専用の車を運用し、１人からでも自宅を訪問し、申請補助を行っています。加えて、電子母子手帳サービスの導入や手数料を半額にしたコンビニ交付サービス、これにより窓口業務がかなり改善されているということです。新規取得者に、現在も配布されている5000円分のマイナンバーカード取得感謝券等の施策も積極的に実施しています。ちなみに、先ほど経済効果で計算したところ、都城市の人口は16万5000人、このうちの78％の方が取得したとすると12万9000人の方がマイナンバーカードをお持ちになります。これが２万円のマイナポイントを取得したというふうになりますと、何と経済効果が25億円、すばらしい金額が市町村に落ちるいうことになります。

山鹿市でも取り組んでいる職員の出退勤管理を含め、庶務システムもマイナンバーカードを活用しています。答弁にもありましたとおり、他自治体の事例も検討され、さらなるマイナンバーカード交付率のアップと、取得促進に取り組んでいただくようお願いいたします。

さて、各市の行政での取り組みで問題になっているのが、システムの開発等がベンダー任せになり、手軽なパッケージを使い、運用段階で職員が使いづらいシステムになっているということです。また、人事異動で課によってはスキルを持った人材がなくなるなどの問題点もあります。

自治体ＤＸにおける職員の理解不足の課題を解決するには、ＤＸの可能性を知り、関心を持ってもらう必要があります。ＤＸによって何が実現できるかを学ぶに当たり、他の自治体の事例やその効果を知ることも大切です。自治体でＤＸの実現に向

けて積極的になるには、必要性を感じてもらうことが重要です。具体的な成功事例を知ることで、ＤＸの必要性を理解し、当事者意識が向上するという期待ができます。

先ほど、清風やまが立山議員の一般質問にもありましたが、職員のスキルアップのための研修や視察を行うことにより、専門性の高い職員の人材育成や業務改善にもつながります。

先ほど、事例でも申し上げました都城市においても、ＤＸを加速させるため、市長みずからＣＤＯ最高デジタル責任者になり、組織の強化を図り、人材、予算についても優先的に取り組まれています。民間企業に比べて、行政機関や自治体には変化に時間と労力がかかるケースが多いと言われています。

さて、そこでデジタル化に対する早田市長の思いについて、お聞きいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

自治体行政におけるデジタル化については、今日の社会において避けては通れないものであり、最重要項目であると考えています。私自身、デジタル技術を活用できない自治体は多様化する社会から取り残されていくという危機感を持っており、そのため市長就任後、本市のデジタル化における基本的な方針を定めた山鹿市デジタル化基本方針の策定を指示し、デジタル化の取り組みを加速させています。

また、本年４月には、情報システム広報課を情報政策推進課に改め、新たにデジタル推進係を設置し、デジタル化の取り組みを進めてくための組織体制を整えました。デジタル化の取り組みに終わりはないと考えています。

今後も、さまざまな取り組みを行いながら、住民サービスの向上や行政業務の効率化を図り、市民の皆様の生活を豊かにすることができるよう、私が先頭に立って進めていきます。

○服部香代　議長

松見議員。

［11番　松見真一　議員　登壇］

○松見真一　議員

早田市長みずから先頭に立ってデジタル化に取り組むとの答弁です。市民の皆さんはもとより、職員の皆さんの取り組みにも一層力が入ると思い、心強く感じました。

ＤＸを推進するには、行政の効率化により市民サービスの向上はもちろんですが、

最適な職員配置により、職員一人一人が十分に能力を発揮できる職場であってほしいと思います。誰ひとり取り残さないためのデジタル化、ＤＸは目的ではなく、来るべき人口減少の中、少子高齢化社会に向けて、より便利で効率がよく、質の高い市民サービスをするための手段であるということです。

早田市長が先頭に立って、山鹿版ＤＸモデルを推し進めていただくよう申し上げて、一般質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、松見議員の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時13分　散会

～～～

６月１４日(火曜日)

令和４年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和４年６月14日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．勢田昭一

一般質問

（１）社会インフラ（橋）の現状と今後の整備計画について

（２）農業生産費コストの高騰に伴う施策について

（３）文化振興と市博物館の現状と今後の整備計画について

２．山下誠治

一般質問

（１）タブレットを活用した学習について

（２）電子図書導入について

（３）自主防災組織補助金利用の実績と対象について

３．芋生よしや

一般質問

（１）国民健康保険税について

（２）物価高騰に伴う支援について

４．深牧大助

質　　疑

（１）議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

Ｐ15（目）農業総務費　管理経費

Ｐ16（目）観光費　　観光・物産消費喚起対策事業

一般質問

（１）山鹿市所有公園について

５．有働辰喜

一般質問

（１）学校施設（屋内運動場）について

（２）スクールバス運行管理業務委託入札結果について

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

1番	関口和良
2番	永田壮拡
3番	深牧大助
4番	原　芳郎
5番	隈部賢治
6番	高橋龍一
7番	豊田新二郎
8番	山下誠治
9番	古川和博
10番	金光一誠
11番	松見真一
12番	立山大二朗
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
15番	勢田昭一
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	冨丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
総務部首席審議員	池田淳志
市民部長	中尾雄二
福祉部長	山﨑寿雄

経済部長	石井耕一郎
建設部長	松尾正都
教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	有尾壽朗
福祉部次長	野満ふみ子
建設部次長	山城一夫
教育部首席教育審議員	吉野栄治
防災監理課長	園田和雄
地域生活課長	鬼塚敦夫
税務課長	新堀竜一郎
国保年金課長	林弘子
農業振興課長	三森一幸
商工観光課長	中村武志
建設課長	樺浩介
都市計画課長	隈部光麿
教育総務課長	佐藤誠記

○

事務局職員出席者

議会事務局長	小山天
局長補佐兼議事係長	森英州
書記	木村隆寛

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○服部香代　議長

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○服部香代　議長

日程第１、昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。勢田昭一議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号15番、勢田昭一です。

今回の一般質問が20回目となります。これまで、農業問題、教育問題、環境問題、スポーツ振興問題、人口減少問題を市民の目線で捉え、守ること、つなぐこと、創り出すことの視点で、行政の可視化を具体的に目指してきました。

さて、今回は山鹿市が早急に取り組むべき課題を中心に、次の３点に絞り質問をいたします。

１番目に社会インフラ、特に川にかかる橋の現状と今後の整備計画について、２番目に農業生産コストの高騰に伴う施策について、３番目に文化振興と市博物館の現状と今後の計画についてです。それぞれ一問一答でお願いをいたします。

それでは、１番目の質問です。ことしは６月11日に九州北部地方の梅雨入りが発表されました。私は、この時期を迎えますと、これまでの豪雨による水害を思い出し、とても心配になります。特に２年前の人吉球磨地方を襲った豪雨で、球磨川を横断する鉄橋が流されたことを今でも鮮明に記憶しております。それまで、絶対に壊れないと信じていた橋が崩壊するということが現実に起こったのです。このことを踏まえて、私たちの地元を流れる菊池川、その菊池川にかかるたくさん橋は、果たして大丈夫かなということを考えます。そこで、その点について、今しっかりと検証すべきだと考えます。

そこで、１回目の質問です。本市における菊池川を横断する橋が６つあります。それぞれの建設年度と耐用年数を伺います。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、本市における菊池川を横断する橋の建設年と耐用年数について、お答えいたします。

現在、菊池川に架設された橋梁の架設年度は、国道橋山鹿大橋1953年、県道橋山鹿大堰橋1976年、中川橋1966年、分田橋1937年、市道橋山鹿南部大橋1975年、山鹿西部大橋1981年で、その多くが高度経済成長期に架設されております。

耐用年数については、コンクリート橋や鋼橋など、材料の種類にもよりますが、一般的には50年程度と言われております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

菊池川にかかる６つの橋のそれぞれの建設年度がわかりました。また、橋の耐用年数は50年程度であるということも確認できました。ただ、今の答弁で、山鹿大橋は69年経っております。山鹿大堰橋は46年、分田橋においては85年、中川橋についても56年、それから南部大橋47年、西部大橋41年経過をしております。それらの中で、分田橋は建設年度から85年経過していることがわかり、びっくりしております。

これまでも、このことにつきましては、地元の冨丸議員が一般質問され、要望もなされております。言うまでもなく、社会インフラの中でも橋は最も重要なものです。想像してみてください。橋がなくなったら、どんなルートで菊池川を横断するのか。そうです。まず思いつくのは、大きな時間のロスが生まれるということです。このことは私たちの日常生活に非常に大きな影響を与えます。

そこで、２回目の質問をいたします。それぞれの橋の今後の整備計画を伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、今後の整備計画について、お答えいたします。

山鹿南部大橋や山鹿西部大橋など、本市が管理する市道橋は610橋あり、今後、老朽化による劣化の進行などが懸念されることから、山鹿市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、全ての橋梁を５年ごとに点検するなど、安全な通行を確保するため、健全性の低下した部分の修繕や補強を行い、予防保全に取り組んでおります。

今後の整備計画につきましては、現在、山鹿南部大橋、山鹿西部大橋を含む全橋

梁の健全性は確保されており、更新等を計画しているものはございません。引き続き、予防保全に取り組みながら、橋梁の長寿命化につなげることで、更新等を抑制し、コスト縮減と平準化を図り、持続可能な維持管理体制を築いていきたいと考えております。

次に、国道橋・県道橋について、国土交通省山鹿維持出張所、熊本県鹿本地域振興局土木部に確認を行いました。熊本県が管理します分田橋については、計画的かけかえ対象の橋梁であり、河川管理者である国との協議が進められるなど、かけかえに向け取り組んでいるとのことです。

なお、その他の橋梁につきましては、かけかえ等の計画はなく、国、熊本県、それぞれの橋梁長寿命化計画に基づき、予防保全に取り組んでいくとのことです。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁にありましたように、それぞれの橋は国道橋、あるいは県道橋、市道橋の３つに分類できることがわかりました。それぞれの整備計画についても確認できました。市道橋については、市単独の計画は可能です。しかし、国道橋、県道橋については、執行部は現状を把握し、国や県に対して要望することが急務だと考えます。

そこで、３回目の質問をいたします。県または国への要望申請はどうなっているのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、県または国への要望申請について、お答えいたします。

現在、分田橋に対する要望が地域住民の方より市に寄せられております。分田橋は、架設後約80年を経過するなど、熊本県が管理する道路橋梁の中でも古い橋梁の一つであるため、かけかえの要望が寄せられているものです。市としましても、県に対し要望を行っているところであり、早期の完成に向け、引き続き要望を続けてまいります。

なお、ほかの国・県管理の橋梁については、今のところ要望はいただいておりませんが、分田橋同様、要望が市に寄せられれば、国・県に対し、しっかりと整備要望を伝えてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

それぞれの橋については、県または国への要望を続けていくとの答弁をいただきました。分田橋のかけかえという願いを込め、引き続き強く要望されるようお願いをいたします。

ところで、熊本県土木部はことしの２月、熊本県橋梁長寿命化修繕計画というものを改定版を作成をしております。その中に、熊本県が管理する橋は全体で3613カ所、地元の鹿本振興局が管理するのは170カ所となっております。山鹿の橋は、先ほどもありましたように、国道橋、県道橋、市道橋の管理が分かれておりますが、市として点検、診断、措置、記録というメンテナンスの流れを徹底してくださいますようお願いし、１番目の質問を終わります。

では、次の質問に移ります。２番目は、農業生産コストの高騰に伴う施策についてであります。ご案内のとおり、ロシアのウクライナ侵攻が始まり間もなく４カ月を迎えます。この侵攻により、私たちの日常生活にも大きな影響が生じています。各種製品、ガソリン、お菓子、乳製品などの値上げが毎日のように報道されております。こういう状況の中で、山鹿市の基幹産業である農業関係の物品については、どれだけの値上げがされているのか、一般市民にはなかなかわかりません。

そこで、物価高騰の中での農業に視点を当てて質問をいたします。１回目の質問は、農業における生産コスト高騰はどのようなものがあるのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、農業生産コスト高騰について、お答えをいたします。

コロナ禍により停滞していた世界的経済の回復や、ロシアによるウクライナ軍事侵攻、さらには最近の円安の影響で原油価格の高騰が続き、その影響を受け、ビニールや鉄材などの農業資材、また原料の供給不足による肥料や飼料の価格上昇など、農業生産に必要な生産コストの高騰が続いております。

実際の状況としましては、農林水産統計の農業物価指数によると、令和４年４月末時点での前年比で比較した場合、農業生産資材全体で6.9％上昇しており、うち原油が19.5％、ハウス用資材が28.4％、肥料が11.8％、飼料が14.1％と上昇し、大

変厳しいものとなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

ただ今の答弁にもありましたように、かなりの物品が値上がりをしていることがわかりました。状況では、４月段階の指数でございましたので、現在はもう６月に入っております。聞くところによりますと、私の友達が酪農を経営しております。その牛に食べさせる餌が３倍ぐらいもう高くなっているんですよという話をしてくれました。というと、年間、今までの牛の飼育の飼料が１億円ぐらいかかりよったと。だから、もう３億円になるばい、勢田君。どやん思うやという話をされております。そういった部分で、かなりの物価上昇になっているということになります。これはまことに農業をされる方の死活問題にかかわってくるかと存じます。

ところで、一般の製造会社は、そのそれぞれの物価の値上げ分を製品に転嫁することができます。しかし、農業生産物の場合は値上げ額を転嫁することがなかなかできない状況にあります。このことについて、執行部はどう考えておられるのかを伺います。

そこで、２回目の質問です。この高騰に対する施策をお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、生産コスト費の高騰に対する施策について、お答えをいたします。

本市におきましては、今回、資材や燃油価格の高騰等の影響を受けた、園芸、特産の生産者を対象に、生産者の所得回復や経営安定を図るため、県の事業を活用し、品目転換や資材及び機械の導入を支援することとしております。

あわせて、農家において燃油価格が一定基準を上回った場合、補填金を交付する国の事業の施設園芸等燃油高騰対策事業、いわゆるセーフティーネット構築事業を活用し、積み立てを行うなど、燃油価格の高騰に対応していただいております。

今後も、さらなる原油価格や農業資材、肥料、飼料など、生産コスト高騰が懸念されるため、国や県で対策の検討がなされており、動向を見極めながら、活用など市として営農継続に必要な対策を適切に講じてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁によりますと、施策として県の事業、あるいは国の事業を活用しているということでございます。これらに関しては、今、国の段階で施策を検討されているようです。今後、いろんな施策が出てくるかと存じます。

ところで、山鹿市の農業は水稲などの穀物、スイカ、イチゴ、アスパラガス、花などの施設園芸、またたばこ栽培農家、果樹園芸農家、畜産農家など、たくさんの部門があります。国の事業、県の事業が発令されたら、それらを速やかに活用し、それぞれの部門に取りこぼしのない施策を早急に取られますようお願いをいたしておきます。

次に、３回目の質問に移ります。先ほども述べましたように、山鹿市の基幹産業は農業であります。この農業を取り巻く状況は、今回の生産コストの高騰や耕作放棄地など、幾つもの解決すべき課題を抱えております。本市では、農業再生協議会という組織があると聞いております。

そこで、質問をいたします。山鹿市農業再生協議会の設置目的、構成組織、活動内容を伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、山鹿市農業再生協議会の設置目的、構成組織、活動内容について、お答えをいたします。

山鹿市農業再生協議会は、農業経営の安定と生産力の確保を図り、食料自給率の向上のため、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を目的に設置しています。あわせまして、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することも目的としているところです。

組織としましては、担い手の代表、実需者、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、鹿本農業協同組合などの農業関係者及び市などで構成している団体で、活動として、需要に応じた米生産の推進や水田活用による直接交付金等の水田フル活用に向けた支援、経営所得安定対策や収入保険制度、さらには産地パワーアップ事業等の支援などの取り組みを行っているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

山鹿市農業再生協議会は、とても重要な組織であることを認識いたしました。先ほども述べましたが、山鹿市の基幹産業は農業です。ぜひとも、今回の農業生産コストの高騰などを含めたところで、その農業再生協議会で農業の活性化を図っていただくことを強くお願いし、この項の質問を終わります。

次に、３番目の質問に移ります。山鹿市の文化振興、山鹿市博物館の現状と今後の整備計画についてです。

まず、山鹿市の文化財の数をご存じでしょうか。私が調べたところによると、国指定の文化財が11カ所、国登録文化財が12カ所、県指定の文化財が19カ所、山鹿市指定の文化財が159カ所、そのほかにも未指定の文化財や埋蔵文化が存在しております。このように、山鹿には多くの文化遺産が存在しております。

そして、第４次山鹿市教育振興基本計画の基本理念には、古人に学び、つながり、支え合う、ふるさと山鹿の創造とあります。

そこで、１回目の質問をいたします。前に述べたように、この文化財保存活用には、本市博物館が重要であることがわかります。１回目の質問、山鹿市博物館の現状と建設に向けての計画を伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、博物館の現状と今後の整備計画について、お答えをいたします。

ご案内のとおり、山鹿市立博物館は昭和53年４月に、熊本博物館に次ぎ、県内２番目の施設として、県北地域では最初の博物館として建設されております。菊池川流域で出土した考古資料を中心に、古代から近世・近代に至るまで、郷土の貴重な文化財、歴史資料を収蔵保管し、あわせて展示・公開をいたしております。加えて、装飾古墳館として全国的にも有名な国指定史跡チブサン古墳のガイダンス施設としての性格も有しております。

一方で、博物館の活動につきましては、本市の歴史や文化をテーマとした企画展や関連ワークショップなどを開催し、来館される皆さんにその価値や意義を周知してまいりました。本年度の企画展では、日本遺産認定５周年として、夏休み期間中

に菊池川展を、チブサン古墳・鍋田横穴が国史跡に指定されて100周年を迎えることから、秋には装飾古墳保存100周年展と関連シンポジウムを、我が国で鉄道が開業して150年になることから、冬には移動博物館として八千代座交流施設を会場に山鹿鉄道展の開催を予定しております。また、年間を通し、各種の教養講座や歴史講演会、文化財の現地見学会などを実施し、多くの方々に本市の文化や伝統に親しんでもらう機会を提供しております。

しかしながら、社会情勢の変化により、博物館に求められる役割が多様化する中で、建設から44年が経過をし、施設の老朽化が進むと同時に、資料収蔵庫の面積不足やバリアフリー化の遅れなど、課題が浮き彫りになっております。

このような現状や課題を抱える中で、本市の貴重な文化財、歴史資料を次の世代へと保存・活用していく将来の博物館として、施設の老朽化への対応などを含め、改善すべき点があると考えているところでございます。

このため、本年度はこれからの博物館のあり方について、さまざまな課題を整理し、よりよい方向性を示していくために、博物館整備方針調査研究業務といたしまして、専門性を有する事業者へ委託をし、調査・研究に着手をしてまいります。主な項目では、現状と課題、果たすべき役割と目指す博物館像及び整備の方針、これに沿った準備を含めた工程案などについて、掘り下げていくことといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁にもありましたように、いろんなイベントを開催され、市民のために活用されていることは確認できました。また、ハード面では、博物館は1978年に建設をされ、44年も経過していることがわかりました。ことしの３月の定例会でも、博物館管理費として、基本構想策定等ということを含めてでございますが、675万円を計上してあります。ぜひ、先ほど教育部長が言われたとおり、いろんなことの現状と課題、それから今後の行程などを十分に論議していただくことを強くお願いをいたします。

次に、２回目の質問に移ります。先ほども述べましたように、本市にはたくさんの文化財が存在しております。昨年の12月の定例会で一般質問をした内容と重複するかと存じますが、再度質問させていただきます。これらの文化財を管理・調査するのが学芸員だと聞いております。また、それらの文化財を守る、つなぐためには、

単独の文化課あるいは文化財課が必要だと考えます。

そこで、２回目の質問です。博物館、社会教育課の文化係での学芸員の確保と、文化課または文化財課の再設置について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、学芸員の確保及び文化課の再設置について、お答えを申し上げます。

初めに、お尋ねの学芸員とは、博物館等における資料の収集、展示及び調査研究等を行う有資格者でございます。本市では、考古学を専門とする学芸員２名が社会教育課に配属されております。

配置された学芸員の業務は、指定文化財の維持管理、工事などに伴う埋蔵文化財の発掘調査、民俗芸能の保存継承など、文化財の管理及び文化振興業務を主に担っております。

現在、博物館には学芸員が常駐していない状態ではありますが、博物館の事業であります展示や、資料収集及び調査研究などの専門的活動につきましては、本庁の学芸員が担当をしており、博物館と緊密に連携を取りながら業務に当たっているところでございます。

次に、文化課の再設置について、お答えをいたします。

昨年の12月定例会でもご答弁を申し上げたとおり、平成26年４月に組織改編が行われ、これまでの文化課は社会教育課へ統合され、現在の体制となっております。これにより、さまざまな事業を一体的に取り組むことができる体制が強化をされました。

具体的には、文化団体の育成、生涯学習講座や公民館活動における地域学習の推進、行事の企画・運営など、これまでも部内で連携しながら各種事業を進めていたものが、課の統合により、常に情報の共有ができ、課題の整理や計画立案へ、素早く反映することができるなど、生涯学習分野と文化振興分野の連携が図られ、その成果が相乗効果としてあらわれております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

今の説明でもありましたように、学芸員は博物館ではなく、本庁の社会教育課に

配属しているということです。また、現在の体制でいろんなイベント、その他の業務についても相乗効果があらわれていると確認できました。

しかし、私はこの配属には問題があると考えます。それは、博物館法第３条には、博物館に専門職員として学芸員を置くとあります。執行部として、博物館法を守り、学芸員配属の再考をお願いをしておきます。

最後の質問に移ります。一般的に、文化の分野は他の分野に比べてないがしろにされる分野だと感じております。昨年の12月の一般質問でも同様に伺いましたが、再度伺います。現在の文化振興の現状と今後の課題、特に文化振興計画の策定について、教育長に伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［堀田浩一郎　教育長　登壇］

○堀田浩一郎　教育長

ご質問の、文化振興の現状と今後の課題について、お答えをいたします。

本市の目指す将来都市像、人輝き飛躍する都市やまがでございます。人と歴史文化が響きあうまちづくりを目指し、固有の歴史や伝統を大切に保存・継承・活用するとともに、創造性に富んだ文化が息づくまちづくりを進めることとしております。

そのため芸術体験、鑑賞する機会をふやす一方で、文化団体の活動を活性化するために、継続的な支援を行い、市民が文化を身近に感じ、気軽に楽しめるような環境づくりを推進するために、市総合計画及び教育振興基本計画により、基本方針を定め、効率的な運営を図っているところでございます。

今後、文化振興業務を総合的かつ体系的に推進していくことは、本市の文化行政において大変意義あるものと思われますので、来年度より、文化振興計画作成の準備に着手いたします。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

教育長の答弁に、山鹿の文化財、文化を守り、つないでいく覚悟をお聞きしまして安堵しております。マスコミでは、山鹿の文化財、文化が数多く取り上げておられます。今がチャンスなのです。特に６月15日の犬子ひょうたん等も、ＮＨＫさんだったり、熊日さんだったり、放送があっております。これだけ山鹿は文化の魅力あるところだなと感じております。

早田市長も、開会時のご挨拶の中で、玉三郎さんのことを言われました。これも同様です。このように、山鹿は文化財の宝庫なのです。これをぜひとも文化振興計画として着手をお願いを申し上げておきます。

今回は、社会インフラの橋について、山鹿市の基幹産業である農業について、文化財と文化についての３点の質問を行いました。それぞれについて、市民目線で全ての行政サービスを点検し、診断し、その対策を考えながら、行政とともに将来を担う子供たちのために、このすばらしい山鹿を守り、つなぎ、創り出していきたいものです。

これで、私の20回目の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

消毒と換気のため、しばらくお待ちください。

次の通告順により、山下誠治議員の発言を許します。山下議員。

［８番　山下誠治　議員　登壇］

○山下誠治　議員

皆様、おはようございます。

議席番号８番、山下誠治でございます。

本日、発言通告に従い、３件質問をさせていただきます。

まず１つ目、タブレット学習について、２つ目は１年前に質問いたしましたけれども、電子図書館について、３つ目は自主防災組織育成事業補助金について、以上の３件についてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、最初にタブレットを活用した学習について、お伺いします。１人１台タブレットが導入され、２年目に入りました。児童・生徒たちは操作にも慣れ、基本的な活用ができてきていると思います。そこで、さらなる有効活用の一つとして、ＩＣＴ教育サービスを導入されてはいかがでしょうか。

このサービスは、電子図書館と調べ学習応援サービスの２種類があります。特に調べ学習については、授業支援の役目も兼ね、学力向上の一役を担うものではないかと思うところです。また、教育の現場においても、さらに充実するものと考えられます。

今後、ＩＣＴを主体的に活用していく上で、子供たちの学力向上のためにも、教育現場の意見も参考にしながら、ＩＣＴ教育サービス導入の検討をされてはいかがでしょうか、お聞きします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。吉野首席教育審議員。

［吉野栄治　首席教育審議員　登壇］

○吉野栄治　首席教育審議員

ご質問の、タブレットを活用した学習について、お答えいたします。

現在、市内の小中学校では、１人１台端末の導入が始まり２年目を迎え、児童・生徒にとって個別最適な学びの実現に向けて、ＩＣＴ支援員のサポートを活用しながら、授業改善を進めております。また、授業のどの部分で、何のために、どのようにタブレットを使用するのが最も効果的なのかについても研修を深めています。

一方、児童・生徒の自主学習や調べ学習に便利なサイトやツールも多数開発されており、現在、本市では学習支援ソフトとして、自分の理解度に合わせて学習できるｅライブラリ・アドバンスを初めとした学習ドリルやプログラミングソフトを導入しています。また、授業支援ソフトとしては、自分の考えや意見を先生に送り、一瞬でクラスメイトと共有できるロイロノート・スクールなどを活用しています。

学習指導要領には、小学校の段階でコンピューターや情報通信ネットワークに慣れ親しみ、中学校以降では生徒自身で正しい情報モラルを身につけながら、ＩＣＴを適切に主体的に活用することが明示されています。現時点では、ご案内の調べ学習辞書のアプリは導入していませんが、こうした能力を育成していく上で、まずは現在活用しているツールを有効活用しながら、今後新たなソフト等が提供された場合には、教育現場の意見も参考にしながら、学習環境のさらなる整備を推進してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

山下議員。

［８番　山下誠治　議員　登壇］

○山下誠治　議員

ただ今、答弁いただきました。その中に、調べ学習辞書のアプリは導入していないとのことでした。ただ、現在のタブレットで何かを調べたいときには、ヤフー、グーグルを使って調べているようです。しかしながら、インターネットでの検索は多種多様な情報が含まれており、制限がかかっているとはいえ、子供たちにとって適切な情報ばかりとは言えないのではないでしょうか。子供たちのためにも、より安全で的確な情報を活用できるよう、学習環境の整備の推進をよろしくお願いいたします。

１件目の質問、これで終わります。

続きまして、２件目の質問に入ります。

その前に、ここで少し時間をいただき、私の思いを述べさせてください。

もう29年前になりますが、来民小学校の本好きの保護者10名ほどで、読書推進のボランティアが始まりました。当初の活動は、ＰＴＡ母親部とともに、学校での読み聞かせが主体でした。団体の名称は本を読むで、よみよみクラブと言います。私も当時、ＰＴＡの副会長として、その後は会長として活動に参加しておりました。読み聞かせも一緒に行いました。

活動を進めていく中で、お母さま方から鹿本町に図書館があったらいいねというような話が出ておりました。しかしながら、図書館があったらいいね、図書館がすぐにできるわけはありません。そこで、ちょうどそのとき、私の仕事場の事務所を建築し、隣接して多目的に使える10畳の部屋をつくっていました。そこで、平成６年10月から、その多目的スペースを利用して、よみよみクラブの皆さんと私設図書館を始めました。本は、メンバーの皆さんの持ち寄りです。手づくりの本棚も町民の方から寄贈していただきました。図書館名はもちろん、よみよみクラブからとったよみよみ文庫、開館は毎週日曜日です。メンバー交代で毎週日曜日に当番をして、来館する子供たちに読み聞かせをし、本の貸し出し、時には大鍋でカレーをつくり、子供たちとみんなで食べたりもしました。地域の子供たちが笑顔で毎週本を借りに来てくれました。

その後、活動を地道に続けていましたが、鹿本町の教育委員会のほうから、本の購入のための補助金をいただけるようになりました。その後は、中央公民館のスペースをいただき、よみよみ文庫を中央公民館に移転し、幼稚園・保育園への移動図書も実施されました。その地域での活動が鹿本町に図書館をという皆さんの思いになり、そしてひだまり図書館が誕生しました。私も地域の皆さんとともに活動に参加し、本と触れ合う、本を読む大切さを学びました。だからこそ、読書推進には熱い思いがあります。

では、その熱い思いを込めさせていただき、２件目の質問、電子図書館について質問させていただきます。

昨年６月定例会で、電子図書館導入についての提案と質問をさせていただきました。将来的には、電子図書館の導入は必要なものと捉えます。県内の他の市町村の動向を見据え、導入している自治体の活用状況を参考にしながら判断したいと考えていますという答弁をいただきました。私の心の中には、期待感が膨らみました。

当時、近隣の市町村では、菊池市と大津町が地域連携して導入されていました。その後の１年間の動向ですが、令和３年７月１日には、玉名市、玉東町、南関町、和水町が玉名圏域として電子図書館導入、荒尾市はことし４月、新図書館開館と同時に導入、５月からは長洲町はありあけ圏域電子図書館として大牟田市、みやま市、柳川市と県境を越えての導入もあっている状況です。

そこで、現在の山鹿市のインターネットを通じたこの電子図書館を利用した読書活動への推進の状況を教えてください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、電子図書導入について、お答えを申し上げます。

電子図書館とは、ネット上に図書館を開設をし、インターネットを通じて電子書籍を無料で借りることのできるサービスでございます。

メリットといたしましては、利用者が居場所や、決められた時間にとらわれず、図書館へ行かずに24時間借りられ、返却ができ、高齢者や障害のある方にも利用しやすいシステムになっております。

デメリットといたしましては、提供されている電子図書が十分でない、新刊が提供されにくいことや、著作権使用料の問題などがございます。

令和４年１月現在、一般社団法人電子出版制作・流通協議会がまとめた全国自治体の電子図書館の導入率は15.2％で、熊本県は19.6％となっております。

電子図書館導入に当たりましては、本市単独で運営をするのか、他の自治体と連携をし、広域での導入を目指すのか、そのほかにも導入する際の設備やシステム維持に係る経費、利便性の面など、多角的に検証することが必要になってまいります。

今後は、既に導入している自治体等の運営状況を調査研究するなど、本市にとって、最も有効な運営方法を探求してまいります。

今年度は、令和５年度から令和９年度までの５カ年にわたる第４次山鹿市読書活動推進計画を策定をいたします。これは、読書活動を通して、乳幼児から高齢者の方まで、全ての住民の皆様が、自ら学び、考える力を身につけていただくことで、豊かな人生が送れることを願い作成するものでございます。

電子図書館の導入については、読書活動推進計画を策定する中で、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

山下議員。

［８番　山下誠治　議員　登壇］

○山下誠治　議員

ありがとうございました。

ただ、答弁の内容をお聞きしますと、残念ながら、この１年間は導入に対する検

討、取り組みはされていないように、私は感じたところです。

また、全国自治体の導入率は15.2%、県内の導入率は19.6%と数字を上げていただきました。熊本県は電子図書の導入が全国よりも進んでいる意味だということで受け取りました。ただ、この統計の数字は数字として、問題は山鹿市が独自にどう取り組むかということが大切だと思います。今年度は第４次読書活動推進計画を策定されるということで、期待しております。

紛失や返却忘れ、来館に伴う感染リスクのない電子図書館、調査研究を進めてもらい、導入に向けての推進をお願いいたします。

これで、図書館の質問は終わります。

それでは、最後の３件目の質問に入ります。

自主防災組織の活動状況について、お伺いいたします。ことしも、いよいよ雨の季節に入りました。これから半年間ほどは、特に自然災害が発生しやすい時期になります。去年の12月定例会では、各地区で避難所を開設した場合の対応をお聞きしましたが、コロナ禍の中、実際はどれくらいの自主防災組織の活動ができているのでしょうか。自主防災組織に対する支援として、育成事業補助金がありますが、どのくらいの利用があっていますか。コロナ禍前からの過去３年間の利用実績を、補助対象項目ごとに教えてください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の自主防災組織補助金の利用の実績と対象について、お答えいたします。

本市では、地域防災力の向上を図り、自発的な防災活動を促進するため、組織設立、資機材整備、訓練経費の一部を補助する自主防災組織育成事業に基づき、補助金を交付しております。

過去３カ年間の補助金の利用実績は、令和元年度におきましては、組織設立が25団体で80万9400円、資機材整備が16団体で53万3700円、訓練が36団体で47万1300円の、合計74団体で181万4400円、令和２年度におきましては、資機材整備費が11団体で64万6300円、訓練が３団体で３万7400円の、合計13団体で68万3700円、令和３年度におきましては、資機材整備が８団体で48万800円、訓練が３団体で２万9600円の、合計11団体で51万400円となっております。

ただ今申し上げたとおり、令和２年度及び３年度につきましては、コロナ禍の影響を受け、訓練の開催を自粛する自主防災組織が多かったことで、補助金の支出が減少いたしております。

なお、補助の対象につきましては、資機材整備では、発電機や簡易テント、ガス炊飯器等の購入、また訓練経費では、炊き出し訓練の食材費や防災研修会時の講師への謝金、そのほかに各種訓練時の事務用品等の購入費も認めております。

今後も、いつ発生するか分からない災害に備え、真に活動できる自主防災組織の育成と活性化に向け、自主防災組織育成事業のさらなる啓発と利用促進を図ってまいります。

以上、ご答弁いたします。

○服部香代　議長

山下議員。

［８番　山下誠治　議員　登壇］

○山下誠治　議員

ありがとうございます。

やはりコロナ禍の中で、活動の中でも最も重要な訓練ができていないというようなことがわかりました。しかし、ワクチンの接種が進み、市民の皆様のコロナに対する意識も今後はウィズコロナと変わって行くものと思われます。

自然災害は、本当にいつ発生するかわかりません。答弁いただきましたように、自主防災組織の活性化に向けた啓発と利用促進を、よろしくお願いいたします。

最後に、自主防災組織育成補助金の対象になる活動がちょっとわかりにくいという声もありますので、各自主防災組織へのもう一度、明確な周知をお願いいたして、この質問を終わりたいと思います。

では、全ての質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、山下議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時08分　休憩

――――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――――

午前11時17分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

山鹿市では、疫病退散を願う祇園さん、いわゆる犬子ひょうたんが始まりました。ことしは、ウクライナ支援にも取り組もうという団体が黄色と青のひょうたんや、ひまわりのブローチを作成しておりました。私がきょう、胸につけているのがそのブローチです。私は、コロナ退散も願いますが、ロシアの侵略の戦争の終結を一刻も早くと願っています。戦争は始まってしまうと、なかなかやめられないものです。疫病を広げない努力、戦争にしない努力は、政治の役割であり、どんなに大切かを今一度皆さんと考えたいと思います。

コロナ禍、気候変動、世界情勢などの影響を受け、物価高騰は続き、先ほど勢田議員が農業対策をただされましたが、私は暮らしの影響、この深刻さにぜひ対策をと求めたいと思います。人口減少が課題の山鹿市、少子化対策、子育て支援は大事な支援です。国からも支援金などが来ております。その活用をするとともに、いつでも何にでも活用できるという財政調整基金、山鹿市には56億円ほどあります。こちらも活用して支援をしてほしいと求めます。市民の暮らしを守る支援を、２項目、一問一答でお願いします。

最初は、国民健康保険税、国が就学前までの子供の均等割半額支援を始めました。その均等割、山鹿市独自で上乗せ支援はできないかについてお尋ねします。

国保の構造的な問題としては、年齢構成が高く医療水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在などが示されています。国保の加入者は、高齢者、自営業、フリーランス、非正規と、経済基盤が脆弱な方々が多く、コロナ禍でも経済的な打撃が直撃しております。私は、これまで国民健康保険税の引き下げについて、国保の都道府県化も含め、６回取り上げてきました。均等割軽減・減免についても求めてきました。均等割は、人頭税と同じ仕組みです。収入のない赤ちゃんであっても加入者１人当たりにかかる負担となっています。子供が多ければ多いほどふえる仕組みです。この子供の均等割というのが、子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行するということで、長年、全国の知事会、また全国市長会も国へ、子供の均等割減免を要請してきました。そして、何よりも国保料が高いという大きな世論が国を動かして、小学校入学前の子供に限って、国が２分の１、県と市がそれぞれ４分の１の負担で均等割は半額となりました。全国の運動が市長会などの要望が勝ち取った成果です。

国民健康保険の被保険者には、既に７割、５割、２割と軽減されている世帯がありますが、山鹿市の国保の全被保険者、７割、５割、２割の被保険者はそれぞれ何人でしょうか、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、山鹿市国保被保険者に係る国保税の法定軽減適用人数について、お答えをいたします。

国民健康保険制度では、議員お話があったとおり、一定の所得を下回る世帯に対し、本来納付すべき税額のうち、均等割額と平等割額から７割、５割、２割の額を軽減する法定軽減制度がございます。

令和４年６月１日現在の被保険者数と法定軽減適用者数は、被保険者数１万2753人、うち７割軽減が3788人、５割軽減が2353人、２割軽減が1612人、合計の7753人となっております。割合に直しますと、７割軽減が29.7％、５割軽減が18.5％、２割軽減が12.6％、合わせまして60.8％の方が軽減をされております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

今、答弁をいただきましたが、国保の被保険者数総数は１万2753人で、その中の７割軽減が29.7％、５割軽減が18.5％、２割軽減が12.6％、60.8％の方は何らかの軽減がなされている方です。そして、残りの5000人、39.2％の方が軽減なしで保険料を納めてある方だということになります。国保の構造的問題に上げられますよう、所得水準が低いことで、軽減を受けてある方が半数以上です。軽減を受けずに払える方はわずか39.2％に過ぎないということがわかります。

それでは、収入がないと言いましたが、18歳までの子供たちの状況はどういう状況でしょうか、お答えをお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、18歳までの被保険者数と当該被保険者に係る国保税均等割額について、お答えをいたします。

本年６月１日現在の18歳までの被保険者数は1112人、法定軽減後の均等割額は2169万7000円でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

18歳までの子供たち1112人の均等割額、今お答えいただきました2169万7000円、それでは今回、均等割の半額支援が行われる就学前の子供たちの軽減状況をお尋ねします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、未就学児に係る国保税均等割の軽減状況について、お答えをいたします。

国民健康保険制度の改正に伴いまして、令和４年度から未就学児にかかる国保税均等割額の５割軽減を実施をしております。この軽減は、先ほどご質問でお答えをした７割、５割、２割の法定軽減が適用されている方も対象となり、法定軽減後の均等割額から、さらに５割を減額するということになります。実質、均等割の軽減割は７割の方が8.5割に、５割の方が7.5割に、２割の方が６割に、それ以外の法定軽減がない方も５割軽減となります。

本年６月１日現在の未就学児に係る均等割の軽減人数と軽減額は、8.5割軽減が73人で30万8800円、7.5割軽減が67人で47万2400円、６割軽減が29人で32万7100円、５割軽減が107人で150万8700円、合計で276人、軽減総額261万7000円となっております。

なお、軽減分の財源につきましては、国・県から一部財政支援が行われ、市の負担につきましては４分の１という形になります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

今の答弁で、未就学児は276人、軽減される額は261万7000円とのことです。国が支援を始めたので、やっと軽減されることになりました。

しかし、先ほど子供たち、18歳までは1112人とのことでした。この子供たち、中には18歳でも保護者のところに所属していない方もいらっしゃるかもしれませんが、国保世帯、その中の未就学児は３割に満たない未就学児支援です。そして、まだ半

額です。これで子育て支援としては十分なのでしょうか。被保険者のうち、60.8%の方が軽減されています。所得の低い方が半数以上、最も所得の低い７割軽減の方が3788人、29.7%います。いかに国保の加入者に低所得者が多いのかという実態があらわれています。

軽減の対象が未就学児までにとどまるのならば、子育て支援策、子供の貧困対策としては十分とは言えません。全ての子供の均等割の軽減は非常に、そして重要な課題です。18歳までの均等割を軽減、また減免すれば、大きな子育て支援につながります。ぜひ、本市で独自の上乗せ、検討していただきたいと要望します。独自での均等割減免は取り組めませんか、答弁をお願いいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、山鹿市独自で18歳までの方の均等割減免への取り組みについて、お答えをいたします。

本市の国民健康保険の現状は、少子高齢化の進展及び短時間労働者や中小企業等の従事者の社会保険適用が進んでいることから、被保険者数が減少しております。あわせまして、結果的に国保税の減少が続いているという状況でございます。

本年６月１日時点の課税額は、前年度に比べ約6000万円減少をしており、本市単独で18歳以下の子供の均等割の減免を実施するとした場合、全ての国保被保険者の所得割、もしくは平等割額へのさらなる上乗せが必要となると考えております。

また、国民健康保険制度は、受益と負担能力に応じ一定の負担を求め、被保険者全体の医療費を相互扶助によって支え合う仕組みとなっております。所得の低い方に対しては、既に法定軽減により被保険者の６割以上の方に負担軽減が図られていることから、本市独自での新たな軽減の実施につきましては考えておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

答弁の中では、やはり国保の構造的な問題、１つ目に国保税額の減少が続いている、２つ目、18歳までの均等割減免を実施すれば、その分、ほかの被保険者に上乗せが必要になる、３つ目、６割以上の方に負担軽減を図っているというのが主な理由で、市独自での軽減は考えていないとのことでした。

では、その３点について、国保税額の減少は国保の構造的問題であって、市長会や知事会が加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっているとして、国は公費投入、国庫負担をふやして国保税を引き下げるように要望し続けていると思います。つまり、誰もが認める国民健康保険の根本的な問題です。

私たち日本共産党も、全国で均等割・平等割として徴収されている額に１兆円の公費を投じて、協会けんぽ並みに保険税を引き下げることを提案してきております。その点は、これからも市長会などとともに国に働きかけをしていきましょう。

２つ目、減免分をその他の国保税に上乗せが必要と言われますが、それはどこから財源を持ってくるかという問題となります。2019年３月で把握できていた９自治体が、2020年２月には29自治体、均等割の独自減免を何らかの形で行っていて、2020年に全国商工団体連合会が行った調査では、さらに35自治体が子供の均等割を独自に減免しています。子育て世帯の経済的負担を軽減することが望ましいという考えに、全国自治体、変わってきています。

例を紹介します。岩手県宮古市の均等割減免の財源は、ふるさと納税のうち、市長おまかせ分から充てるそうです。国保特別会計ではなくて、一般会計からの支出となるので、子供のいない人の保険料が上がることはありません。

愛知県一宮市では、被保険者に対し、18歳以下世帯ばかりではなくて、１万円を一般会計から繰り入れしています。法定外繰入ですね。

そして、国民健康保険が都道府県化の制度になっても、市町村の判断で一般会計からの繰り入れが可能なことは国会の法案審議の議論で厚生労働省もたびたびしてよいと答弁をしております。財源は独自に考えていくことができるのではないでしょうか。

３つ目、軽減を受けている世帯は６割あるので、十分に保険税を納めていることができているでしょうか。昨年９月、議会反対討論の中で示しましたように、国保税が払えず差し押さえれた執行件数は112件、短期証の発行が590世帯、資格証明書は80世帯という実態があります。この実態は、軽減を受けていてもまだ負担が重いということを示しているのではありませんか。18歳までの均等割を軽減、また減免すれば大きな子育て支援につながります。コロナ禍、物価高騰で暮らしの影響は深刻、市民の暮らしを守る支援として、本市独自の上乗せを検討できないか、市長にお尋ねします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

子供に係る均等割の軽減につきましては、長年、全国市長会により、国へ提言してきたものであります。

議員ご指摘のとおり、今回、未就学児に係る均等割の５割軽減が実施されたことは、その成果であると考えております。

市単独で均等割減免を実施し、その財源を一般会計からの繰り入れや、ふるさと納税分とすることにつきましては、国保以外の医療保険に加入する市民との負担と受益の公平性の面から、考えておりません。

また、国保財政調整基金の活用につきましても、先ほど部長が答弁しましたとおり、国保税課税額の減少が続き、財源不足を補うために取り崩している状況にあることから、実施は困難と考えます。

なお、国民健康保険は、我が国の医療保険を維持するための要となる制度であることから、全国共通の課題として、全国市長会を通じた働きかけを今後も続けてまいります。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

早田市長がおっしゃるとおり、市長会としての提言は大きな成果です。しかし、国保はほかの保険医療制度に比べ、払えないほど保険料が高くなっている現実があります。その根本的な原因は、国庫負担割合の削減にあります。加入世帯の高齢化、低所得者世帯の増加などによって、国の責任が増す中で、国庫負担の増額なしに、高すぎる国保料の問題は解決しないと考えています。

社会保障審議会が、高齢化の進展などに伴い、今後も医療費の伸びが見込まれる中、国保制度を所管する厚生労働省は持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有している。国民皆保険を支える国保の安定化を図ることは極めて重要な課題であり、そのあり方については普段の検証を行うことが重要である。そして、その際には地方からは子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることを踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響などを考慮しながら、引き続き議論していくとしています。市長会を通じて、国に国庫負担増額の働きかけをお願いするとともに、私たちも国庫負担増額と、引き続き軽減措置を拡大してもらうよう要望していきたいと考えています。

さて、公平性とも答弁されましたが、自治体の一番の役割は住民の福祉の増進で

す。高すぎる国民健康保険税は払えず、差し押さえや資格証が発行されているのは、先ほど述べたとおりです。保険税を納められず病院にかかれないなど、住民を苦しめているだけではなく、払えない方が出てくることで財政が成り立たず、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。全国市長会なども国保を持続可能とするための抜本的な財政強化を、だからこそ求めているのだと思います。

所得が一番低いのに、保険料は一番高い、この不公平をただすのは政治の責任です。国の動きを待っていられない現実があるのではないでしょうか。山鹿市が国の施策を待たずに、いち早く18歳までの子供の医療費無料化、コロナ禍対策としての１年間ではありましたが、給食費の無償化、これを実現させたことは市民にとってはもちろんのこと、全国からもすばらしいと歓迎され絶賛されました。今度の均等割減免についても、引き続き検討いただくことを強く求め、次の質問に移らせていただきます。

２番目は、物価高騰に伴う支援です。１つ目に、安心・安全な学校給食のための支援を行うべきではないか求めます。格差と貧困の拡大が進み、子ども食堂やフードバンクなどのボランティアの取り組みが山鹿市でも熊本市でも、全国各地で起こっています。このことは、貧しい食生活を強いられている食料弱者が確実に増加していることを反映しており、改めて公的責任、とりわけ学校給食の役割がますます重要になってきていると考えています。未来を担う子供たちの心と体をどうつくるのか、学校給食の安全な食の確保に対して、行政の姿勢が問われています。その上、食料品、公共料金、ガソリンなどの値上げは、学校給食にも大きな影響を及ぼし、保護者にも経済的な影響を及ぼしているのではないでしょうか。

保護者の方が学校に支払うお金のうちで一番負担が重いのが給食費で、年間５万円ほどになるかと思います。学校給食無償化を求める声は切実で、各地で運動が広がっています。山鹿市で先ほど１年間の給食無償化、これには多くの方から10万円国からもらうのよりもうれしかったという反響があったほどです。

物価高騰、食材値上げによる給食への影響、小中学校の食材費の単価の変化はどうでしょうか。３月議会の中で、牛乳代のことをお尋ねしましたが、こちらにも変化があるのでしょうか。また、給食費の値上げの影響をどう捉えているのかをお尋ねします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、安全・安心な学校給食のための支援について、お答えをいたします。

まず、学校給食に使用する食材の価格について、令和２年４月から本年４月で比較をいたしますと、頻繁に使用する玉ねぎは2.8倍から３倍、食用油は1.5倍に上昇しています。食パン、その他の食材も1.1倍から1.2倍ほど高くなっています。また、牛乳代は平成30年度には１本当たり税込み50.29円だったものが、本年度は52.56円と２円余り値上がりをしております。このような中で、食材などの仕入れに関しては相当な影響を受けており、給食費の値上げは避けられない状況になっております。

これまで、給食費はほとんどの学校で据え置きとされてきましたが、本年度に入り、やむなく値上げに踏み切った学校も１枚ございます。一方で、仕入れる野菜などの入荷量や卸売価格の状況を見ながら、給食費の値上げを検討している学校もございますが、値上げせずにより安い食材への切りかえや献立に工夫を凝らすなど、自助努力が図られているところもございます。

このような情勢にあって、国からの支援策として、新型コロナウィル感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍による原油価格・物価高騰対応分が創設をされ、学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯に対する支援制度も設けられておりますので、本市におきましても交付金を活用した給食費の軽減を視野に対策を考慮しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

本当に大変な値上げが起きています。今後もまだ値上げは続いていきます。その中で、大変工夫されてある、そして値上げをやむなくした学校もあるとのことでした。そして、地方創生臨時交付金を活用した給食費軽減を視野に対策を考慮しているとも答弁していただきました。ぜひ検討を進めてください。

学校給食は、学校給食法に基づいて実施されています。学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので、学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。また、適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図ることなど、７つの目標も上げられています。学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとするという実施基準もうたわれています。栄養基準、成長期の栄養は満たされているでしょうか。食材はどのような基準で選んでいるのか。安全性の観点ではどうか。また、学校でも大事にされている食育としての教育のあり方についてお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、学校給食の栄養面について、お答えをいたします。

お尋ねの学校給食は、栄養教諭または学校栄養職員が児童・生徒の健やかな成長に必要なエネルギーやカロリーを計算し、日々提供されています。現在のコロナ禍における物価高騰の中でも、献立を工夫しながら質の低下を招かないように、安全でおいしい学校給食づくりに努めていただいております。

次に、納入される食材の基準につきましては、学校給食物資納入契約等に基づき納入していただいておりますが、納品の際には、栄養教諭や調理師が納入業者立ち会いのもと、新鮮であるか、異物混入の有無、事前の業者検品がなされているかなどを確認し、不適格な食材については交換していただくなど、厳格にチェックした上で安全性を確保しております。

次に、食育活動について、お答えをいたします。

本市では、平成30年３月に策定をされた第３次山鹿市健康増進計画、第２次山鹿市食育推進計画に基づき、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心・社会性、それに食文化など、食育に関する視点６つを掲げて、学校における食育活動の充実に努めております。

活動事例といたしましては、毎月１回、やまがの日を設け、地元で昔から食されている伝統的な料理を提供し、食への感謝の気持ちを育む教育を実施をしているほか、児童・生徒がみずから栽培した野菜や米を食する体験などがございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

現在、学校等では、コロナ対策として黙食となっているかと思いますが、給食の時間が寂しい気もいたしますが、先ほどの答弁によると、伝統料理、また米や野菜の栽培体験もあり、子供たちは大変よい学びをしていると思います。

2020年に農林水産省が有機農産物を学校給食に導入するための支援を始めました。2021年、文部科学省は学校給食地場産使用促進事業を立ち上げ、食料調達のための費用を予算化するなど、これまでにない動きが出ています。生産者が見える地元産や有機食材で安心・安全な学校給食を子供たちに届けようと、さまざまな取り組み

が進んでいます。それらの取り組みは、子供たちが健康的な食事や食文化、農業や地域を学ぶことにつながります。

山鹿市での安心・安全な学校給食のための支援、学校給食の安全な食の確保に対して、行政の姿勢について、教育長にお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［堀田浩一郎　教育長　登壇］

○堀田浩一郎　教育長

ご質問の、安全・安心な学校給食の本市の姿勢について、お答えをいたします。

先ほどの答弁にもありましたように、本市では第２次山鹿市食育推進計画に基づき、食を通して生きる力を育む教育を実践しております。食材はもとより、調理過程等においても、衛生管理に細心の注意を払い、安全・安心な食事の提供に努めております。

今後も、児童・生徒の健やかな成長に欠かすことができない学校給食において、食の安全と栄養を確保しつつ、現状における物価高騰等にも的確に対策が講じられるように、保護者の負担軽減についても、鋭意調査・研究を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

教育長からは、調理過程においても衛生管理に細心の注意を払い、安心・安全な食事の提供に努めているとお答えいただきました。安心・安全ということでは、今回、私は加えませんでしたが、例えば有機農産物、遺伝子組み換え食品、除草剤グリホサートなど、残留農薬などの問題で、今後、安全な食について取り上げていきたいと考えています。

さて、文部科学省が初めて調査し公表した、自治体における学校給食の無償化などの2017年度実施状況によると、1740自治体ある中に82自治体が無償化を、一部無償化や一部補助については424自治体が実施していると報告されています。群馬県では、無償化、一部無償などを行っている自治体は35自治体のうち21自治体、鹿児島県では43自治体のうち27自治体で行われていて、それぞれ６割になります。

文部科学省調査では、無償化などを実施している自治体から出された大変多くの積極的意見やメリットについても報告されています。無償化を開始した目的には、食育の推進や保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、定住・転入の

促進などを挙げており、いずれも積極的導入です。成果の例としても、安心して子育てできる環境の享受や、学校教職員の給食費の徴収、滞納者への対応負担の解消、食材高騰による経費増加の際にも、保護者に合意を経ず措置が可能と、保護者のメリットだけではなく、学校や自治体のメリットについても紹介されています。

2021年３月の私の質問、無償化継続には年間で１億9000万円の財源が必要だと答弁がありました。今、目の前にいる市民の暮らしを守るために、市独自での支援はできないのでしょうか。１つ目、年間１億9000万円、給食費を無償化、支援を行う、２つ目、文部科学省が自治体に要請、通知をしている地方創生臨時交付金、先ほども検討しているとありましたが、それを活用した保護者の物価高騰に伴う負担軽減に向けた必要な支援を迅速に行う、この検討を求めます。よろしくお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、給食費無償化につきましては、これまでも物価高騰の影響に限らず、経済支援が必要な子育て世帯には、就学援助制度により給食費を含めた経済的援助を行ってきております。加えて、これまでのご答弁でも申し上げておりますが、学校給食に必要な経費の負担は、学校給食法及び同法施行令に、学校の設置者と保護者が負担することが規定されており、法の改正及び財源の確保を国においてなされない限り、実施は困難だと判断をいたしております。

次に、地方創生臨時交付金を活用した保護者の負担軽減について、お答えをいたします。

これまで、ご説明いたしましたとおり、給食費に関しましては、急激な物価高騰により、給食現場の自助努力だけでは据え置くことが困難な状況にあることは、広く認識をしているところでございます。

そこで、最初の答弁でもお答えいたしましたとおり、教育委員会では国の臨時交付金の活用も視野に入れ、対策を考慮しているところでございます。ただ、交付金の活用をするとなれば、まず正確な算出根拠を示すことが重要で、仮に交付を受けても恒久財源としての期待も薄く、国の財政支援が途切れた後の影響などを含め、幾つかの課題を整理する必要がございます。

とはいえ、給食は子供たちの健やかな成長に欠かせない最も基本となるものでございます。まずは、これまで同様、安心・安全を第一に、栄養バランスや量を保った学校給食が継続して提供できるよう、学校現場とも連携を図りながら、最善を尽くしてまいります。

以上、ご答弁を申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

実施している自治体などもお伝えしましたが、これまでと変わらない答弁で少々残念です。

憲法第26条、義務教育はこれを無償とする。憲法を定めた1951年３月19日の議論で、時の政府は義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実施したい、実現したいと答弁して、その対象は学用品、学校給食費、できれば交通費と答えています。教科書と同じように無償化すべきです。小中学校の給食無償化は、文部科学省試算で4400億円です。無償化するための財源措置は、まず国に求めましょう。私たちも求めていきます。

さらに、山鹿市が取り組む課題として、子育て支援、少子化対策、定住・転入の促進を実施するとして、自治体が目的として挙げているのですから、しっかりと検討していただくことを求め、次の質問に移ります。

生理用品支援です。男女共同参画推進係から内閣府男女共同参画局によると、全国の取組自治体が2021年５月19日現在では255団体、2021年７月20日時点では何と581団体、整理の貧困に係る地方公共団体の取組一覧表も公表されています。熊本県内でも、熊本市、合志市、宇城市、宇土市、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、西原村、南阿蘇村、産山村など、生理用品の支援が取り組まれ、お隣菊池市でも検討するとなっています。全国の自治体の急速な支援の広がりに驚くとともに、問題の切実さを改めて実感するものです。学校・公共施設への生理用品設置、市でも取り組むべきではないでしょうか。まず、学校関係施設についてお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。吉野首席教育審議員。

［吉野栄治　首席教育審議員　登壇］

○吉野栄治　首席教育審議員

ご質問の、学校における生理用品の設置について、お答えいたします。

市内小中学校の対応といたしましては、昨年も答弁しましたとおり、基本的に保健室に常備し、児童・生徒の必要性に応じ配付する対応をとっております。配付の際は、貧困問題を含めた家庭環境等、該当児童・生徒の実態をしっかりと把握し、担任や養護教諭を中心に職員間での情報共有、保護者との連携・協力した対応を行っており、現時点においても、児童・生徒からの相談は上がっておりません。

引き続き、必要に応じ調査を行い、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

保健室には常備している、そしてこの問題で学校等では要望や相談は上がっていないとのことでしたが、私の聞き取りでも、生理用品が買えず不衛生な状態で、登校ができない環境におかれている児童・生徒がいる。そういう場合は、学校を休むこともあった。急に始まったときは、トイレットペーパーで代用した。休み時間に保健室まで行って着がえる時間はない。今は、生理用品にもさまざまなものがあり、教育の中で知らせてほしい。生理痛などに対しても対応する、また相談する場があると悩まずに済む。そして、生理が始まる年代では、家庭での話題にもできず、妻からも触れないでよと注意されたという声も出ています。必要な状況であってもナイーブなことであり、相談しにくく、家庭の中でさえ、父親などは話題にもできない状態です。

内閣府の子ども・若者育成支援推進本部が、子供・若者育成支援推進大綱をまとめ、政府が決定しました。子供の貧困への対応として、学校において月経に関する指導を児童・生徒の実態に応じて行うとともに、学校で生理用品を必要とする児童・生徒への対応がなされるよう、教育委員会などに対し促すとあります。

文部科学省は、2021年４月14日、事務連絡をしています。生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童・生徒にも配慮し、事前に当該事業の趣旨や提供場所などを児童・生徒に周知するとともに、保健室などの手に取りやすい場所に設置したり、提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童・生徒が安心して入手できるよう、提供方法や設置場所などの工夫など、ご検討いただきたいとするものです。貧困は表に見えない、全国のいわゆる貧困相談、支援者と呼ばれる方々の共通認識です。

そして、皆さん、生理の回数、以前４、５人子供たちを出産していたころの女性に比べると、何と今は４倍もの生理回数となっているそうです。その分の手当てするための経費、不快感、生理痛など、この間、７日付でしたかね、熊日の生理についてのアンケートが掲載されていました。男性も正しく生理について学習することがジェンダー視点で今求められています。生理用品がトイレットペーパーがあるように、当たり前にある社会、それがジェンダー平等の観点です。相談がないから必

要ではないという立場ではなく、設置をぜひ進めてください。

わずか２カ月の間に２倍の自治体が取り組んでいます。先ほど熊本市の状況もお伝えしましたし、国の通達もお伝えしました。ぜひ検討していただくことを求めて、では次に、公共施設に生理用品の設置ができないかをお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、公共施設における生理用品支援について、福祉の観点からお答えをいたします。

生理用品の購入が困難な女性の方には、その背景として、生活困窮を初めとするさまざまな理由があると考えられます。生理用品をトイレに設置することも支援の一つではございますが、なぜ購入することが困難であるかを把握し、必要な支援につなげていくことが最も重要であると考えております。

まずは、福祉課内に設置をしております生活自立相談窓口にご相談をお願いをします。専門の相談支援員が相談をお受けし、相談者一人一人の状況にあわせた支援プランを策定をし、丁寧に対応しております。

なお、公共施設のトイレへの生理用品の設置につきましては、それぞれの施設の性格や利用状況に応じて、他の自治体の例も参考にしながら、トイレ以外での配付も含め、検討してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

私も相談を受け、さらなる支援につなげようとする取り組みは大変大切なことだと考えます。しかし、それは相談を受ける側の考えだといっても過言ではありません。私もこれまで相談活動を行ってきました。こんなことを相談していいのか、言い出しにくい、相談に行っても何を話していいのかわからない。また、相談に行ってもこちらの思いが伝わらず、威圧的な態度が取られてけんかになったなどなど、そういった現実が私も体験いたしました。

自治体に相談をすること自体、とても大きなハードルが市民の皆さんにはあるのです。支援を行うことで、安心を得、そこまで足を運ぶことができます。先に支援を行うことが必要ではないでしょうか。足を運ぶ場所、支援をまず始めてください。

さて、生理用品に関して、公共施設男性トイレの中に、サニタリーボックス、これを設置していただけないかとお尋ねします。膀胱がん、前立腺がんなどの治療を受けている方、尿漏れパッドなど男性もそういった交換時に利用できるサニタリーボックスの設置ができないか答弁を求めます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、公共施設の男子トイレへのサニタリーボックスの設置について、お答えをいたします。

まず、現在、山鹿市役所本庁舎各階、各市民センター及び山鹿市民交流センターにおきましては、多目的トイレがあり、この中には大きめのサニタリーボックスが設置してありますので、ぜひそちらを利用していただきたいと思います。

また、ほかにも男子トイレまたは多目的トイレにサニタリーボックスが設置してある公共施設もございますが、設置されていない公共施設につきましては、その施設の利用者の状況やトイレの管理状況を勘案し、それぞれの施設ごとにサニタリーボックスの設置を検討してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

きょう、私が取り上げましたことは、コロナ禍、気候変動、世界情勢などの影響を受け、物価高騰も続き、暮らしへの影響が深刻であり、市民の暮らしを応援していただきたい。市民の皆さんの声を取り上げて求めました。

実現できそうなところもありますし、現実に実施していただいている部分もありますが、さらなる検討を求めて、きょうの私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時30分から再開いたします。

午後０時17分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時29分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、深牧大助議員の発言を許します。深牧議員。

［３番　深牧大助　議員　登壇］

○深牧大助　議員

皆様、こんにちは。

議席番号３番、清風やまが　深牧大助です。

毎月１日、15日を基準に、あいさつ・交通安全運動が実施されているのは皆様ご存じかと思います。ちなみに、明日15日が実施日となっております。各地域の通学路での挨拶の声かけ、また交差点での交通安全の見守りをしていただき、ありがとうございます。私も児童・生徒の大きな挨拶で、朝から元気をもらっています。

最近のことなのですが、東京から観光でお見えになっていた方からうれしい言葉をいただいたのでご紹介します。豊前街道を散策中に、下校中の小学生から、こんにちは、さようならと声をかけていただいたそうです。しかし、その方は普段からその習慣がなく、かなりびっくりして挨拶を返しそびれたとおっしゃっておりました。そして、その小学生に挨拶が返せず申し訳なかった、ここでは普通なんですかというふうに言われました。私はそのとき、普段から児童・生徒、そして地元の方もお声かけをされていますよと挨拶運動のことをお話したところ、とてもお褒めをいただき、うれしく誇りに思ったところです。

それでは、発言通告に従いまして、質疑を２点、一般質問を１点いたします。

議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）について、２点質疑を行います。

まず１点目、一般会計補正予算説明書の15ページの（目）農業総務費、管理経費の4103万3000円、国庫・県補助金を活用して整備したバイオマスセンターの廃止に伴う国県支出金の返納金とありますが、財産処分に至った経緯について伺います。また、最終的な収支状況及び事業の総括について、あわせて伺います。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質疑の、バイオマスセンターの廃止に伴う財産処分に至った経緯等について、お答えをいたします。

まず、財産処分に至った経緯といたしましては、平成17年の供用開始後、年数の経過とともに、施設稼働率の低下や設備の老朽化等による維持管理費の増加などに

より、経営状況が厳しくなったことを踏まえ、市及び施設利用者との将来的な方向性を協議した結果、バイオマスセンター内の堆肥舎部分を除く、全ての施設を令和３年３月末日をもって廃止するという判断に至り、令和３年３月定例会において、施設の処分に伴い関連する条例の廃止について、承認をいただいたところでございます。

返還額につきましては、財産処分の対象となる耐用年数を経過していない一部の施設等に伴う事業費１億4981万3000円で、その残存簿価にかかる国庫・県補助金、あわせまして4103万3000円を返納するものでございます。

次に、供用後の運営費の最終的な収支状況及び事業の総括といたしましては、施設を廃止するまでの運営経費としまして、収入としては、使用料、手数料が２億8400万円、支出としまして、委託費等の物件費や修繕等の維持管理費として６億7900万円でございます。

事業といたしましては、ふん尿処理による環境への影響、環境保全型農業や資源循環型社会の構築及び畜産の振興に寄与したものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

深牧議員。

［３番　深牧大助　議員　登壇］

○深牧大助　議員

答弁の中で、財産処分の対象となる耐用年数を経過していない一部の施設等に伴う事業費１億4981万3000円、その残存簿価にかかる国庫・県補助金をあわせて4103万3000円であること。また、平成17年から令和３年３月までの最終的な収支は、収入が２億8400万円、支出が６億7900万円で、３億9500万円の赤字だったことがわかりました。

平成17年の運用開始から令和３年３月に廃止するまでの15年間で、黒字であった年は３年、自然災害や機械の故障等で修理費がかさんだこともあり、赤字が毎年続き、３億9500万円を一般財源から補填されております。

ふん尿処理による環境への影響、環境保全型農業や資源循環型社会の構築及び畜産の振興へ役立ったとの総括でしたが、約４億円の赤字を出したことに対する問題点や反省点については触れない総括であることがわかりました。このことに関しては、委員会にて改めて伺ってまいりたいと思います。

続いて、２点目、一般会計補正予算説明書の16ページの（目）観光費、観光・物産消費喚起対策事業について、令和２年度にも同様の事業が行われておりますが、今回の事業規模と参加店舗の範囲について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質疑の、観光・物産消費喚起対策事業の規模及び参加店舗の範囲について、お答えをいたします。

この事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を多大に受けた市内飲食業や小売店の売り上げ回復及び市内特産品などの消費拡大を図るために行うもので、市内の飲食店と市内の物産店など、それぞれで発行されるレシートの合計が2000円以上になった場合、レシートを所定の用紙に貼り応募いただくと、抽選で山鹿市の特産品が460名の方に当たるというものでございます。

令和２年の夏にも山鹿市民を対象とした同様の事業を行い、その際は1700件を超える応募をいただきました。今回は、対象を市外の観光客にも広げ、実施期間も本年８月から11月までの４カ月に延長した上で、賞品数もふやし実施したいと考えております。予算額は、委託料として400万円を計上しております。

次に、対象店舗ですが、飲食店については、山鹿市内全てのお店を考えております。また、物産店等については、山鹿市物産振興協会会員の店舗のほか、市内のお土産店などを予定しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

深牧議員。

［３番　深牧大助　議員　登壇］

○深牧大助　議員

令和２年に比べると、対象を市外観光客にも広げ、期間も４カ月に延長、商品数もふやされるということがわかりました。

次に、対象の飲食店は全てのお店とありますが、スナックやバーなどのお店も含むのか、またレシートを発行できない、発行していないお店は対象外なのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ただいまのご質疑にお答えいたします。

飲食店の対象範囲につきましては、スナックやバーなどの事業所も対象可能とな

ります。

また、レシートを発行されていない店舗につきましては、領収書でも代用できるようにいたします。ただし、応募には原本の添付が必要ですので、提出された領収書は返却できません。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

深牧議員。

［３番　深牧大助　議員　登壇］

○深牧大助　議員

対象の範囲は、スナックやバーなどの事業所も対象であること、領収書でも対応していただけることがわかりました。

参加店舗への申し込みや応募者が令和２年度以上となりますよう、同期間で行われるプレミアム商品券事業とあわせて周知の徹底をお願いして、質疑を終わります。

続いて、一般質問に移ります。

山鹿市が所有、管理をしている公園について伺います。私も子育て世代真っただ中であり、市内外の公園を子供と多く利用する機会があります。休日になりますと、多くの市民が利用しているのも見かけます。ただ、１歳から２歳の乳幼児の遊べる遊具が少ないというのは感じています。

第２次山鹿市総合計画後期基本計画の中に、先導施策、結婚・出産の希望をかなえ、安心して子育てができるまちづくり、子育て応援プロジェクト、子どもを生み育てやすい環境の整備に取り組むとともに、地域全体で子育てを応援する機運を高め、安心して子育てができる社会を築くとあります。また、市長も人口減少対策を大きな施策として掲げていらっしゃいますが、子育て世代に対して子育てしやすい環境を整備することは、まさしく人口減少対策に求められる施策ではないでしょうか。

そこで、市内各所に性質別、目的別に設けられている公園が多数ありますが、まずは都市公園等の維持管理状況と改修工事について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、都市公園等の維持管理状況と改修工事について、お答えします。

現在、都市計画課において管理を行っている公園には、主に市街地にお住まいの方が利用される街区公園や、広く住民の方が運動の場として利用される運動公園な

どの、都市公園法に基づいて設置される都市公園と、宅地開発に伴って設置される開発公園や、河川環境整備の一環として設置される河川公園といった都市公園以外の公園がございます。

これらの公園につきましては、良好な都市環境の形成、住民のレクリエーション空間の確保、生物多様性の確保など、公園ごとに設置目的とその目的に応じた施設機能を有しております。

ご質問の維持管理状況についてですが、日常的に行っております維持管理の主な内容としましては、樹木の剪定や消毒に加え、除草や清掃といった作業がございます。

これらの作業につきましては、専門の業者に委託して実施しているところでありますが、公園の種別、設置場所、環境の変化等を勘案し、年度ごとに作業内容や回数を見直しながら設定しております。

実施回数を平均的な数字で申しますと、樹木の剪定は年に１回から２回、消毒を年に２回、除草作業につきましては年に２回から６回、清掃作業を週に１回から５回程度行っている状況です。

特に剪定作業や除草作業につきましては、地球温暖化や二酸化炭素濃度の上昇が生育環境に影響を及ぼしていることから、樹木や雑草の繁茂に拍車がかかり、作業回数が増加している傾向でございます。

公園利用者や近隣の住民の方から雑草が目立つといった苦情等が寄せられる場合もございますが、限られた回数の中でより効果的な環境維持が図られるよう作業の実施時期などについて委託業者と連携を図っているところでございます。

次に、改修工事についてですが、都市公園につきましては、平成25年度に策定した都市公園長寿命化計画に基づき施設の更新を進めており、昨年度に改修工事を行いました北公園を含めまして、この８年間で公園数では８カ所、工事件数にしまして24件の改修工事を行っております。

また、都市公園以外の公園につきましても、専門業者による公園遊具の劣化診断や職員による日常点検に基づき、事故防止ための改修工事や漏水に伴う補修などを行っているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

深牧議員。

［３番　深牧大助　議員　登壇］

○深牧大助　議員

維持管理状況を詳しく説明いただきました。公園の種別、設置場所、環境の変化

等を勘案し、年度ごとに作業内容や回数の見直しをしながら、設定しているとのことでした。また、作業の実施時期など、委託業者との連携も図り行っているとのこと、安心で安全に利用できる環境整備に日々取り組んでおられることに感謝いたします。

平成25年に策定された都市公園長寿命化計画に基づいて、８年間で８カ所、24件の改修工事がなされていて、昨年も北公園の改修工事が完了であることがわかりました。

それでは、令和４年度以降の維持管理計画、改修工事について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、今後の維持管理計画について、お答えします。

都市公園につきましては、先ほど申し上げました都市公園長寿命化計画に基づく更新としまして、来年度までに３カ所の都市公園について改修工事を予定しており、令和６年度以降につきましても今年度策定する第２期の都市公園長寿命化計画に基づき更新を進めていく予定としております。

また、都市公園以外の公園につきましても、先ほど申し上げました劣化診断や日常点検により、早期の現状把握を行い、長寿命につながる修繕等を行ってまいります。

今後も引き続き、安全で快適な利用環境を確保しながら、公園施設の延命化によりライフサイクルコストの縮減が図られるよう努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

深牧議員。

［３番　深牧大助　議員　登壇］

○深牧大助　議員

改修工事については、来年度までに３カ所の都市公園の改修工事の予定があると、令和６年度以降も第２期都市公園長寿命化計画に基づき更新予定であるとの答弁でした。

次に、公園に設置されている遊具の対象年齢について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、公園遊具の対象年齢について、お答えいたします。

現在、都市計画課において管理を行っている遊具には、鉄棒やブランコのほか、幾つかの機能が組み合わさってできた複合遊具と呼ばれるものや、ばねの反発を利用してできたスイング遊具、またはスプリング遊具と呼ばれる小型の遊具がございます。

これらの遊具の対象年齢としましては、３歳以上６歳未満、３歳以上12歳未満、６歳以上12歳未満となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

深牧議員。

［３番　深牧大助　議員　登壇］

○深牧大助　議員

答弁にあったように、対象年齢は３歳以上６歳未満、３歳以上12歳未満、６歳以上12歳未満となっています。１歳から２歳、乳幼児の遊べる遊具がありません。では、１歳から２歳の乳幼児を抱える保護者はどこに行っているのでしょうか。

ここで、対応されてる施設がある場所をご紹介します。熊本市では、５つの公園に子育て支援コーナーを設置しています。周囲を低いフェンスで囲い、その中に滑り台等、遊具、砂場及びベンチ等を設置し、安全で安心して親子で触れ合えるようなスペースを設けてあります。

また、菊池市の鴨川河畔公園には、芝生広場や水遊びができる川、大型遊具はもちろん、周囲を低いフェンスで囲い、１歳から３歳までの乳幼児向けの遊具が設置されています。ぜひ、今後の改修工事への検討をお願いしたいところであります。

次に、山鹿市が管理する公園には、都市公園以外にも農村公園等もございますので、次にその他の所管部署が管理する公園について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、その他の所管部署、経済部が管理する公園について、お答えをいたします。

現在、経済部が所管しております公園は、農村公園などが12カ所、物産館などの敷地内にある公園が５カ所の合計17カ所でございます。

これらの公園の利用状況としましては、主に地元住民に利用されている公園が９

カ所、観光客など不特定多数の方に利用されている公園が８カ所となっております。また、公園内の清掃や施設の維持管理につきましては、市の直営で行っているものが９カ所、地元で管理していただいているものが２カ所、指定管理者で行っているものが６カ所となっております。

除草作業等に関しましては、公園により異なりますが、直営及び地元管理が年２回から３回、指定管理においては適時行っている状況で、その設計については、直営につきましては仕様に基づき積算し、指定管理については公園管理業務仕様書に基づき行っております。

なお、これらの公園内の施設については、過去５年間において、昨年、テーブルベンチ等の修繕を行った一本松農村公園を含め７カ所、件数として35件の改修を行ってきております。

今後も引き続き、必要に応じて施設の補修を行い、来場者が安心・安全に利用できる環境の維持に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

深牧議員。

［３番　深牧大助　議員　登壇］

○深牧大助　議員

経済部所管が17カ所あり、清掃や施設の維持管理が、直営で行っているものが９カ所、地元で管理をしていただいているものが２カ所、指定管理者で行っているものが６カ所との答弁でした。公園により異なりますが、年に２、３回、指定管理については適時行っているとのこと。また、過去５年で７カ所、35件の改修工事もなされているとのことです。

最後に、施設設備や遊具などの、時代に合ったものへと改修が必要だと考えます。また、利用頻度が少ない設備や古くなった設備、改修しても利用が見込めないものは新しいものへと変えていくべきだとも考えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、深牧議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、消毒・換気のため、しばらく休憩いたします。

午後１時55分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時00分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働辰喜議員の発言を許します。有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

皆様、こんにちは。

議席番号16番、有働辰喜です。

発言通告に従いまして、学校施設関連と遠距離通学対策事業関連で一般質問を行いますので、よろしくお願いをいたします。

私の場合、質問までに思いと現状を伝えるための発言が少々長くなるところがございますけれども、おつき合いのほどをよろしくお願いしておきます。

山鹿市が、広報やまが令和４年５月号で市民の皆様にお知らせをした、令和４年度山鹿市一般会計予算305億円の概要の中で、教育費予算に安心・安全な学校づくり事業、八幡小学校屋内運動場の予算として２億4457万9000円が記載されていますので、多くの市民の方もご存じだと思います。しかし、この記載内容だと、約２億5000万円で八幡小学校の屋内運動場ができると、多くの人が思ってしまうのではないでしょうか。

本事業のように、債務負担行為で継続して行う事業の場合、スペースの問題もあるかとは思いますけれども、必要な総事業費も明確に併記して、市民の皆様に認識してもらうようにすることも必要だと思います。ちなみに、八幡小学校の屋内運動場建設にかかる総事業費予算として６億8012万2000円が計上されております。

先の山鹿市議会３月定例会で、本事業の目的などを予算に関する説明の中で執行部から受けました。その内容は、現施設が40年の耐用年数が過ぎていること、耐力度調査により建てかえの判定となったこと、学校規模に応じた屋内運動場の基準面積を満たしていないという現状と課題があるので、今年度からの２カ年で鉄筋コンクリートと木造構造で、八幡小学校の規模に対して必要な最低面積919平方メートルを超える規模として、あわせて地元の林業活性化に寄与するため、市の産材の木材活用で学校敷地内に建設、完成後、既存の屋内運動場を解体するというものでした。

対象の学校施設屋内運動場は、児童が使用するだけではなく、地震等の災害発生時には地域住民の緊急的な避難場所としての役割もあります。いつどんな災害が発生しても児童たちの被災防止を図るためと、屋内運動場で児童が適正な感覚を確保できる面積を確保するための事業計画であり、私も予算案に賛成をした一人であります。

しかし、一方では、計画見直しで統合校ではなくなった八幡小学校の屋内運動場

が、現在の学校規模、令和３年５月１日基準日で、12学級で211人の児童数で計画をして、993平方メートルの面積で建築をすると言われますと、来年度から平小城小学校と三岳小学校の児童が加わる山鹿小学校の児童数、同じく令和３年５月１日基準で、単純な足し算ですけれども、児童数807人に対する屋内運動場面積1168平方メートルは、単純計算ではありますが、児童数が八幡小学校の3.8倍に対して、面積は約1.2倍しかなく、どういう状態になるのかと心配をしているところです。

山鹿市内には、平小城、三岳小学校と八幡小学校を除いた７小学校と５中学校がありますが、屋内運動場の面積が必要面積を満たしていない学校名と、必要面積をお答えください。なお、山鹿小学校は、統合後で算出をお願いいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、小中学校の屋内運動場について、お答えをいたします。

まず、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に、屋内運動場の新築または増築にかかる工事費の算定方法について定めてございます。工事費の算定に当たりましては、新築または増築を行う年度の５月１日における当該学校の学級数に応じる必要面積から、同日における保有面積を控除して得た面積を、１平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定することと定められております。

つまり、屋内運動場の新増築工事を行うに当たり、建設当時の学級数に応じ、国が定めた必要面積を基準として、国の補助事業が活用できるというものでございます。

現在、平成30年４月１日で国が定めている屋内運動場の必要面積は、特別支援学級を含む学級数に応じ、小学校は１から10学級までを894平方メートル、11から15学級までを919平方メートル、16学級以上を1215平方メートルとしており、中学校は１から17学級までを1138平方メートル、18学級以上を1476平方メートルといたしております。

ご質問の、小中学校の令和３年５月１日時点で、現行の基準において、学級数における必要面積を満たしていない学校は、小学校では、山鹿小、菊鹿小、鹿本小及びめのだけ小で、必要面積は山鹿小、鹿本小、めのだけ小で1215平方メートル、菊鹿小で894平方メートルです。中学校では、山鹿中、菊鹿中及び鹿本中で、必要面積は山鹿中が1476平方メートル、菊鹿中と鹿本中が1138平方メートルとなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

必要面積を確保できていない屋内運動場は、全12校中、小学校４校、中学校３校の、７校が不足しているという答弁です。

八幡小学校屋内運動場の必要面積に対する不足率は38.1％、350平方メートルに対し、小学校４校の不足率は、山鹿小学校3.9％、47平方メートル、菊鹿小学校5.7％、51平方メートル、鹿本小学校12.4％、151平方メートル、めのだけ小学校56.7％、689平方メートルとなります。

中学校では、山鹿中学校が不足率8.9％、132平方メートル、菊鹿中学校18.7％、213平方メートル、鹿本中学校32.3％、368平方メートルです。

必要面積算出基準が、児童数には関係なく、学級数に応じた面積とされているため、来年４月統合の山鹿小学校は３学級ほど増加しますが、30学級となりますが、この算出方式では18学級鹿本小学校、16学級のめのだけ小学校と同じ面積の1215平方メートルで、必要面積はよいということになり、現状と同じ47平方メートルの不足という結果にとどまります。仮に、この３校が必要面積1215平方メートルを確保した場合、単純計算で既存施設面積を児童数で割った児童１人当たりの専有面積で比較をしますと、児童数の多い山鹿小学校は1.5平方メートル、鹿本小学校2.8平方メートル、めのだけ小学校4.4平方メートルとなり、山鹿小学校とめのだけ小学校では１人当たりの専有面積は３倍の差が生じます。それでも、山鹿小学校は国が定めた最低必要面積は確保できているわけであります。

必要面積が不足している小学校４校は、全て山鹿市の学校規模適正化基本計画に基づいて学校再編を行い、統合校として開校した小学校です。必要面積が不足する菊鹿小学校、めのだけ小学校は、既存施設を使用していますが、山鹿小学校と鹿本小学校の屋内運動場は、新たに建築された施設です。当然、児童数の推移等を想定して計画、建築されたものと思われますが、現在、両校が最低必要面積を満たしていない理由をご説明ください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、統合校として新たに建設をした山鹿小学校と鹿本小学校の屋内運動場が、令和３年５月１日時点での学級数に応じる必要面積を満たしていない理由につ

いて、お答えを申し上げます。

まず、山鹿小学校の屋内運動場の特徴は、屋内運動場と特別教室棟が隣接をしていることでございます。通常、校舎と屋内運動場は隣接せず建設されるもので、その場合、トイレなどの付属設備はそれぞれに整備されており、基準面積も付属設備を含めたものになっております。

よって、山鹿小学校の場合、屋内運動場内にはトイレ・更衣室がないつくりとなっており、建設当時の必要面積に比べ、実質的に少ない面積となっております。

次に、鹿本小学校につきましては、建設時、統合を見込んだ学級数を基準面積として建設をいたしましたが、その後、普通学級と特別支援学級がふえたため、現在の学級数で見ると基準面積を満たしていないこととなっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

特別支援学級がどの小学校でも増加傾向にありますので、想定外になるのは仕方ないかなとは思っております。

必要面積が不足する八幡小学校屋内運動場は、採択をされました安心・安全な学校づくり事業により、必要面積以上を確保いたします。必要面積が不足する４小学校の中で、山鹿小学校は鉄筋コンクリート造で築10年目、鹿本小学校は鉄骨造で築３年目です。この時点での建てかえは建築時の補助金の関係等を考慮すると、できることはないと思います。仮に不足面積が増築できても、１人当たりの専有面積は現状とほぼ同じですので、現状維持でも可能と判断ができます。

既存施設使用の菊鹿小学校は、最低必要面積が不足していますが、１人当たりの専有面積で見ると、建てかえ後の八幡小学校の4.3平方メートルとほぼ同じ4.2平方メートルを確保できていますので、これも現状維持で可能と判断できます。

同じく、既存施設使用のめのだけ小学校は、山鹿市立小中学校の全15校のうち、最小面積の526平方メートルです。

米野岳中学校区統合校位置決定の評価資料とされる教育委員会作成資料46項目の評価表に、統合校としての必要面積は12学級の919平方メートルと記載、必要面積の約４割強の面積393平方メートルが不足のまま開校をし、現在まで既存施設のままです。その間に学級数がふえて、現在は16学級となり、不足率約57％、数字にいたしますと、既存施設より163平方メートル多い、689平方メートルが不足となっています。

新型コロナウイルス感染症対策を行う、この２年半近くは仕方ありませんけれども、平成29年４月のめのだけ小学校開校直後から、学校の公式行事である入学式や卒業式に約半数の児童は参加できませんでした。また、雨天時等の休み時間の屋内運動場での遊びにも入場規制があると聞いております。

先生方は与えられた施設で何とかやりくりされてきたのでしゅうが、国が定める学校の規模に対して、必要とされる必要面積の屋内運動場を提供することは、自治体の義務であり、児童からすれば当然の権利だと思います。

先に述べました八幡小学校の屋内運動場が安心・安全な学校づくり事業として採択された理由の一つは、学校規模に応じた最低必要面積が満たされていないことです。めのだけ小学校の不足率は56.7％、689平方メートルで、八幡小学校の38.1％、350平方メートルを大きく上回っています。また、耐用年数も八幡小学校の築45年に対して１年遅れの築44年と、鉄骨造の耐用年数を過ぎています。

耐力度点数は、調査の有無を含めデータを持ちませんが、市街地に立地し、児童数の多い山鹿小学校、鹿本小学校を除いた既存施設の児童１人当たりの専有面積で見ますと、菊鹿小学校4.2平方メートル、建てかえ後の八幡小学校4.3平方メートル、大道小学校5.3平方メートル、三玉小学校7.3平方メートル、鹿北小学校11.2平方メートルとなります。

中学校では、山鹿中学校は1.8平方メートル、鹿本中学校3.8平方メートル、菊鹿中学校7.6平方メートル、米野岳中学校12.5平方メートル、鹿北中学校31.4平方メートルです。

めのだけ小学校は1.9平方メートルと、一番少ない菊鹿小学校の面積の半分以下です。実態はステージ等の部分がありますので、1.9平方メートルよりももっと狭くなります。同じ市内の学校に在籍する児童に公平な学習環境を提供するためにも、建物の耐用年数を過ぎ、必要面積の約４割の面積しかないめのだけ小学校の屋内運動場については早急に解消を図るべきだと思いますが、山鹿市としてどのように考えておられるのかお答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、めのだけ小学校の屋内運動場について、お答えをいたします。

めのだけ小学校の屋内運動場は、平成25年度に耐震改修工事を終えております。その際、劣化していた屋根の改修及び東西の外壁・内壁の改修工事をあわせて施工をいたしております。

その後、統合予定校の調査として、平成27年に耐力度調査を行い、基準を満たす判定結果を得ております。

現在、耐力度調査から７年を経過しておりますが、老朽化による劣化などについては、確認されておりません。

ただし、耐用年数40年を超えた施設でありますので、定期的に目視点検などを行い、適時に耐力度調査を行います。その調査の判定により、耐力度が基準を下回る場合のことも想定し、他の学校の改修工事などを含めた学校施設長寿命化計画に位置づけて対処すべきと考えます。

よって、耐力度調査の結果、建てかえを要すると判断した場合は、国が示す学級数に応じた必要面積の基準を参考に、建築計画を作成することになると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

答弁にございましたとおり、めのだけ小学校の屋内運動場は平成26年３月、工事概要といたしまして、答弁の屋根、壁のほかに、鉄骨工、とい、建具、ガラス工、電灯設備工が含まれて、ＩＳ値0.77の耐震改修工事が完了をしております。山鹿市としては、耐力度調査により建てかえが、判定が出るまでは現状維持でいくとの方針ですけれども、長寿命化計画の中に位置づけて対処する考えはわかりました。

しかし、建物の維持管理とは別問題の、国が定めた必要面積の約６割が、今現在不足しているという事実がございます。山鹿市教育委員会が平成22年４月に作成をいたしました山鹿市の学校規模適正化について、サブタイトルが望ましい教育環境をめざしてというパンフレットに、学校再編のメリットとして、適正規模の学校とすることで多様な考えや価値観と出会い、集団の中で学年活動や球技大会、学校行事などを通して社会性などを育成する教育環境が期待できるものと考えていますと書かれております。なのに、どうして小学校の入学式や卒業式など、学校公式行事に約半数の児童が参加できず、休み時間に伸び伸びと遊ぶこともできない施設のままなのでしょうか。

市は、統合校位置決定後から開校までにさまざまな事柄を検討するとして開校準備委員会を組織、具体的な協議・検討を行う５つの専門部会を設置し、学校設備の整備計画に関することは、総務部会の所管とされています。平成27年６月18日に第１回を開催し、平成29年２月16日開催の第７回で検討・承認事項は、全て終了した

と開校準備委員会だよりで報告をされていますが、部会からの報告の中には、屋内運動場に関しては面積不足問題も含めて何の話題もありませんでした。市のほうから、委員の皆様に国が定めた最少必要面積が４割以上不足しているという状況を伝えていたのかという疑問がございます。学校規模適正化事業で統合した小学校で、唯一、既存施設を利用して開校した学校です。保護者の方から、ほかの学校はどこも新築できれい、体育館も広くてうらやましい、めのだけの子供たちはかわいそうだとの声を何度となく聞きました。

学校規模適正化事業は、学校数を減らし、財政支出を抑える事業でしょうか。先ほど引用したように、望ましい教育環境をめざして、鹿央町から地域の核である３小学校をなくしてまで行われて事業であります。千田小学校466平方メートル、旧米野岳小学校387平方メートル、山内小学校1093平方メートルの屋内運動場で、子供たちが自由に伸び伸びと使えていた施設です。それが、旧米田小学校に統合された途端、旧米野岳小学校の387平方メートルの屋内運動場面積とほぼ同じ393平方メートルが不足する526平方メートルの施設を４校の児童が使用するものです。どういう状況になるか、皆さんにも想像できると思います。

将来的に児童数が減少しても、10学級になるのはまだまだ先だと思います。最低でも現在の学級数が５学級減少したとしても対応できる919平方メートルの必要面積を確保した屋内運動場に建てかえるべきだと考えます。

不作為にこのままの状態を続けるのではなく、子供たちへの配慮をもって、早期の建てかえを強くお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

遠距離通学対策事業に関して、お尋ねをいたします。

山鹿市教育委員会が令和４年度の山鹿中学校スクールバス運行管理業務委託の事業者選定を行った指名型プロポーザル入札について、お伺いをいたします。

私は、当市議会の一般質問で、従来より、道路運送法の規制対象外である自家用車の市所有バス使用によるスクールバス運行管理業務委託事業者選定の入札方式は、現在、市内事業者限定の指名型プロポーザル方式のため、特定の事業者が独占受注できるという弊害があるので、指名競争入札方式で発注をと進言をしております。

しかし、山鹿市は、かたくなに今回もプロポーザル方式での発注を行いましたが、実は私、今回の入札に関しましては、プロポーザル方式で初めてほかの事業者が受注できるのではないかと思っておりました。その理由といたしましては、落札事業者が審査日の５カ月ほど前に国土交通省の行政処分を受けたこと、市所有バス使用案件のため、見積価格に差異は生じないと思ったこと、そして何よりも過去の入札でこの落札事業者が他の事業者よりも運行安全性で断然優位だと評価されていた資格、貸切バス事業者安全性評価認定が行政処分を受けたことにより、取り消し処分

を受けたことです。山鹿市が審査の評価基準とする国土交通省のガイドラインに書かれた運行安全性の評価が下がるものと考えると、非常に高い確率で実現するのではないかと考えておりました。

しかし、公文書開示請求を行い、受領した審査表の結果を見て驚きました。過去２回のスクールバス運行管理業務委託プロポーザル入札で、合計７回の審査が行われ、全てに応募したこの落札事業者の平均評価点は600点満点で500.3点ですが、今回の評価点も501点です。行政処分を受けたことの影響が全くございません。審査項目や配点が違うと言われるかもしれませんが、釈然といたしません。

プロポーザル審査表は、各審査委員が記載された評価項目、評価内容に基づいて採点し、その合計評価点により落札者が決定する重要な書類であります。そのプロポーザル審査表に関してお尋ねをいたします。

１点目は３回とも同じ内容での業務委託にもかかわらず、審査項目や配点が毎回変わる理由、２点目は採点を行う６名の審査委員の内訳、例えば教育部何名、審査対象校の先生方何名などを３回ともお答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、プロポーザル審査表について、お答えをいたします。

まず、審査項目は必要に応じて見直しますが、今回はコロナ禍でのスクールバス運行となりますので、事業所においてクラスターが発生した場合などの業務体制や、安全管理体制の予防策として、従業員の健康診断の実施状況など、危機管理面の項目を追加したところでございます。あわせて、地域性に対する事業者としての優位性や、業務に対する意欲面及び参考見積価格をより重視した配点に見直しております。

次に、お尋ねの審査委員の構成ですが、平成30年度と令和元年度は、教育部４名、校長代表２名、令和３年度は、教育部１名、教育部３名、校長代表２名の計６名で編成されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

今回は、単年度の委託期間ですし、コロナ禍ですので、その点を考慮した審査項

目追加は納得ができます。しかし、５点の配点が10点になると、同じ６段階の評価ですので、５点でもよいのではないかと思います。今回も含めて当然ですが、配点10点の項目で点差が開きます。

また、今回の審査結果を見ますと、評価点が同じ見積もりを除いた審査項目数13の80点満点ですが、同点が２名、１点差が１名、14点差が２名、17点差が１名です。差がないと評価した委員３名、差があると評価した委員が３名、過去２回を見ても評価差が大きい審査委員が常に何名かおられますので、審査委員の内訳をお尋ねをいたしました。

私は反対でございますけれども、今後もプロポーザル方式で発注されるのであれば、審査委員には教育部からだけではなく、他の部局からや、保護者の代表などを加えるなどの見直しをされたらどうでしょうか。検討をしてみてください。

それでは、次の質問に進みます。少し具体的になりますが、過去２回のプロポーザル実施要領では、審査基準に関する記述として、別添のプロポーザル方式審査表にある項目に沿うことと記載され、審査表には審査項目と内容と配点が記載をされていました。

ところが、今回のプロポーザル実施要領では、プロポーザル方式審査表の添付はなく、評価基準として山鹿市立山鹿中学校スクールバス運行管理業務委託に係るプロポーザル企画提案審査基準という書類が添付されています。この書類についてお伺いをいたします。

この添付書類には、各項目の評価の視点として、過去２回のプロポーザル審査表と同じ審査項目と内容が書かれていて、事業者に関する項目のうち、行政処分の状況の審査項目で、過去２回とは異なった表記がなされています。過去２回は、評価内容として行政処分の状況のみ書かれていて、具体的な内容の記述はありません。ところが、今回は過去５年間に行政処分を受けている場合、その違反行為について人命にかかわるような重大なものであるか、本業務にかかわると思われる行政処分について真摯に受けとめて改善ができているかを評価の視点としています。

お尋ねをいたします。１点目として、評価の視点として、行政処分の状況についての詳細な内容の文言が今回記載された理由、２点目として、提案会社の信用状況に関することの審査項目で、優良運輸事業者の認定を受けているかという記述がありますが、評価対象の認定・認証制度をお答えください。３点目として、本業務に係る実務実績に関することの項目で、本業務の委託先として十分に業務実績を有しているかという記述がありますが、ここでいう業務実績とはスクールバス運行管理業務委託の受注実績だけを指すのかお答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

まず、先ほどの答弁で、審査委員の構成のところで、私が令和３年度分を教育部１名、また教育部３名ということで申し上げましたけれども、訂正をいたします。令和３年度につきましては、総務部より１名、教育部より３名、校長代表２名の、計６名で編成をされているということでご訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

それでは、ご質問の、審査項目の具体的な内容について、お答えを申し上げます。

まず、行政処分の詳細な内容を記載した理由は、過去２回の審査会の際には、参考として審査表を提示しておりましたが、内容がわかりにくいということもあり、令和３年度から改めて全ての審査項目に関し、具体的な審査基準を設けたところです。

また、優良運輸事業者の認定の記載に関しましては、提案者が客観的評価により認められたものを、事業者の優位性、アピールポイントとして表記できるようにしたものでございます。

次に、企画提案書の業務実績は、スクールバス運行管理業務提案書等作成要領に記載のとおり、教育機関におけるスクールバス運行に関する業務の請負実績について記載させるもので、山鹿市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき提出を求めたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

行政処分の評価に関しましては、この評価の視点を読みますと、山鹿市は行政処分を受けても、その違反行為が人命にかかわるような重大なものではなく、真摯に受けとめて改善できていれば問題はないと、私には取れましたので、お尋ねをいたしました。事実、審査委員の評価は、優れているが２名、普通であるが３名、劣っている１名で、大変劣っているや評価できないはいませんでした。行政処分状況の審査で60日車、使用停止の行政処分を受けたことは普通のことであり、ましてや、優れていることなんでしょうか。申し訳ありませんが、どんな評価基準かと思わざるを得ません。

優良運輸事業者の認定については、評価の視点の中に、言われたような提案事業

者が各自記載した資格で優位性やアピールポイントを評価する内容の記述はございません。優位性を評価するところは別の項目にございます。あるのは、優良運輸事業者の認定を受けているかですので、再度、何を評価するのかをお尋ねいたします。

２点目は、業務実績はスクールバスの実績で評価ということです。そうであるなら、なければ０点で、実績数や内容で１点から５点の評価だと考えますが、事実、今回は０点評価が１名いますが、５点評価もいます。過去の評価でも、実績がなくても全て評価点があります。なぜ実績がないのに評価されるのかお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、優良運輸事業者に対する評価については、提案者の信用状況に関することの一つとして優良事業者の認定を評価するものです。その認定事項はさまざまあるようですが、例えば安全性評価認定や健康経営取組企業の認定などが挙げられます。

次に、業務実績の考え方ですが、審査項目にある本業務の委託先として十分な業務実績を有しているかの評価点については、当然、各審査委員の主観によるものであり、業務実績報告書の記載事項のみで評価をすれば、スクールバス運行の実績がなければ加点なしも考えられます。しかしながら、スクールバス運行の実績がなくとも、プレゼンテーションで、例えば貸し切りバス運行など、その他の実績で評価されれば、業務委託先としての適性を認めた上で加点されているものと判断をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

審査に該当する優良運輸事業者の認定資格等は、安全関係で貸し切りバス事業者を対象といたしました貸切バス事業者安全性評価認定制度と、環境関係でバス・タクシー事業者対象のグリーン経営認証制度、それと同じく、バス・タクシー事業者を対象として九州運輸局が実施する自動車運送事業者無事故表彰の３つを、国土交通省が認めて利用を進めています。

指名可能な市内事業者のうち、実績があるのは２社だと私は認識をしております。

該当事業者２社なのに、実績で評価をしたら、さらに独占受注につながります。各審査委員の方がその辺を理解して評価してくれているのかなと理解をしておりましたけれども、今回、０点の評価を見て、実績での評価のみでよいとの評価視点があったのか知りたくてお尋ねをいたしました。

それでは、次に審査を受けた企画提案書の内容についてお伺いをいたします。落札者の企画提案書には、届け出によらない運賃または料金を収受していたことを行政処分の理由として、その内容としては山鹿営業所からの見積もり案件を本社営業所から大型バス２台を出庫させ、運送業務を行った結果、収受した金額が下限割れ運賃となってしまったと書かれております。確かにキロ制運賃だと10キロ未満で切り上げになりますし、時間制運賃も30分以上は切り上げになるので、下限割れ運賃になる可能性は非常に高いと思います。

例えば、見積もり車種と実際に運行した車種区分が違っても、下限割れの可能性があります。運行された車種は大型バス２台と書かれていますが、行政処分対象案件の見積もり依頼内容はどうなっていたのかお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、見積もり依頼内容について、お答えをいたします。

見積もり内容は、中型バス２台で依頼をいたしております。

ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

そういたしますと、見積もりは中型で提出し、実際は違う営業所から出庫した大型で運行したことになります。見積もり内容と違う車種を運行しても問題はないのでしょうか。見積もり依頼が中型２台であれば、その車種を保有していない事業者や、保有していてもどこかで契約運行していれば使用できません。そういう事情がある事業者は、恐らく大型や依頼の生徒数では小型での見積もりを申し入れると思いますが、過去の事例から見て認められず、辞退届提出となる可能性が大であります。

見積もりを依頼される市内事業者のうち、中型バス２台を保有している事業者が何社ありますでしょうか、お答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、見積もり提出事業者の中型バス保有台数について、お答えをいたします。

市内バス事業者が所有する車種や保有台数については、詳細に把握はしておりませんが、見積もりを依頼した仕様に対して、事業者が引き受けることができないと判断した場合は、見積書の提出を辞退されることが一般的であると認識をいたしております。

なお、事業者へ見積もり徴収を依頼する際は、その事業者が見積もり依頼内容について、山鹿市競争入札参加資格者名簿登録者であるか事前に確認をいたしているところでございます。

ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

対象車種の保有と台数の有無も把握できずに指名をしているとは驚きました。指名事業が保有していないときはどうなさるんでしょうか。他人事ながら心配になります。この案件の輸送人数は38名でした。コロナ対策のためとして、中型バス２台で、乗車時間、片道10分程度の見積もり依頼です。コロナ対策として、19名で中型バスを使用する計画ですが、普段運行するスクールバスは当時、どんなコロナ対策をして運行をしていたのでしょうか。

同中学校区の小学校は大型貸し切りバス１台、中型貸し切りバス１台のほかに、市所有小型バス29人乗り４台と33人乗り１台を運行しています。当時の登校時乗車人員計画案では、大型貸し切りバス47人、中型貸し切りバス35人と、市所有小型バスがそれぞれ26人、22人、20人、23人、16人となっています。若干の増減はあるかもしれませんけれども、２回に分けて登校したとは聞きませんでしたので、１台に乗車して通学していた児童数です。乗車時間も10分から23分で計画をされています。

この案件の中学校の生徒たちよりも抵抗力の弱い児童たちは、運行計画どおりの運送を行っていたはずであります。使用車種は19名なら小型でもよろしいし、大型１台での38名も可能だったのではないでしょうか。なぜ中型２台でないといけないのでしょうか。

依頼の目的は、生徒と引率者38名を学校から競技場まで貸し切りバスで送迎ですから、各事業者が配車計画をして見積書を提出し、一番安価な事業者ではだめだったのでしょうか。それが本来のプロポーザル企画提案だと考えます。

落札事業者は、令和２年２月３日にプロポーザル審査会が開催された案件の企画提案書に中型バス２台所有と記載してありますので、見積もり依頼の同年９月時点でも所有していたと思います。しかし、１台はめのだけ小学校のスクールバスとして契約、もう１台もスクールバス運行業務を契約をしております。運行は平日の登校時間のため、拘束時間中ですので、見積もり時点で２台とも運行は無理だと思います。使用車両が確保できていなくても、見積書を提出することは問題ないのでしょうか、お答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問にお答えをいたします。

令和元年度の審査会では、中型バス保有台数は２台と記載されており、その後の保有台数は把握しておりません。ただ、先ほどご答弁したとおり、見積書の提出を依頼することは、制限されないものと考えます。

なお、国土交通省から示されている貸切バスの新たな運賃・料金制度の資料によれば、見積書の記載内容の中型バスと違う大型バスで当日運行しても問題はないと解されております。ただし、その場合の追加運賃は事業者の負担であり、変更内容について届け出を怠ると運賃料金変更事前届出違反となります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

見積書記載内容と違う車種で運行しても問題ないと解されているとの答弁でございましたけれども、私の認識では、当日、当該車両が故障等により動けない場合は問題ないという解釈です。後の運賃の取り扱いの解釈は、そのとおりだと思います。質問の趣旨として、見積もり依頼の是非ではなく、見積書提出の是非を聞いていますので、再度お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、見積書提出については、貸し切りバスの場合、協力事業者などから車両を借りて運行することも可能であります。よって、見積書の提出は可能だと考えます。ただし、実際の運行については、見積もり依頼の仕様に基づき運行していただくことが前提でございます。

請負者側の都合により車種を変更しなければならない場合、仕様に対し過少とならない変更であれば、その運行は契約に反しないと判断いたしております。その場合の差額料金は、先ほども申し上げましたが、請負者側の負担とすることが国土交通省により示されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

確かに答弁のような対応は可能だと思います。ただし、市内にはほかに対象車種２台を保有する事業者はいないと思いますので、市外からのチャーターになります。市外からチャーターすることになりますと、距離制・時間制運賃は当然増加をいたします。自社の契約金額よりも高額になるのは必然的であります。営利会社が仕事をして赤字になることはわかっていて見積書を提出しますでしょうか。私の想像での発言で大変申し訳ございませんけれども、山鹿市は前の質問への答弁でも、見積もりと違う車種を当日運行しても問題ないとの認識ですし、今の答弁でも同様に、見積もり仕様に対して過小とならなければ、契約に反していないと判断しているとの見解ですので、例え運行できる車種の車両が確保できていなくても受注できたら、保有する別の車種を運行し、事前に届け出をすれば違法にはならないとの判断のもとでの見積書提出ではなかったのでしょうか。

ほかの事業者さんたちは、指定車種の保有がなかったり、使用していれば辞退をされます。それは本当にトラブルが生じた場合の救済措置として認めている国土交通省の通達の解釈を曲げてまでというその選択は、市の答弁にある違法か違法でないかではなく、倫理観や道徳心があるからだと私は思います。

入札方式や予定価格算出の積算基準を決めるのも山鹿市の裁量権です。このスクールバス運行に関しても、貸し切りバスを使用する場合、安価で運行できるよう国が特例をつくっていますが、山鹿市は他の地方公共団体とは異なり、私から見れば、破格の見積上限額を設定しています。おかしいのではと質問をいたしますと、貸し

切りバスの運賃・料金の標準計算方法で計算しているから問題はないと答弁をされます。

道路運送法適用外の自家用車である市所有バス使用の入札に、プロポーザル方式はそぐわないと言うと、貸し切りバスのガイドラインを引き合いに、安全性を考慮して実施すると答弁をされます。

同じプロポーザル方式採用でも、他の地方公共団体と大きく違う点がございます。それは、誰でも応募ができる条件付一般競争入札や公募型入札ではなく、指名型ということです。一般競争や公募型は、求められた参加資格条件を満たせば誰でも応募できるかわりに、事業者に関する審査があるわけです。誰でもとは申しましたけれども、貸し切りバス事業の許可を受けていることが大前提でございます。

審査で、信用状況把握のため、会社の規模等も含めて、業務実績、この場合はスクールバスの業務実績を求め評価をされます。事業者に関する項目を１次審査とするところもありますし、全てを１回で審査するところもございます。

山鹿市の発注は、市内事業者が対象の指名型ですので、指名された事業者は全て参加資格がございます。指名は、貸し切りバス事業者とタクシー事業者が対象になっております。タクシー事業者は、道路運送法規制以外の自家用車が対象でございますので、指名が可能であります。

山鹿市は、プロポーザル方式で公平に審査をして、受注事業者を決定しているとの認識でございますけれども、私は根本的に非常に不公平な入札になっているのではと思っております。この指名型プロポーザルでの審査項目は、会社の業態や経営規模、経営状況などには関係なく行われています。一例といたしとまして、業態が違うタクシー事業者には、評価対象の安全性評価認定は不要な資格ですので、当然ございません。

市所有バスが故障した場合、貸し切りバスでの運行云々と言われても、貸し切りバスは所有をしておりません。当然、スクールバス運行の実績もございません。このような審査項目で審査をしますと言われましても、手間と金をかけて参加しても、勝てる見込みはありません。当然、指名を受けても辞退をいたします。

また、貸し切りバス事業者のうち、山鹿市発注のスクールバス運行での実績がある事業者は、現在２社のみです。実績のない事業者が受注するのは難しいと思います。市は、なぜ参加者が少ないのかを検証することもせず、指名したけれども辞退をされた。だから、１社や２社の応札でも問題ないと考えているから、このナンセンスな入札方法が行われているのだと思います。

次回からは、貸し切りバスでの運行業務はございません。全て市所有バス使用になります。従来どおり、貸し切りバス事業者とタクシー事業者が指名されるのであ

れば、プロポーザル方式はやめていただくようお願いをいたします。

また、先ほどお願いをいたしました、めのだけ小学校の屋内運動場の建てかえ、または増設を強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、有働議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○服部香代　議長

日程第２、委員会付託を行います。

議案第42号から議案第50号までについては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時59分　散会

～～～

６月２３日(木曜日)

令和４年（第２回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

令和４年６月23日（木曜日）午前10時開議

第１　議案第42号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）
議案第43号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
議案第44号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第45号　山鹿市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例
議案第46号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第47号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第49号　熊本広域行政不服審査会の共同設置について
議案第50号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
（委員長報告）
討　　論
採　　決
第２　議案第51号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）
議案第52号　工事請負契約の締結について

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

１番　関口和良
２番　永田壮拡
３番　深牧大助
４番　原　芳郎
５番　隈部賢治
６番　高橋龍一
７番　豊田新二郎

８番	山　下　誠　治
９番	古　川　和　博
10番	金　光　一　誠
11番	松　見　真　一
12番	立　山　大二朗
13番	小　川　榮　二
14番	芋　生　よしや
15番	勢　田　昭　一
16番	有　働　辰　喜
17番	服　部　香　代
18番	冨　丸　洋一郎
19番	北　原　昭　三
20番	永　田　紘　二

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市　　長	早　田　順　一
副　市　長	阿蘇品　貴　司
教　育　長	堀　田　浩一郎
総　務　部　長	大　林　秀　樹
総務部首席審議員	池　田　淳　志
市　民　部　長	中　尾　雄　二
福　祉　部　長	山　﨑　寿　雄
経　済　部　長	石　井　耕一郎
建　設　部　長	松　尾　正　都
教　育　部　長	渡　邊　義　明
消防本部消防長	有　尾　壽　朗
市民部次長	白　石　浩　二
福祉部次長	野　満　ふみ子
経済部次長	栗　原　昭　浩
建設部次長	山　城　一　夫
水　道　局　長	阿蘇品　　健
教育部次長	園　田　正　尚
市民医療センター事務部次長	髙　山　英　雄
財　務　課　長	迎　田　祐　樹

地域生活課審議員	田代絹代
福祉援護課長	原　幸徳

○

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
局長補佐兼議事係長	森　英州
書記	木村隆寛

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○服部香代　議長

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第42号～議案第50号

○服部香代　議長

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第42号から議案第50号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。冨丸建設経済常任委員長。

［冨丸洋一郎　建設経済常任委員長　登壇］

○冨丸洋一郎　建設経済常任委員長

おはようございます。

では、建設経済常任委員会からご報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案１件であります。

去る６月16日午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、２カ所の現地調査を行いました。

最初に、久原地区の農業用ため池である中島の堤を、次に鹿本町高橋地区バイオマスセンターの現況を調査し、担当職員から詳しい説明を受けました。

調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしましたので、その結果について、ご報告をいたします。

議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

小川市民福祉常任委員長。

［小川榮二　市民福祉常任委員長　登壇］

○小川榮二　市民福祉常任委員長

皆さん、おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案５件であります。

去る６月17日午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、鹿本ふれあいセンターを現地調査し、担当職員から詳しい説明を受けました。

調査終了後、午前11時から委員会を再開、慎重に議案の審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第42号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第43号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第44号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第47号　山鹿市鹿本ふれあいセンター条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

勢田総務文教常任委員長。

［勢田昭一　総務文教常任委員長　登壇］

○勢田昭一　総務文教常任委員長

おはようございます。

総務文教常任委員会からの報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託された案件は、議案５件であります。

去る６月20日午後２時より、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に議案審査を行いました。

では、報告をいたします。

議案第45号　山鹿市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号　熊本広域行政不服審査会の共同設置について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生よしや議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、議案第44号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

本議案は、2022年度の国民健康保険税の率を決めるものです。地方税法施行令の改正に伴って、医療分の基礎課税額の賦課限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援分の賦課限度額が19万円から20万円に上がりました。介護分の賦課限度額は17万円のまま据え置きですが、今回、最大102万円の課税、これまでの最高額となります。

私もこれまで均等割の減免などを求めてきましたし、市長も答弁されましたように、市長会や全国各地の動きで、子供の均等割免除が就学前まで、半分ですが、実現したのは大事な一歩だと評価をいたします。これにつきましては、一般質問で求めましたように、対象年齢の引き上げに取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

就学前の子供たちの均等割５割軽減により、子育て世帯で未就学児が複数いる世帯などで国保税値下げとなるものの、山鹿市では軽減なし世帯は39.2％という半分以下の世帯でした。その中の124世帯が今度影響を受けるとのことです。

今、コロナ危機と物価高騰で、暮らしも営業も脅かされています。４月の消費者物価は、前年同月比2.5％と消費税増税時を除けば30年ぶりの上昇となっています。とりわけ食料品や水・光熱費などの生活必需品が多く占める基礎的支出項目の価格上昇は4.8％にも達しております。生活必需品の支出割合が高い低所得者ほど、家計負担の増加率は高くなっています。

国保加入者は、皆さんもご存じのように、高齢者や自営業者、フリーランス、非正規と、経済基盤が脆弱な方々が多く、コロナ禍で経済的な打撃、直撃している方たちです。

平成５年度には、1993年ですが、限度額が50万円でした。後期高齢者医療制度が始まった平成20年度に68万円、そして少し戻りますが、平成12年度には７万円の限度額が上がりました。そして、平成18年度からは毎年、平成23年度まで１万円から３万円の値上げが続いていました。平成24年、平成25年には上がりませんでしたが、平成26年度からは毎年４万円から３万円の値上げとなりました。そして、令和３年度には値上げはありませんでしたが、ことしはついに102万円となります。

持続可能な医療保険制度を構築するためとして、国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わった平成30年度には、皆さん、93万円の限度額となりましたし、令和２年度には99万円となり、今回、何度も繰り返しますが、102万円となりました。限度額を引き上げることで、中・低所得者の負担軽減が図れると言いますが、限度額が引き上げられる世帯も、高所得世帯ではなく、重い保険料負担となり、国民健康保険の被保険者の間で負担割合を変えることで、中・低所得者の国保税の引き下げを解決することはできません。都道府県化でうたわれた安定的な財政運営や、効率的な事業の確保、制度の安定化が進んでいると言えるのでしょうか。

そして、先ほど申しました50万円から102万円、52万円も限度額が上がったこの間、29年ありますが、国保世帯の収入はそんなに上がっているでしょうか。早田市長もおっしゃっておられましたように、全国知事会や全国市長会などは、加入者の所得が低い国保が、他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを、国保の構造的問題だとし、これを解決するため、公費投入、国庫負担をふやし、国保税を引き下げることを国に要望し続けていらっしゃいます。私たちも要望しております。

また、国保が都道府県化になっても、地方自治体の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法のもと、自治体が独自の公費繰入を続けることは可能となっています。賦課限度額の引き上げではなく、市が市民の生活を守る立場から、一般会計からの法定外繰入を行うことで国民健康保険税の引き下げを行うことを求めます。また、国に対しても、国保への公的負担増を引き続き求めることをこれも求めておきます。

限度額を引き上げ、中間層の負担増を抑制するという方式は、もう限界です。国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減することを求めまして、反対討論といたします。

○服部香代　議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第42号及び議案第43号の２案件を一括採決いたします。

議案第42号及び議案第43号の２案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第44号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第45号から議案第47号までの３案件を一括採決いたします。

議案第45号から議案第47号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号及び議案第50号の２案件を一括採決いたします。

議案第49号及び議案第50号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　議案第51号～議案第52号

○服部香代　議長

日程第２、議案第51号及び議案第52号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第51号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、追加提案申し上げます補正予算につきましては、コロナ禍において、物価高騰の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、臨時的な支援策として給付金を給付するものでございます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正額は1701万7000円です。補正後の総額は310億6477万7000円であります。

予算の内容につきまして申し上げます。

８ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）児童家庭支援費の補正額1701万7000円は、先に補正１号として議決いただきました、子育て世帯生活支援特別給付事業の生活支援特別給付金の給付を受けたひとり親世帯を対象に、１世帯当たり２万円を給付するものです。さらに、第２子以降の児童がいる場合は、児童１人当たり5000円を加算します。

財源につきましては全額県補助金であります。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

議案第52号　工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本案は、山鹿市民球場改修工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必

要があり、提案するものでございます。

契約の目的は、山鹿市民球場改修工事（Ⅲ期工事）でございます。

契約方法は、一般競争入札です。

今回の一般競争入札は、昨年度のⅡ期工事と同様、２または３社が共同連携をして工事を請け負う特定建設工事共同企業体、いわゆるＪＶ方式でございます。

代表構成員、構成員ともに、山鹿市内に主たる営業所・本店を有することを条件といたしております。

契約の金額は３億63万円、契約の相手方は本山・真公建設工事共同企業体、代表者は山鹿市鹿央町千田60番地１、株式会社本山建設、代表取締役　本山幸嘉氏でございます。

次のページをお願いいたします。

工事の場所は山鹿市熊入町416番地、工事の概要は山鹿市民球場・鉄筋コンクリート造３階建ての建築物のベンチ改修工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事等建築改修工事一式でございます。

工期は、本契約成立日の翌日から令和５年３月24日まででございます。

以上、ご説明を終わります。

○服部香代　議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで議案審査のため、しばらく休憩します。

午前10時25分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午前10時49分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議題となっております案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております２案件につきましては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第51号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

――――――――――――――――――――○――――――――――――――――――――

閉　会

○服部香代　議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和４年（第２回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時51分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　服　部　香　代

山鹿市議会議員　　芋　生　よしや

山鹿市議会議員　　小　川　榮　二